年 報 や ま び こ 32

─── 2020年度情報公開・個人情報保護・会議公開制度運用実績報告書 ───

町田市総務部市政情報課 (市政情報やまびこ)

上 数

第	1	章 情報公開請求の状況	
	1	2020年度の経過	3 -
	2	2020年度情報公開請求・決定の内容	5 -
	3	年度・実施機関別情報公開請求の件数	25 -
第	2		
	1	2020年度の経過	29 -
	2	2020年度個人情報開示等請求・決定の内容	31 -
	3	年度・実施機関別個人情報開示等請求の件数	44 -
第	3		
	1	行政不服審查会	47 -
	2	2020年度 行政不服審査会の開催状況	47 -
	3	不服申立て(審査請求)の状況	48 -
	4	答申の状況	48 -
	5	2020年度審査会事件一覧	49 -
第	4	章 情報公開・個人情報保護運営審議会の状況	
	1	情報公開·個人情報保護運営審議会	101 -
	2	2020年度 情報公開・個人情報保護運営審議会の開催状況	101 -
第	5		
	1	2020年度の経過	117 -
	2	2020年度審議会等会議の会議別開催状況	118 -
第	6		
	1	2020年度の経過	123 -
第	7		
	1	情報公開と情報提供	127 -
	2	刊行物の販売	128 -
	3	インターネットによる案内	131 -
	4	複写サービス	132 -
第	8		
	1	市政情報やまびこの予算執行状況	135 -
	2	「個人情報の漏洩事故ゼロ」を目指して	136 -
	3	職員等を対象とした研修会・説明会等の開催	136 -
	4	P I ニュースの発行······ -	137 -
	5		137 -
	6	他の自治体等からの視察	138 -

第1章 情報公開請求の状況

第1章 情報公開請求の状況

1 2020年度の経過

2020年度の請求の特徴としては、業務委託候補者選定のためのプロポーザルにおける提案書、マンション新築工事の説明会報告書、図書館のあり方に関する審議会の資料等の公開請求が行われました。

1年間の請求件数は55件でした。その内訳及び決定の状況は以下のとおりです。

(1) 2020年度実施機関別情報公開請求件数

政策経営部 企画政策 課 1 (内取下げ1) 総務部 日本	実	施		機	関	主		管		台	3		課	件数	小 計
株						此	学 奴	学 如	企	画	政	策	課	1	
総務部 総務 部 総務 課 (内取下げ1) 職 員 課 1						蚁.	來 陛	四 可	広		報		課	2	
財務部						総	務	部	総		務		課	_	
財務部 一度 一度 一度 一度 一度 一度 一度 一									職		員		課	1	
お R 市 民 部 市 民 協 簡推 進課 2 文化スポーツ 技 興 課 2 スポーツ 振 興 課 2 (内取下げ1) 保 健 所 保 健 予 防 課 1 (内取下げ1) 保 管 平 年 第 9 年 第 1 1 1 1 1 1 1 1 1									市	有財	産	舌用	課	1	
市 民 部 市民協働推進課 2						財	務	部	資	産	. 1	兑	課	2	
東 文化振興課 2 文化スポーツ振興課 1 保健所保健予防課 1 円電青少年課 1 円電青少年課 1 保健所保健予防課 1 保健所保健予防課 1 保健所保健予防課 1 保健所保健予防課 1 保育・幼稚園課(内取下げ1) 2 環境資源部環境保全課 2 土地利用調整課 3 公園緑地課 5 生涯学習を課 6 生涯学習センター 2 (内取下げ6) 22 医業管理委員会 0 の									納		税		課	1	
大化スポーツ 振 興 部 スポーツ 振 興 課						市	民	部	市	民協	動力	推 進	課	2	
市 長 振 興 部 スポーツ振興課 (内取下げ1) (内取下げ1) 保健所 保健予防課 1 児童青少年課 1 大ども生活部 保育・幼稚園課 (内取下げ1) 環境資源部 環境保全課 1 1 3 R推進課 1 3 R推進課 1 1 3 R推進課 1 2 2 本年学習総務課 6 生涯学習センター 2 2 (内取下げ6) 選挙管理委員会 0 0 監査委員 0 0 農業委員会 0 0 固定資産評価審査委員会 0 0 病院事業管理者 0 0 高 会議会事務局 1 1 5 5 5						-tr- 1	レッチ	·	文	化	振	興	課	2	
大ども生活部 児童青少年課 1 (内取下げ1) 保育・幼稚園課 (内取下げ1) 環境資源部 環境保全課 1 3 R 推進課 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	市				長	1			ス	ポー	ツ	辰 興	課	_	
子ども生活部 保育・幼稚園課 (内取下げ1) 環境資源部 環境保全課 1 道路部道路管理課 2 土地利用調整課 3 者市づくり部 建築開発審査課 3 公園緑地課 5 生涯学習を粉課 6 生涯学習を多課 2 (内取下げ6) 選挙管理委員会 0 0 監査委員会 0 0 農業委員会 0 0 固定資産評価審査委員会 0 0 高院事業管理者 0 0 会議会事務局1 1 1 1 55 55						保	健	所	保	健	予	防	課	1	
(株育・幼稚園課 (内取下げ1) 環境資源部 環境保全課 1 道路部道路管理課 2 土地利用調整課 3 公園緑地課 5 生涯学習部 (内取下げ6) 選挙管理委員会 0 0 監査委員会 0 0 農業委員会 0 0 固定資産評価審查委員会 0 0 商院事業管理者 0 0 資養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養養									児	童	事 少	年	課	1	
報見係部 3 R 推 進 課 1 道路部 道路管理課 2 北地利用調整課 3 建築開発審査課 3 公園緑地課 5 生涯学習総務課 6 生涯学習センター 2 22 図書館 (内取下げ6) 選挙管理委員会 0 0 監査委員 0 0 農業委員会 0 0 固定資産評価審査委員会 0 0 高院事業管理者 0 0 会議会 事務局 1 1 1 1 5 5 5 5						子。	ども生	活部	保	育•	幼和	雀 園	課		
数 育 委 員 会 生涯学習部 2 土地利用調整課 3 建築開発審査課 3 会議 会 事 務 局 1 大 財						円·	倍 次、	酒 如	環	境	保	全	課	1	
表 音 要 員 会 生涯学習部 3 大						坏.	児 貝 1	のより		R	推	進	課	1	
都市づくり部 建築開発審査課 3 公園緑地課 5 生涯学習総務課 6 生涯学習センター 2 医業管理委員会 1 4 (内取下げ6) 医童童 委員 0 0 日定資産評価審査委員会 0 0 高院事業管理者 0 0 会議会事務局 1 1 55 55						道	路	部	道	路	管	理	課	2	
数 育 委 員 会 生涯学習部 5 生涯学習センター 2 選挙管理委員会 0 0 監 査 委 員 0 0 農業委員会 0 0 固定資産評価審査委員会 0 0 病院事業管理者 0 0 会議会事務局 1 1 55 55									土	地利	用言	調 整	課	3	
教育委員会生涯学習総務課6生涯学習センター2図書館14 (内取下げ6)選挙管理委員会0監査委員0農業委員会0固定資産評価審查委員会0の方0 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>都市</td> <td>节づく</td> <td>り部</td> <td>建</td> <td>築 開</td> <td>発音</td> <td>審 査</td> <td>課</td> <td>3</td> <td></td>						都市	节づく	り部	建	築 開	発音	審 査	課	3	
教育委員会 生涯学習部 生涯学習センター 2 22 (内取下げ6) 選挙管理委員会 0 0 0 監査委員 0 0 0 農業委員会 0 0 0 固定資産評価審査委員会 0 0 0 病院事業管理者 0 0 0 会議会 事務局 1 1 合 計 55 55									公	園	緑	地	課	5	
教育委員会 生涯字智部 選挙管理委員会 0 監查委員 0 農業委員会 0 固定資産評価審查委員会 0 高院事業管理者 0 公 0 3 5 5 5									生	涯 学	習着	総務	課	6	
選挙管理委員会 0 0 監査委員 0 0 農業委員会 0 0 固定資産評価審査委員会 0 0 病院事業管理者 0 0 会議会事務局 1 1 55 55	纵	杏	禾	昌	<u></u>	生:	涯 学:	双 立(生	涯学	習セ	ンタ	<u> </u>	2	
監 査 委 員 0 0 農 業 委 員 会 0 0 固定資産評価審査委員会 0 0 病 院 事 業 管 理 者 0 0 議 会 議 会 事 務 局 1 1 1 ム 計 5 5 5 5	秋	Ħ	女	只	Δ		生 子	어머 터	図		書		館		(内取下げ6)
監 査 委 員 0 0 農 業 委 員 会 0 0 固定資産評価審査委員会 0 0 病 院 事 業 管 理 者 0 0 議 会 議 会 事 務 局 1 1 1 ム 計 5 5 5 5	選	挙 管	理	委員	会				•					0	0
農業委員会 0 固定資産評価審查委員会 0 病院事業管理者 0 養会議会事務局 1 五 1 55 55														0	0
固定資産評価審査委員会 0 0 病院事業管理者 0 0 議 会議会事務局 1 1 合 31 55 55	農	業	委	員	会									0	0
議 会議会事務局 1 A 31		定資産評	平価額		会									0	0
<u>55</u> 55	病	院事	業	管 理	者									0	0
<u>55</u> 55	議				会	議	-	슺	事		務		局	1	1
					計									55 (内取り下げ9)	55 (内取り下げ9)

(2)請求者区分別請求件数

請求者区分	市内に住所を有する個人	市内に事務所 または事業所 を有する法人 その他の団体	市外に住所を 有する個人	市外に事務所 または事業所 を有する法人 その他の団体	合計
請求者数	13人	1人	5人	11人	30人
請求件数	24件	2件	5件	24件	55件

^{※1}人当たりの請求件数約1.55件、1人最大請求件数6件(市内に住所を有する個人)

(3)請求に対する決定区分別件数

	決	定 区	分		
公 開	部分公開	非公開	不存在	存否応答 拒否	合計
23件	18件	2件	12件	1件	56件

^{※1}件の請求に対して複数の決定があるため、請求件数の合計と決定件数の合計は一致しません。

(4) 非公開(部分公開を含む)情報の適用除外事項別内訳

	適	用除	外 事	項		
1号 個人情報	2号 法人情報	3号 意思決定 過程情報	4号 行政執行 情報	5号 公共の安全 維持情報	6号 法令秘情報	合計
15件	8件	1件	5件	3件	0件	3 2件

^{※1}件の非公開(部分公開)決定に複数の適用除外事項が該当する場合があります。

適用除外事項

情報公開制度では、実施機関の保有している公文書はすべて公開が原則となりますが、情報公開条例第5条第1項では、その例外として、公開しないことができる情報の範囲(適用除外事項)を次の6項目と定めています。

1号 個人情報 → 個人に関する情報

2号 法人情報 → 企業等の法人に関する情報

3号 意思決定過程情報 → 行政上の意思が最終決定されていない情報

4号 行政執行情報 → 行政の事務・事業の運営に関する情報

5号 公共の安全維持情報 → 人の生命、財産等の保護に関する情報

6号 法令秘情報 → 法令上の秘密にあたる情報

2 2020年度情報公開請求・決定の内容

___ 表記内容の説明(主管部課名) 整理番号 請求年月日 ………… ■請求内容 ・・・・・・ 決定年月日 決定内容 ・対象公文書の件名 ・・・・・・・

2020-1 2020年4月9日(市民部市民協働推進課)

■市職員が認可地緑団体の業務を行うために必要な文書一切(市民のためのハンドブックを除く) 2020 年 4 月 21 日 不存在決定

理由:認可地緑団体の業務を行う際に、認可地緑団体ハンドブック以外の資料を使用していない ため。

2020 年 4 月 28 日 **2020 年 4 月 21 日付け不存在決定の取消し**

2020 年 4 月 30 日 不存在決定

理由:認可地緑団体の業務を行う際に、認可地緑団体ハンドブック以外の文書一切を使用してい ないため。

2020-2 2020年4月17日 ……………………………(総務部職員課)

■町田市職員(部長職~係長職)の氏名及び直通電話番号が記載の文書

2020 年 4 月 20 日 公開決定

• 2020 年 4 月 役職者一覧

2020-3 欠番

2020-4 2020年5月12日 …………………………(財務部資産税課)

■2019 年中の登記異動修正済の、地番図 shape データ。

※地番の他、字界・字名・家屋(外形・家屋番号)の情報の付加。

※最新版に更新される毎年の時期についてと、測地成果(JGD2000、JGD2011等)について。 ※コード表記等による読み替えを行っている場合は、それを読み替えるための資料。

2020年5月20日 公開決定

・電子地番図(2020年1月1日現在)

(町田市全域における、2020年1月1日現在の土地の現況図で、「登記異動修正済データ」の 複製物。)

- ・地番、字名を含み、字界、家屋(外形・家屋番号)は含みません。
- ・電子地番更新時期は、毎年4月初旬頃となります。
- ・測地成果については、JGD2000、JGD2011、日本測地系、任意座標系の混在になります。
- ・コード表記等による読み替えは行っていません。

2020-5 2020年7月7日 …………………………………………(都市づくり部公園緑地課)

■2018年度に実施された町田市鶴間公園の指定管理者公募型プロポーザルにおいて、TSURUMAパー クライフパートナーズが提出した、事業計画書及び収支計画書

2020 年 7 月 16 日 部分公開決定

町田市都市公園事業計画書及び収支予算書

【鶴間公園】

TSURUMA パークライフパートナーズ 申請分

理由:①町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- ○会社から個人に割り当てられた個人専用アドレスで、特定の個人が識別されるため
- : ②町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
 - ○個人に関する情報であって特定個人が識別され、または識別されうるものであるため

ページ	公開しない部分	公開しな い理由
1枚目	メールアドレス	1
1枚目	担当者氏名	2
様式6-4-1	写真:公園と人「健康」でつなげる/ニーズに応えた キッズ向け教室事業	2
様式6-5-2	写真:バーベキューの展開	2
様式6-6-1	写真:地域と共に作り上げるイベントで地域交流を促進/鶴間公園市民防災フェスティバル	2
様式6-6-2	写真:スポーツを通じた地域貢献/スポ GOMI	2
様式6-6-2	写真:スポーツを通じた地域貢献/スポーツフェスティ バルの開催	2
様式6-10	写真:魅力的な施設間連携を推進/商業施設から公園まで練り歩く『ハロウィンパレード』	2
様式6-10	写真:魅力的な施設間連携を推進/南町田グランベリーパーク全体を使った『スタンプラリー』	2

- ■令和2年、広報課で実施の「町田市 PR 冊子等制作業務委託」の委託候補者の提案書 2020 年 8 月 13 日 部分公開決定
 - ・令和2年、広報課で実施の「町田市 PR 冊子等制作業務委託」の委託候補者提案書

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって特定個人が識別され、または識別されうるものであるため

・担当者の写真・氏名・プロフィール

■2020 年のまちだシティプロモーション支援業務委託契約候補者選定のための公募型プロポーザ ル時の株式会社ベクトルの提案書

2020年8月17日 公開決定

・2020年の「まちだシティプロモーション支援業務委託業務受託候補者選定のためのプロポーザル」の株式会社ベクトルの提案書

2020-8 2020 年 8 月 11 日(生涯学習部図書館)

■町田市立図書館のコロナ禍(COVID - 19)に伴う全館休館に関して3月2日からの休館を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切

2020 年 8 月 25 日 公開決定

・【生涯学習部】生涯学習部所管施設の休止等について(2020年2月28日)

2020-9 2020 年 8 月 11 日(生涯学習部図書館)

- ■2. 町田市立図書館ホームページの閉鎖及び再開に関して
 - ①4月8日からのホームページ閉鎖を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切
 - ②4月21日からのホームページの再開を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切 2020年8月25日 公開決定
 - ①・町田市立図書館 Twitter 掲載記事の更新について (4月8日更新分) 2020 年4月8日 ・町田市ホームページの修正について 2020 年4月8日
 - ②・新型コロナウィルス感染症にかかる図書館ホームページ及び Twitter の更新について

(4月21日更新分)2020年4月17日

・新型コロナウイルス感染症にかかる市のホームページ及び Twitter の更新について 2020 年 4 月 17 日

2020-10 2020 年 8 月 11 日 …………………………………………………………(生涯学習部図書館)

- ■3.「今後の町田市立図書館のあり方について」の諮問に関して
 - ②2020 年 10 月 22 日の生涯学習審議会に「資料 4 一①」として出された「(案) 町田市立図書館のあり方見直しについて」が策定された経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切
 - ③町田市立図書館協議会に過去 20 年間に諮問された事項が分かる起案書などの文書一切

2020年8月25日 公開決定

③・館長報告 2010年2月16日 図書館協議会

2020 年 8 月 25 日 不存在決定

- 3.「今後の町田市立図書館のあり方について」の諮問に関して
- ②2020年10月22日の生涯学習審議会に「資料4-①」として出された「(案) 町田市立図書館のあり方見直しについて」が策定された経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切

理由:「資料4-①(案)町田市立図書館のあり方見直しについて」は、生涯学習審議会事務局である生涯学習総務課が諮問内容を補強するために作成した資料で、図書館では作成していないため。

2020-11 2020 年 8 月 11 日(牛涯学習部図書館)

■ 4. 町田市立鶴川駅前図書館への指定管理者制度導入に関して

2020年6月17日の町田市議会文教社会常任委員会で示された町田市立鶴川駅前図書館を指定管理にした場合の事業者から聴取した見積もりに関して、町田市が事業者に示した仕様書及び事業者が提出した見積書の内容の詳細が分かる資料一切

2020 年 8 月 25 日 非公開決定

・町田市立鶴川駅前図書館指定管理の見積書

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第3号に該当

- ○今後指定管理が予定されている鶴川駅前図書館の指定管理に関する仕様書及び見積書は、最終的な仕様書作成のための資料として取得したもので、意思決定が未了の事項に関する情報に該当し、公開することにより行政内部の検討に必要な資料を得ることが困難になると共に、公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生じると認められるため。
- : 町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
 - ○今後指定管理が予定されている鶴川駅前図書館の指定管理に関する仕様書及び見積書は、最終的な仕様書作成のための資料として取得したもので、公開することにより当該事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施をを著しく困難にすると認められるため。

2020-12 2020 年 8 月 12 日(道路部道路管理課)

- ■○○町○○○番地側と○○町○○○番地側間の道幅変更について
 - 3 指定番号 847 号 No. 5 号道路

申請の道幅 道路の長さ

4〇〇町〇〇〇〇番地側が町田市に道路変更 6メートル

No.5号道路は建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号道路です

- 〇〇〇〇番地側が道幅6 位変更届を申請
- 〇〇町〇〇〇〇番地側 申請書 署名 捺印 していません
- ○○○○番地側より何も連絡はありません

申請書の写し

2020 年 8 月 25 日 不存在決定

理由: 3について

○指定番号847号№5号道路は位置指定道路です。そのため町田市の市道として管理していないので、道路管理のための道幅、長さに関する書面、図面はありません。

: 4について

- ○位置指定道路 847 号№ 5 号道路は私道なので、本件に該当するものとして考えられるのは、①私道移管調査依頼書、②境界確定申請書が考えられます。
 - ①私道移管調査依頼書について

過去に調査依頼書は提出されていないため、依頼書はありません。

②境界確定申請書について

位置指定道路 847 号No.5 号道路は町田市道路部が管理する市有地に隣接しています。市有地の測量は財産管理のために町田市が発注し、境界確定を行ったもので、第三者からの申請により実施したものではありません。

このため、境界確定申請書はありません。

2020-13 2020 年 8 月 12 日 …………………………………(都市づくり部建築開発審査課)

- ■○○町○○○○番地側と○○町○○○○番地側間の道幅変更について
 - 3 指定番号 847 号 No.5 号道路

申請の道幅

道路の長さ

- 4〇〇町〇〇〇〇番地側が町田市に道路変更 6メートル
 - No.5号道路は建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号道路です
 - 〇〇〇〇番地側が道幅6位変更届を申請
 - 〇〇町〇〇〇〇番地側 申請書 署名 捺印 していません
 - ○○○○番地側より何も連絡はありません

申請書の写し

2020 年 8 月 24 日 部分公開決定

道路位置指定申請書 指定番号 847 号

理由:①町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- ○個人の印影、及び担当者氏名は、特定個人の情報であり、特定個人が識別されるため
- ・個人の印影、担当者氏名
- ②町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当
- ○法人の印影は、内部管理情報であり、公開されることにより、模造等の不正使用で法 人の事業運営に著しい支障が生じる恐れがあるため。
- ・ 法人の印影

2020 年 8 月 24 日 不存在決定

- 4○○町○○○番地側が町田市に道路変更 6メートル
 - No.5号道路は建築基準法第42条第1項第5号道路です
 - ○○○○番地側が道幅6~変更届を申請
 - ○○町○○○○番地側 申請書 署名 捺印 していません
 - ○○○○番地側より何も連絡はありません

申請書の写し

理由:位置指定道路847号No.5号道路に関し、指定変更の申請がないため。

2020-14 2020 年8月13日 …………………………(都市づくり部土地利用調整課)

■町田市○○町○○○○番地、○○○○番地における「(仮称) 町田市○○町学生マンション新築 工事」の、町田市住みよい街づくり条例第 28 条の規定による「協議経過・結果報告書」の一式 2020 年 8 月 24 日 部分公開決定

名称:(仮称)町田市○○町学生マンション新築工事

行為の場所:〇〇町〇〇〇〇番地の一部 外

- · 説明会開催結果報告書 表面· 裏面 4 枚分 (第 22 号様式)
- ・「(仮称) 町田市○○町学生マンション新築工事」回答議事録
- ・説明会で使用した資料

「(仮称) 町田市〇〇町学生マンション新築工事」建設工事に関するお知らせ(1)現状の計画概要、敷地案内図・関係住民等対象区域図(2)

パース (3) 配置図 (4) 平面図 (5) 立面図 (6) (7) 緑化等計画図 (8)

日影図(9) 施工要領(10)

・関係所有者リスト

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

- ○「印影」部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が 流通することによって印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開する と法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。
- ・「説明会開催結果報告書」表面の建築主印影
- : 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
 - ○個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため。
 - •「説明会開催結果報告書」裏面の質問者の氏名、所有建築物名及び部屋番号
 - •「(仮称) 町田市〇〇町学生マンション新築工事」回答議事録の質問者の氏名、所有建築物名及び部屋番号
 - ・関係所有者リストの氏名及び住所

2020-15 2020 年 8 月 11 日 ………………………………………………(生涯学習部生涯学習総務課)

■3.「今後の町田市立図書館のあり方について」の諮問に関して

①2018 年 10 月 22 日付「18 町教生総第 293 号」により、「今後の町田市立図書館のあり方見直 し方針」を町田市立図書館協議会ではなく、町田市生涯学習審議会に諮問することと決定した 経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切

②2018 年 10 月 22 日の生涯学習審議会に「資料 4 一①」として出された「(案) 町田市立図書館のあり方見直しについて」が策定された経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切

- ③2011 年 6 月以降の町田市生涯学習審議会に諮問された事項が分かる起案書などの文書一切 2020 年 8 月 25 日 公開決定
- 3.「今後の町田市立図書館のあり方について」の諮問に関して
- ①・18 町教生総第 293 号 第 4 期町田市生涯学習審議会への諮問について
 - ・2020年度町田市教育委員会第7回定例会会議録について
- ②・第5回町田市生涯学習審議会会議の開催について(依頼)
- ③・16 町教生総第240 号 第3期生涯学習審議会への諮問について
 - ・18 町教生総第152号 第4期町田市生涯学習審議会への諮問について
 - ・18 町教生総第293 号 第4期町田市生涯学習審議会への諮問について
 - ・19 町教生総第119号 第4期町田市生涯学習審議会への諮問について
 - ・20 町教生総第134号 第5期町田市生涯学習審議会への諮問について

2020 年 8 月 25 日 不存在決定

3.「今後の町田市立図書館のあり方について」の諮問に関して

③2011年6月以降の町田市生涯学習審議会に諮問された事項が分かる起案書などの文書一切理由:上記の公文書公開請求の対象となる公文書は、町田市教育委員会文書管理規程第32条により5年保存となっております。そのため、2011年6月から2015年3月31日の間の文書は、保存年限が終了し、同規程第38条に基づき廃棄済みとなっているので文書の存否を確認できません。

■環境確保条例に基づく指定作業場の届出書類一式及び116-1項に基づく届出書類一式

〇〇石油(株)〇〇町〇〇〇〇番地

□□石油(株)○○町給油所 ○○町○○○番地

2020年9月2日 部分公開決定

○○石油株式会社(○○町○○○○番地)、□□石油株式会社○○町給油所(○○町○○○○番地)に関する都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく以下の書類

- · 指定作業場変更届出書 · 指定作業場承継届出書 · 指定作業場廃止届出書
- ・土壌汚染状況調査報告書(計量証明書及び現場写真を除く)
- 理由:(1) 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
 - ○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。
 - :(2) 町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当
 - ○法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。
 - :(3) 町田市情報公開条例第5条第1項第5号に該当
 - ○個人が使用している印鑑であり、公開し、情報が流通することによって印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

書類名称	書類中該当ページ	公開しない部分	理由
		法人代表者印影	(2)
	表紙	訂正印	(1) (3)
指定作業場変更届出書	12/14	個人印影	(1) (3)
		連絡先氏名	(1)
	別紙	訂正印	(1) (3)
指定作業場承継届出書	表紙	法人代表者印影	(2)
指定作業場廃止届出書	表紙	法人代表者印影	(2)
		法人代表者印影	(2)
	表紙	連絡先氏名	(1)
		連絡先電子メールアドレス	(1)
	H15.3 報告書 分析結 果	調査担当者氏名	(1)
		ボーリング調査結果(B-1) H15.3.11 調査者名	(1)
		ボーリング調査結果(B-2) H15.3.12 調査者名	(1)
土壤汚染状況調査報告書		ボーリング調査結果(B-3) H15.3.12 調査者名	(1)
	H15.4 報告書 ボーリング柱状図	ボーリング調査結果(B-4) H15.3.12 調査者名	(1)
		ボーリング調査結果(B-5) H15.3.11 調査者名	(1)
		ボーリング調査結果(B-6) H15.3.11 調査者名	(1)
		ボーリング調査結果(B-7) H15.3.12 調査者名	(1)

2020-17 2020年8月24日 …………………………(文化スポーツ振興部文化振興課)

■3 2019 年度第1四半期頃に国際交流センターが実施したボランティア活動に関するアンケート中、国際交流センターのボランティアに対して特定の法案制定を支持する署名活動に参加するよう求められていること等の問題を提起した私の回答が、町田市に共有されたことがわかる文書

2020年8月28日 不存在決定

理由:町田国際交流センターで行っているアンケート及びその回答内容については共有を行っていないため

- ■1町田市の依頼を受け、2019年5月頃に(一財)町田市文化・国際交流財団町田国際交流センター(以下、国際交流センター)のボランティアが作成、提出した町田市議会案内資料の外国語翻訳が、町田市において実際に活用されていることがわかる文書
 - 2町田市から国際交流センターに上記1の翻訳の依頼を行うに当たり、町田市においていかなる 意思決定がなされたか、その経緯が分かる文書

2020 年 9 月 2 日 公開決定

・町田市議会 web サイト中の、「多言語対応のページ」の画面コピー

2020 年 9 月 2 日 不存在決定

■町田市から国際交流センターに上記1の翻訳の依頼を行うに当たり、町田市においていかなる 意思決定がなされたか、その経緯が分かる文書

理由:「わたしたちの町田市議会」、「議会のご案内」の多言語パンフレットの必要性を感じていた中で、(一財)町田市文化・国際交流財団 町田国際交流センターには、翻訳依頼をすべて口頭でおこなった。そのため経緯がわかる文書は存在しないため。

2020-19 2020年8月28日 ……………………………………(都市づくり部土地利用調整課)

■町田市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく説明会等報告書 8月8日分 町田市○○町学生マンション新築工事

2020年9月8日 部分公開決定

名称:(仮称)町田市○○町学生マンション新築工事

行為の場所:○○町○○○○番地の一部 外

- · 説明会等報告書 表面 · 裏面 (第3号様式)
- ・「(仮称) 町田市○○町学生マンション新築工事」回答議事録
- ・説明会で使用した資料

「(仮称) 町田市〇〇町学生マンション新築工事」説明会開催のご案内(1)

パース(2) 配置図(3) 平面図(4) 立面図(5)(6) 日影図(7) 施工要領(8)

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当。

- ○「印影」部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が 流通することによって印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると 法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。
- ・「説明会等報告書」表面の建築主印影
- : 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
 - ○個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため。
 - ・「説明会等報告書」裏面の説明を行った近隣関係住民の名簿の氏名、住所、電話番号
 - •「(仮称) 町田市〇〇町学生マンション新築工事」回答議事録の質問者の氏名、所有 又は居住建築物名
 - •「(仮称) 町田市〇〇町学生マンション新築工事」回答議事録の質問事項に含まれる個人 名及び質問者個人に関する情報

2020-20 2020年10月12日 ………………………………………(都市づくり部土地利用調整課)

■町田市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく説明会等報告書 9月6日分 町田市○○町学生マンション新築工事

2020 年 10 月 22 日 部分公開決定

名称:(仮称)町田市○○町学生マンション新築工事

行為の場所:○○町○○○番地の一部 外

- ・説明会等報告書 表面・裏面(第3号様式)
- ※配布資料等
- ・別紙①、③「(仮称) 町田市○○町学生マンション新築工事」町田市中高層建築物等に関する指 - 導要綱に伴う8月8日説明会における回答議事録 - |
- 別紙②「説明会で使用した資料」

「(仮称) 町田市○○町学生マンション新築工事」説明会開催のご案内(1) パース(2) 配置図(3) 平面図(4) 立面図(5)(6) 日影図(7) 施工要領(8)

- ・別紙④「(仮称)町田市○○町学生マンション新築工事 要望及び質疑事項について」
- 別紙④への回答
- 質疑応答
- ・(仮称) 町田市○○町学生マンション新築工事説明会 ご出席者名簿

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当。

- ○「印影」部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流 通することによって印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると法 人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。
- •「説明会等報告書」表面の建築主印影
- : 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当。
 - ○個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため。
 - ・資料①③の二枚目担当者氏名
 - ・「別紙④への回答」の事業担当者氏名
 - •「4. 質疑応答」の陳述意見/回答の氏名の欄
 - ・「(仮称) 町田市○○町学生マンション新築工事説明会 ご出席者名簿」の地図番号、 お名前、ご住所またはマンション名・室号、ご連絡電話番号の欄

2020-21 2020年10月12日 ……………………(生涯学習部生涯学習センター)

■「生涯学習センター(まちだ中央公民館)利用に関するアンケート」を実施することを意思決定 した文書及びこのことに関する一切の文書

2020 年 10 月 22 日 公開決定

生涯学習センター利用に関するアンケートの実施について(起案日:2020年9月24日)

2020-22 2020年10月13日 ………………………(市民部市民協働推進課)

■町田市小山連合町内会(2018年11月9日開催)市政懇談会の議事録の起案文のみ 町田市小山連合町内会(2017年11月13日開催)市政懇談会の議事録の起案文のみ

2020 年 10 月 26 日 公開決定

- ・2017 年度市政懇談会について(報告) [小山地区町内会・自治会連合会] (起案日:2018 年1月 9日)の起案書のみ
- ・2018 年度市政懇談会について(報告)[小山地区連合町内会] (起案日:2018 年 12 月 19 日) の起案書のみ

2020-23 2020 年 10 月 15 日(生涯学習部生涯学習センター)

■「生涯学習センター(まちだ中央公民館)利用に関するアンケート」を実施することを意思決定 した文書およびこのことに関する一切の文書

2020年10月22日 公開決定

生涯学習センター利用に関するアンケートの実施について(起案日:2020年9月24日)

■2020 年8月17日に公表された町田市市税徴収補助業務委託候補者選定のためプロポーザルに関 する各事業者の提案書及び企画書

2020 年 11 月 4 日 部分公開決定

提案書(町田市市税徴収補助業務委託)

- (1) 参加者番号001
- (2) 参加者番号2
- (3) 参加者番号003
- (4) 参加者番号004

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- ○個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため
- ・(1) ~ (4) のうち、担当者氏名、電子メールアドレス
- ・(1) のうち、担当者印
- ・(4) のうち、携帯番号
- : 町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当
 - ○「印影」部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が 流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開す ると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。
 - ・(1)~(4)のうち、代表者印
- : 町田市情報公開条例第5条第1項第5号に該当
 - ○施設内部の構造が明らかにされることにより、公共の安全性に著しい支障が生じると 認められるため。
 - ・(4)のうち、施設イメージ図

2020-25 2020年10月27日(保健所保健予防課)

■このたび娘である○○○○が、町田市の保健所において濃厚接触者と認定された際に、担当課が 行った会議の記録すべて

2020 年 10 月 30 日 **存否応答拒否**

理由:請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人の名誉が侵害される 恐れがあると認められるため。

2020-26 2020年10月29日 ………………………………………………………(財務部資産税課)

■町田市全域の電子地番図(2020/1/1現在)

2020 年 11 月 10 日 公開決定

電子地番図(2020年1月1日現在)

(町田市全域における、2020年1月1日現在の土地の現況図で、「登記異動修正済データ」の複 製物。)

■生活保護利用者へ配布するごみ出し袋を 200から 100へ変更した根拠とした実証的検証は行われ たかを証明する記録(3R推進課にあるもの)

2020年11月10日 公開決定

「生活保護受給世帯へのごみ袋の支給基準を見直します」

2020-28 2020年11月10日 ………………………(都市づくり部公園緑地課)

■鶴間公園 指定管理応募提案書(2019 年 11 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 9 年 5 か月間) 2020 年 11 月 24 日 部分公開決定

町田市都市公園事業計画書及び収支予算書

【鶴間公園】TSURUMAパークライフパートナーズ 申請分

理由:①町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- ○会社から個人に割り当てられた個人専用アドレスで、特定の個人が識別されるため。
- ②町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当
- ○個人に関する情報であって、特定個人が識別され、または識別されうるものであるた D.

【鶴間公園】

TSURUMAパークライフパートナーズ 申請分

ページ	公開しない部分	公開しな い理由
1枚目	メールアドレス	1
1枚目	担当者氏名	2
様式6-4-1	写真: 公園と人「健康」でつなげる/ニーズに応えたキッズ 向け教室事業	2
様式6-5-2	写真:バーベキューの展開	2
様式6-6-1	写真:地域と共に作り上げるイベントで地域交流を促進/鶴間公園市民防災フェスティバル	2
様式6-6-2	写真:スポーツを通じた地域貢献/スポGOM I	2
様式6-6-2	写真:スポーツを通じた地域貢献/スポーツフェスティバルの開催	2
様式6-10	写真:魅力的な施設間連携を推進/商業施設から公園まで練り歩く『ハロウィンパレード』	2
様式6-10	写真:魅力的な施設間連携を推進/南町田グランベリーパーク全体を使った『スタンプラリー』	2

2020-29 2020年11月11日 ………………(文化スポーツ振興部スポーツ振興課)

- ■【町田市立室内プール】に関する下記資料
 - ①2019 年指定管理者公募に係る現指定管理者の提案書(事業計画書)一式
 - ②2019 年指定管理者公募に係る募集要項および仕様書一式
 - ③平成29・30・31 (令和1) 年度の事業報告書一式

2020年11月18日 取下げ

2020-30 2020年11月11日 …………………………(総務部総務課)

■【町田市立室内プール】に関する下記資料

④2019 年指定管理者選定に係る審査議事録一式

2020年11月18日 取下げ

2020-31 2020年11月19日 ………………………(都市づくり部公園緑地課)

- ■(1)野津田公園拡張工事の買収予定地(農家の地所)に関するこれまで市と土地所有者との間でかわした土地購入の依頼、交渉等にかかわるすべての文書
 - (2)この買収交渉について公園管理者から交渉担当職員の指示および同職員から上司への報告に関する文書のすべて

2020年12月3日 公開決定

第二次野津田公園整備基本計画書の策定について

2020 年 12 月 3 日 非公開決定

野津田公園拡張工事に伴う用地買収に係る交渉記録

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○当該地権者とは用地取得交渉中であり、公開することにより、当該事務又は事業の実施 の目的を失わせるとともに、地権者との信頼関係が損なわれ、今後の事業遂行が著しく 困難となるため。

2020-32 2020年11月19日 ………………………(都市づくり部公園緑地課)

- ■①町田市がこれまで野津田公園拡張工事予定区域に建設予定のテニスコートについての面数、面積を掲載した文書及び、コート建設予定図面を掲載した文書に関する決裁過程を示す文書及び 図面タイトルと図面のすべて
 - ②現テニスコート所在地の保全についての検討を示す文書、現テニスコート付近におけるばら

広場移転予定地の建設についての検討とその結果を示す文書と図面。

③現テニスコート所在地周辺におけるテニスコートの追加建設を検討した文書及びその作業についての担当課上司の判断を示す文書、現有3面の撤去について検討したことを示す指示、文書のすべて。

2020 年 12 月 3 日 公開決定

- ①第二次野津田公園整備基本計画書の策定について
- ②第6回町田市第二次野津田公園整備基本計画懇談会資料及び会議要旨
- ③第二次野津田公園整備基本計画及び現利用状況を踏まえた一時避難広場(写し)
- ④第3回 第二次野津田公園整備基本計画庁內連絡会
- ⑤第3回 第二次野津田公園整備基本計画庁内連絡会 議事メモ
- ⑥第4回 第二次野津田公園整備基本計画庁內連絡会
- ⑦第4回 第二次野津田公園整備基本計画庁内連絡会 議事メモ

2020 年 12 月 3 日 部分公開決定

- 1 第6回(平成25年6月11日開催)打合せ記録
- 2 野津田公園拡張区域基本設計業務委託報告書
- 3 町田ばら会との会議記録

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- ○個人に関する情報であって特定の個人が識別され、または識別され得るものであるため。
- ・1及び2のうち受注者側担当者氏名及び印影
- ・3のうち町田ばら会会員氏名、肩書及び会員のメールアドレス

2020-33 2020 年 12 月 4 日 …………………………(子ども生活部保育・幼稚園課)

■就労証明書(保育園申込に係る)の"育児休業期間"欄の「雇用形態が派遣または契約の場合(以下略)」とあるが、今年度当該部分が追加されたという理由と決定経緯、これにより派遣労働者の保育園利用における審査へ与える不利益(審査で不合格となる可能性が高まる等)を考慮したうえで、決定できる根拠

2020年12月16日 取下げ

2020-34 2020年12月7日 ……………………(生涯学習部図書館)

■ 1. 町田市立図書館のコロナ禍 (COVID-19) に伴う全館休館に関して3月2日からの休館を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切

8月 11 日に上記の請求をしたところ、公開されたのは、「生涯学習部所管施設の休止等について」という起案書 1 件だけであった。これは生涯学習部生涯学習総務課が指示した「生涯学習部所管施設の休止等について」に従って行った収受起案に過ぎない。

教育機関の長である図書館長が休館の意思決定にどこまで主体的にかかわっていたか不明であるが、「生涯学習部所管施設の休止等について」という起案書の根拠となる「全館休館に関して3月2日からの休館を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切」を改めて請求する。2020年12月18日 公開決定

【生涯学習部】生涯学習部所管施設の休止等について 2020年2月28日

2020-35 2020 年 12 月 7 日(生涯学習部図書館)

- 2. 町田市立図書館ホームページ閉鎖及び再開に関して
 - ①4月8日からのホームページ閉鎖を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切
 - ②4月21日からのホームページの再開を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切8月11日に、上記①及び②の請求をしたところ、①については、「町田市立図書館 Twitter 掲載記事の更新について(4月8日更新分)」、「町田市ホームページの修正について」という起案書が2件開示された。2件の起案書には図書館ホームページを閉鎖する理由が一切触れられていないので、「4月8日からのホームページ閉鎖決定に至る意思決定のプロセスが分かる会議録、起案書などの文書一切」を改めて請求する。
 - ②については、「新型コロナウイルス感染症にかかる図書館ホームページ及び Twitter の更新

について(4月21日更新分)」、「新型コロナウイルス感染症にかかる市ホームページ及び Twitter の更新について」の起案書が2件開示された。2件の起案書とも、なぜホームページを再開するのかということには触れられていないので、「4月21日からのホームページ再開決定に至る意思決定のプロセスが分かる会議録、起案書などの文書一切」を改めて請求する。

2020 年 12 月 18 日 公開決定

- ①・町田市立図書館 Twitter 掲載記事の更新について (4月8日更新分) 2020年4月8日
 - ・町田市ホームページの修正について 2020年4月8日
- ②・新型コロナウイルス感染症にかかる図書館ホームページ及び Twitter の更新について (4月 21日更新分) 2020年4月17日
 - ・新型コロナウイルス感染症にかかる市ホームページ及び Twitter の更新について 2020 年 4月17日

2020-36 2020年12月7日 …………………………(生涯学習部生涯学習総務課)

■3.「今後の町田市立図書館のあり方について」の諮問に関して①(生涯学習総務課) 2018 年 10 月 22 日付「18 町教生総第 293 号」により、「今後の町田市立図書館のあり方見直し方針」を町田市立図書館協議会ではなく、町田市生涯学習審議会に諮問することと決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切を 8 月 11 日に上記の請求をしたところ、生涯学習総務課からは、18 町教生総第 293 号 第 4 期町田市生涯学習審議会への諮問について、2018 年度町田市教育委員会第 7 回定例会会議録についての 2 件が公開された。この 2 件については、単なる手続き上の文書や会議録に過ぎず、「決定した経緯が分かる会議録、起案書など」、「策定された経緯が分かる会議録、起案書など」とは程遠い。図書館の運営のあり方等は、過去一貫して図書館協議会への諮問事項であり、生涯学習審議会への諮問が極めて異例なのである。そのことを意思決定した文書は存在するはずなので、「町田市立図書館協議会ではなく、町田市生涯学習審議会に諮問することを決定した経緯が分かる」会議録及び起案書を改めて請求する。

2020年12月21日 公開決定

- ・第4期町田市生涯学習審議会への諮問について 2018年10月4日 18町教生総第293号
- ・2018 年度町田市教育委員会第7回定例会会議録について 2018 年 11 月 16 日

2020-37 2020 年 12 月 7 日 ………………………………………………(生涯学習部生涯学習総務課)

■3.「今後の町田市立図書館のあり方について」の諮問に関して②(生涯学習総務課) 2018年10月22日の生涯学習審議会に「資料4一①」として出された「(案)町田市立図書館のあり方見直しについて」が策定された経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切を8月11日に請求をしたところ、「第5回町田市生涯学習審議会会議の開催について(依頼)」が開示された。これについても、単なる手続き上の文書(開催通知)に過ぎず、肝心の「(案)町田市立図書館のあり方見直しについて」が策定された経緯が分かる会議録、起案書は一切開示されていない。「資料4一①(案)町田市立図書館のあり方見直しについて」は、「生涯学習審議会事務局である生涯学習総務課が諮問内容を補強するために作成した資料で、図書館では作成していないため」ということであれば、生涯学習総務課には存在するはずである。それが「策定された経緯が分かる」会議録及び起案書を改めて請求する。

2020年12月21日 公開決定

第5回町田市生涯学習審議会会議の開催について(依頼) 2018年10月16日

2020-38 2020年12月17日 ……………………………………(都市づくり部公園緑地課)

- ■2020 年度指定管理者募集時における指定管理者の提出書類(以下2件)
 - 鶴間公園

指定管理者(TSURUMA パークライフパートナーズ)

- 事業計画書及び収支計画書
- ・町田中央公園グループ

指定管理者(まちだA・T・Kスポーツパートナーズ)

事業計画書及び収支計画書

2020年12月28日 部分公開決定

町田市都市公園事業計画書及び収支予算書

【鶴間公園】TSURUMAパークライフパートナーズ 申請分

【町田中央公園グループ】まちだA・T・Kスポーツパートナーズ 申請分

理由:①町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

会社から個人に割り当てられた個人専用アドレスで、特定の個人が識別されるため。

②町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

個人に関する情報であって、特定個人が識別され、または識別されうるものであるため。

【鶴間公園】

TSURUMAパークライフパートナーズ 申請分

ページ	公開しない部分	公開しな
-	2 1 p d 2 3.5 × Fr > 0	い理由
1枚目	メールアドレス	1
1枚目	担当者氏名	2
様式6-4-1	写真: 公園と人「健康」でつなげる/ニーズに応えたキッズ 向け教室事業	2
様式6-5-2	写真:バーベキューの展開	2
様式6-6-1	写真:地域と共に作り上げるイベントで地域交流を促進/鶴間公園市民防災フェスティバル	2
様式6-6-2	写真:スポーツを通じた地域貢献/スポGOM I	2
様式6-6-2	写真:スポーツを通じた地域貢献/スポーツフェスティバル の開催	2
様式6-10	写真:魅力的な施設間連携を推進/商業施設から公園まで練り歩く『ハロウィンパレード』	2
様式6-10	写真:魅力的な施設間連携を推進/南町田グランベリーパー ク全体を使った『スタンプラリー』	2

【町田中央公園グループ】

まちだA・T・Kスポーツパートナーズ 申請分

ページ	公開しない部分	公開しな い理由
1枚目	メールアドレス	1)
1枚目	担当者氏名	2
様式4-6	写真:地域交流イベントを開催/ポールウォーキング	2
様式4-6	写真:地域交流イベントを開催/和太鼓教室	2
様式4-6	写真:キッズ向け自主事業教室/ラグビーリトミック	2
様式4-6	写真:キッズ向け自主事業教室/チアダンス	2
様式4-6	写真:キッズ向け自主事業教室/空手	2
様式4-15	写真:施設特性を活かした事業の実施/トライアス体操風景	2

2020-39 2021年2月5日 ……………………………(子ども生活部児童青少年課)

■小山田子どもクラブ建設に関する資料

- 1. 土地売買契約に関する資料
 - (1) 町田市公共財産評価等審査会資料 〇付議資料
 - (2) URとの土地売買契約書及び本件の起案書
- 2. 売買価格の算定資料 〇不動産鑑定書
- 3. 買収地の資料 〇平面図・実測図 〇地下埋設物に関する全ての資料
- **4. 小山田子どもクラブ建設計画図面 〇配置計画図 〇建物の平面図・立面図** 2021 年 2 月 15 日 **公開決定**

- (1) 小山田子どもクラブ整備にかかる土地譲渡契約の締結について (20 町子児第309号)
- (2) ニュータウン小山田桜台現況平面図(令和2年4月13日作成)
- (3) 町田市小山田桜台二丁目座標求積図(令和2年5月25日作成)
- (4)(仮称)小山田中学校区子どもクラブ新築工事 存置汚水処理施設埋設部分図 探査結果による残存物位置
- (5) 図4.4.1 残置基礎調査結果図
- (6)(仮称)小山田中学校区子どもクラブ新築工事基本設計 案内図、配置図、計画概要、面積表・求積図、仕上表・平面図、立面図
- (7) 注意事項説明書(令和2年6月8日)

2021 年 2 月 15 日 部分公開決定

- (1) 町田市公共財産評価等審査会(2020年4月21日開催) 子ども生活部児童青少年課付議資料 「小山田子どもクラブ整備用地の取得価格について」
- (2) 土地引渡確認書(令和2年6月8日締結)
- (3) 土地譲渡契約書(令和2年6月8日締結)
- (4) 不動産鑑定評価書(2件)
- (5) 完成図目録・案内図
- (6)整地平面図(完成図)
- (7) 施設棟地下平面図及び水抜き孔設置位置平面図 (完成図)
- (8) 施設棟地下断面図(完成図)
- (9) 増設棟地下平面図及び水抜き孔設置位置平面図 (完成図)
- (10) 施設棟地下断面図(完成図)
- (11) 整地後の躯体地下残置位置引照点図(完成図)
- 理由:町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当
 - ○不動産鑑定の実施者を公開することによって、鑑定内容に関する問い合わせ等を当該実施者に直接行う事が可能となることから、不動産鑑定の委託事務の公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため
 - ・(1) のうち、不動産鑑定事務所名
 - ・(4)のうち、不動産鑑定士の名前、事務所名、代表者、所在地、電話番号、法人の印影、 不動産鑑定士の印影
 - : 町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当
 - ○印影部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、これを公開し、情報が 流通することによって印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、法人等の財産の保 護に著しい支障が生じると認められるため
 - ・(2)(3)のうち、法人の印影
 - : 町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当
 - ○当該土地の汚水処理施設基盤整備工事の際に、土地所有者である法人が当該工事を発注した法人の情報であり、これらを公開することにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が著しく損なわれる可能性があるため
 - ・(5) から(11) のうち、会社名、住所、電話

■小山田子どもクラブ建設に関する資料

- 1. 土地売買契約に関する資料
 - (1) 町田市公共財産評価等審査会資料 ○付議資料 ○本件の会議議事録

2021年2月15日 公開決定

・2020年度第1回町田市公共財産評価等審査会 議事要旨 第1号議案 小山田子どもクラブ整備用地の取得価格について(2020年4月21日開催)

2021 年 2 月 15 日 部分公開決定

・2020年度第1回町田市公共財産評価等審査会 付議資料

議案第1号 小山田子どもクラブ整備用地の取得価格について

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

- ○不動産鑑定の実施者を開示することによって、鑑定内容を巡る問合せ等を当該実施者に 対し直接行うことが可能となり、当該実施者の事業に支障をきたす恐れがあることから、 市の鑑定委託業務の公正かつ適正な実施を著しく困難にすることが予見されるため。
- ・不動産鑑定実施法人に関する法人名

2020-41 2021年2月17日 ………………………………………………………(道路部道路管理課)

■建設省所管国有財産部より譲与を受けた国有旧道路敷地〇〇、〇〇地番先、また国有地水路敷〇〇地番先譲与に関する書類、図面一式すべて。土地境界、確定書の資料すべて。上記に関する原議書

2021年3月1日 部分公開決定

- 1 土地境界確定について(2財用境申3220号)
- 2 土地境界確定協定書(町田市図師町字1号○○、○○)
- 3 起案書(町建管発第715号)
- 4 国有旧道路敷地境界確認申出書(町田市図師町字壱号○○番)

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- ○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものであるため。
- : 町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当
- ○「印影」部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。
- : 町田市情報公開条例第5条第1項第5号に該当
- ○個人が使用している印鑑であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、個人の財産保護に著しい支障が生じると認められるため。
 - 1 土地境界確定について(2財用境申3220号)

ページ	公開しない部分	公開しな い理由
P 1	あて先欄氏名	1
	決定権者・起案・審査・審議・決定後供覧欄の印影	3
P 2	訂正印の印影	3
P 3	協議の相手欄氏名	1
P 6	あて先氏名	1
P 9	決裁欄の印影	3
P 9	担当者の印影	3
P 1 2	現住所・郵便番号	1
D 1 7	所有者印影	3
P 1 7	登記官印影	3
P 1 9	登記官印影	3
D 0 1	立会場所・土地の地番欄	1
P 2 1	土地所有者住所・氏名・印影	1

作成者欄法人の印影	2
担当者の印影	3
決裁欄の印影	3

2 土地境界確定協定書(町田市図師町字1号○○、○○)

ページ	公開しない部分	公開しな い理由
P 1	土地所有者氏名	1)
P 2	乙欄住所・氏名・印影・割印	1)
P 3	割印	1)
P 3	作成者欄法人の印影	2
P 4	印鑑登録証明書の氏名・生年月日・性別・印影・住所	1)

3 起案書(町建管発第715号)

ページ	公開しない部分	公開しな い理由
P 1	土地所有者氏名	1)
P 3	土地所有者氏名	1
P 4	乙欄住所・氏名・印影	1)
P 5	作成者欄法人の印影	2
P 0	割印	1)
P 6	印鑑登録証明書の氏名・生年月日・性別・印影・住所	1)
P 7	作成者欄法人の印影	2

4 国有旧道路敷地境界確認申出書(町田市図師町字壱号○○番)

ページ	公開しない部分	公開しな い理由
P 1	土地所有者欄担当者印影	3
P I	実務取扱者欄法人の印影	2
P 4	現住所・郵便番号	1)
P 6	登記官印影	3
P 8	登記官印影	3

2020-42 2021年2月15日 ………………………………………………………(生涯学習部図書館)

■町田市の各図書館間の資料の輸送の時刻に関する資料 具体的には、金森図書館と中央図書館 との間の定期便(1回/日ということを伺っています。)の時刻および曜日が含まれるもの。 2021年2月26日 取下げ

2020-43 2021 年 2 月 15 日 ………………………………………………(生涯学習部図書館)

■市立図書館の規則 貸し出し期間は何日間、もし、違反したらどういう罰則があるかなどを定めた文書の全て。具体的には、貸出延長とその罰則。罰則の法的根拠を含むもの全て。 2021年2月26日 取下げ

2020-44 2021年2月15日 ……………………………(生涯学習部図書館)

■図書館の職員がどのように利用者に対応するかを記した文書(マニュアル)。 具体的には、資料の貸し出しを延長したい場合に、規定の定めるところにあっていなかった場合などにどのよう

に対応するかを記した全ての文書

2021年2月26日 取下げ

2020-45 2021 年 2 月 15 日(生涯学習部図書館)

■図書館に寄せられたクレームの中で、再度の借り出しに関する全てのもの。 具体的に例を挙げれば、2015年に挙げられた意見のうち、再度の貸し出し請求に関して、「再度の貸し出し」というようなクレームの一切のもの。

2021年2月26日 取下げ

2020-46 2021年2月15日 ………………………………………………………(生涯学習部図書館)

■図書館に寄せられる毎年のご意見とそれにどのように対応したか、または、対応予定かを示した 資料。具体的には、再度の貸出に関するもの一切を含むもの。

2021年2月26日 取下げ

2020-47 2021年2月15日 …………………………………………(生涯学習部図書館)

■図書館の資料の位置情報が分かるシステムにおいて、閲覧の際に、何時に更新が行われるかが、 記載された資料。また、更新の方法に関する一切の資料。

2021年2月26日 取下げ

2020-48 2021年2月22日 …………………………(文化スポーツ振興部文化振興課)

■国際工芸美術館基本設計図書一式(基本設計概要、図面、概算工事費算出資料等) 国際版画美術館改修設計基本設計図書一式(基本設計概要、図面、概算工事費算出資料等) 2021 年 3 月 5 日 公開決定

- ·(仮称)国際工芸美術館基本設計業務委託概算内訳書
- ・(仮称) 国際工芸美術館基本設計業務委託 国際版画美術館の改修設計基本設計書
- ・(仮称) 国際工芸美術館基本設計業務委託 国際版画美術館の改修工事概算内訳書

2021 年 3 月 5 日 部分公開決定

(仮称) 国際工芸美術館基本設計業務委託基本設計書

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

- ○収蔵庫エリアの構造が明らかにされることにより、セキュリティ対策に著しい支障が生じ、市の事業の公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
- ・収蔵庫エリアにおける平面図及び立面図

2020-49 2021 年 3 月 1 日 …………………………(生涯学習部生涯学習総務課)

■町田市立図書館のコロナ禍(COVID-19)に伴う全館休館に関して(図書館以外) 2020年3月2日からの休館を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切

同年8月11日及び12月7日に上記の請求をしたところ、公開されたのは、「生涯学習部所管施設の休止等について」という起案書1件だけであった。これは生涯学習部生涯学習総務課が指示した「生涯学習部所管施設の休止等について」に従って行った収受起案に過ぎず、意思決定文書ではない。

「生涯学習部所管施設の休止等について」という起案書の根拠となる「全館休館に関して3月2日からの休館を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切」を再々度請求する。

2021 年 3 月 10 日 不存在決定

理由:2020年8月25日付20町教生図第121号の2、2020年12月18日付20町教生図第279号の2で生涯学習部図書館が公開した「【生涯学習部】生涯学習部所管施設の休止等について」以外の文書は存在していないため。

2020-50 2021 年 3 月 1 日(生涯学習部図書館)

■町田市立図書館ホームページの閉鎖及び再開に関して(図書館) ①2020年4月8日からのホームページ閉鎖を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切 ②同年4月21日からのホ

ームページの再開を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切。

2020 年8月11日、12月7日に上記①及び②の請求をしたところ、①については、「町田市立図書館 Twitter 掲載記事の更新について(4月8日更新分)」、「町田市ホームページの修正について」という起案書が2件開示された。2件の起案書には、図書館ホームページを閉鎖する理由が一切触れられていないので、既に開示された文書以外に、「4月8日からのホームページ閉鎖決定に至る意思決定のプロセスが分かる会議録、起案書などの文書一切」を再々度請求する。②については、「新型コロナウイルス感染症にかかる図書館ホームページ及び Twitter の更新について(4月21日更新分)」、「新型コロナウイルス感染症にかかる市ホームページ及び Twitter の更新について」の起案書が2件開示された。2件の起案書とも、なぜホームページを再開するのかということには触れられていないので、既に開示された文書以外に、「4月21日からのホームページ再開決定に至る意思決定のプロセスが分かる会議録、起案書などの文書一切」を再々度請求する。

2021年3月12日 不存在決定

理由: ①2020 年8月25日付20 町教生図第122号の2、2020年12月18日付20 町教生図第280号の2で公開した「町田市立図書館 Twitter 掲載記事の更新について(4月8日更新分)」、「町田市ホームページの修正について」以外の文書は存在していないため。

②2020 年 8 月 25 日付 20 町教生図第 122 号の 2、2020 年 12 月 18 日付 20 町教生図第 280 号の 2 で公開した「新型コロナウイルス感染症にかかる図書館ホームページ及び Twitter の更新について (4月 21 日更新分)」、「新型コロナウイルス感染症にかかる市ホームページ及び Twitter の更新について」以外の文書は存在していないため。

2020-51 2021年3月1日 ……………………………………………(生涯学習部生涯学習総務課)

■「今後の町田市立図書館のあり方について」の諮問に関して①(生涯学習総務課) 2018 年 10 月 22 日付「18 町教生総第 293 号」により、「今後の町田市立図書館のあり方見直し方針」を町田市立図書館協議会ではなく、町田市生涯学習審議会に諮問することと決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切を 2020 年 8 月 11 日及び 12 月 7 日に請求をしたところ、生涯学習総務課からは、18 町教生総第 293 号 第 4 期町田市生涯学習審議会への諮問について、2018 年度町田市教育委員会第 7 回定例会会議録についての 2 件が公開された。この 2 件については、単なる手続き上の文書や会議録に過ぎず、「決定した経緯が分かる会議録、起案書など」、「策定された経緯が分かる会議録、起案書など」とは程遠い。図書館の運営のあり方等は、過去一貫して図書館協議会への諮問事項であり、生涯学習審議会への諮問が極めて異例なのである。そのことを意思決定した文書は存在するはずなので、既に開示された文書以外に、「町田市立図書館協議会ではなく、町田市生涯学習審議会に諮問することを決定した経緯が分かる」会議録及び起案書を再々度請求する。

2021 年 3 月 10 日 不存在決定

理由: 2020 年 8 月 25 日付 20 町教生第 226 号の 2、2020 年 12 月 21 日付 20 町教生第 389 号の 2 で公開した「18 町教生総第 293 号第 4 期町田市生涯学習審議会への諮問について」「2018 年度町田市教育委員会第 7 回定例会会議録について」以外の文書は存在していないため。

2020-52 2021年3月1日 ……………………………(生涯学習部生涯学習総務課)

■「今後の町田市立図書館のあり方について」の諮問に関して②(生涯学習総務課)
2018 年 10 月 22 日の生涯学習審議会に「資料 4 一①」として出された「(案)町田市立図書館のあり方見直しについて」が策定された経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切を8月 11 日及び12 月7日に請求をしたところ、「第5回町田市生涯学習審議会会議の開催について(依頼)」が開示された。これについても、単なる手続き上の文書(開催通知)に過ぎず、肝心の「(案)町田市立図書館のあり方見直しについて」が策定された経緯が分かる会議録、起案書は一切開示されていない。「資料 4 一①(案)町田市立図書館のあり方見直しについて」は、「生涯学習審議会事務局である生涯学習総務課が諮問内容を補強するために作成した資料で、図書館では作成していないため」ということであれば、作成した生涯学習総務課には存在するはずである。既に開示された文書以外に、それが「策定された経緯が分かる」会議録及び起案書を再々度請求する。

2021 年 3 月 10 日 不存在決定

理由: 2020 年 8 月 25 日付 20 町教生第 226 号の 2、2020 年 12 月 21 日付 20 町教生第 410 号の 2 で公開した「第 5 回町田市生涯学習審議会会議の開催について(依頼)」以外の文書は存在していないため。

2020-53 2021 年 3 月 5 日(生涯学習部図書館)

■市民文学館における「広報担当」の新設を決定した経緯がわかる会議録、起案書などの文書一切 2021 年 3 月 16 日 公開決定

「2021年度文学館業務の見直しに伴う職員の業務分担の整理について」

2020-54 2021年3月11日 …………………………………………(都市づくり部建築開発審査課)

■道路調査書 57-14 誓約書、現況図

2021 年 3 月 24 日 部分公開決定

道路調査書 57-14 誓約書、現況図

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- ○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものであるため。
- ・誓約書のうち、誓約者の氏名・住所・電話番号・印影、関係者の氏名・住所・印影、 保証人の肩書・氏名・印影
- ・現況図のうち、居住者及び所有者の氏名

2020-55 2021年3月16日 ……………………………………(政策経営部企画政策課)

■芹ヶ谷公園芸術の杜魅力向上検討支援 デザイン監修(総合企画)業務 公園基本設計 美術館分科会議事録一式

2021 年 3 月 26 日 部分公開決定

芹ヶ谷公園"芸術の杜"公園・美術館一体整備におけるデザイン監修(総合企画)及び設計業務 美術館分科会議事録及び配布資料(2019/8/2、2019/9/17、2019/10/9、2019/10/29)

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- ○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものであるため。
- ・会議出席者及び議事録作成者のうち市職員以外の氏名

2020-56 2021年3月29日 ……………………………………(都市づくり部建築開発審査課)

■令和2年4月1日以降に提出された、建設リサイクル法に基づく届出書(様式第一号)のうち、 別紙「対象住所一覧」の住所(34件)を工事の場所とするもの。

別紙

対象住所一覧

東京都町田市つくし野2-〇〇、東京都町田市下小山田町〇〇、

東京都町田市玉川学園1丁目〇〇、東京都町田市玉川学園5-〇〇、

東京都町田市原町田2-〇〇、東京都町田市原町田6-〇〇、東京都町田市高ヶ坂3-〇〇、

東京都町田市高ヶ坂7−○○、東京都町田市三輪緑山1−○○、東京都町田市市成瀬台3−○○、

東京都町田市小山町〇〇、、東京都町田市小川1-〇〇、東京都町田市小川6-〇〇、

東京都町田市小野路町〇〇、東京都町田市図師町〇〇、東京都町田市図師町〇〇、

東京都町田市図師町○○、町田市成瀬8丁目○○、東京都町田市成瀬台3−○○、

東京都町田市成瀬台3-〇〇、東京都町田市西成瀬1-〇〇、東京都町田市西成瀬1-〇〇、

東京都町田市相原町〇〇、東京都町田市相原町〇〇、東京都町田市南つくし野4丁目〇〇、

東京都町田市南成瀬2-〇〇、東京都町田市南成瀬8-〇〇、東京都町田市能ヶ谷3-〇〇、

東京都町田市能ヶ谷5-〇〇、東京都町田市能ヶ谷6-〇〇、東京都町田市能ヶ谷7丁目〇〇、

東京都町田市本町田〇〇、東京都町田市本町田〇〇、東京都町田市木曽西4-〇〇

2021 年 4 月 12 日 部分公開決定

令和2年4月1日以降に提出された、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律に基づく届出書(様式第一号)のうち、別紙「対象住所一覧」の住所(10件)を工事の場所とするもの。 別紙 対象住所一覧

東京都町田市つくし野2-〇〇、東京都町田市原町田2-〇〇、東京都町田市三輪緑山1-〇〇、東京都町田市小川1-〇〇、東京都町田市図師町〇〇、東京都町田市成瀬台3-〇〇、東京都町田市南成瀬2-〇〇、東京都町田市南成瀬8-〇〇、東京都町田市本町田〇〇、東京都町田市本町田〇〇、東京都町田市本町田〇〇

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- ○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るため。
- ・届出先のうち、印影
- ・発注者名または自主施工者の氏名、印影、郵便番号、電話番号、住所
- ・転居予定先及び転居先の郵便番号、電話番号、住所
- ・1. 工事の概要の①工事の名称のうち個人名、②工事の場所のうち印影

2021 年 4 月 12 日 不存在決定

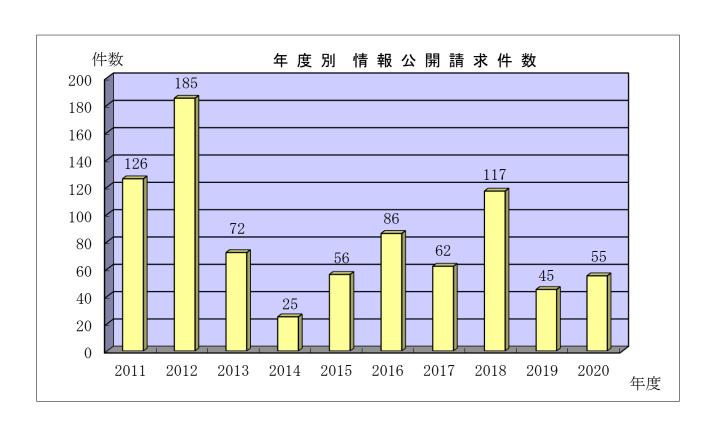
令和2年4月1日以降に提出された、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律に基づく届出書(様式第一号)のうち、別紙「対象住所一覧」の住所(24件)を工事の場所とするもの。 別紙 対象住所一覧

東京都町田市下小山田町○○、東京都町田市玉川学園1丁目○○、東京都町田市玉川学園5-○○、東京都町田市原町田6-○○、東京都町田市高ヶ坂3-○○、東京都町田市高ヶ坂7-○○、東京都町田市市成瀬台3-○○、東京都町田市小山町○○、東京都町田市小川6-○○、東京都町田市小野路町○○、東京都町田市図師町○○、東京都町田市成瀬8丁目○○、東京都町田市成瀬台3-○○、東京都町田市西成瀬1-○○、東京都町田市相原町○○、東京都町田市相原町○○、東京都町田市相原町○○、東京都町田市相原町○○、東京都町田市能ヶ谷3-○○、東京都町田市能ヶ谷5-○○、東京都町田市能ヶ谷6-○○、東京都町田市能ヶ谷7丁目○○、東京都町田市木曽西4-○○

理由:別紙の住所(24件)については届出がないため。

3 年度・実施機関別情報公開請求の件数(2011年度以降、括弧内は取下げ件数)

実施機関	年度種別	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	計
+ =	請求	115 (12)	162 (16)	70(5)	18(2)	44(2)	63	54(4)	110(8)	40(4)	32(3)	708 (56)
市長	不服申立て	2			1		5	4(1)	3		1	16(1)
教育委員会	請求	6(1)	17	1	6(1)	4	6	5	6(2)	2	22(6)	75 (10)
教月安貝云	不服申立て											0
選挙管理	請求						1			1	0	2
委員会	不服申立て											0
監査委員	請求	1	1			1	2					5
監査安貝	不服申立て											0
曲光禾昌厶	請求	1(1)										1(1)
農業委員会	不服申立て											0
固定資産評価	請求											0
審査委員会	不服申立て											0
病院事業	請求	1	5	1(1)	1		2	3				13(1)
管理者	不服申立て						1					1
議会	請求	2				7	12		1	2	1	25
硪 云	不服申立て					1	3				1	5
計	請求	126 (14)	185 (16)	72(6)	25(3)	56(2)	86	62 (4)	117 (10)	45 (4)	55 (9)	829 (68)
ĒΤ	不服申立て	2	0	0	1	1	9	4(1)	3	0	2	22(1)



第2章 個人情報開示等請求の状況

第2章 個人情報開示等請求の状況

1 2020年度の経過

2020年度の請求の特徴としては、住民票・戸籍の写し等交付請求書や印鑑登録証明書交付申請書に関する記録、生活保護・保健・育児支援などの相談記録等の開示請求が数多く行われました。

1年間の請求件数は43件でした。その内訳及び決定の状況は以下のとおりです。

(1) 2020年度実施機関別個人情報開示等請求件数

実施機関	主管部課								件数	小計	
	総	務	部	職		員			課	1	
	財	務	部	市]	民	税		課	1	
	只	伤	行	納		税			課	1	
	市	民	部	市		民			課	2 2	
	111	17	미미	なん	るせり	で (前市)	えセン	ンタ	Į	1	
		福	祉 部	生	活	援	護		課	1	
				障	が	いす			課	1	
市長	いきし	ハき	生活部	介	護	保	険		課	1	4 0
	保	健	所	保	健	予	防		課	2	
	ν IV	7.0	///	生	活	衛	生		課	1	
	_ ,,		\ I.=	子	F.,				課	1	
	子ど	ども生活	: 活部	保育・幼稚園課 3 子ども家庭支援センター 2							
	→m 1+	· V/==	Net den							2	
	環境		源部	3	R	推	進		課	1	
*	道	路	部	道	路	管	理		課	1	
教育委員会	学校	教	育 部	指		導			課	3	3
選挙管理委員会										0	0
監査委員										0	0
農業委員会										0	0
固定資産評価										0	0
審查委員会										0	0
病院事業管理者										0	0
議 会										0	0
合 計										4 3	4 3

※開示等とは開示、訂正、消去等及び利用等の中止をいいます。 2020年度は、すべて開示請求でした。

(2) 請求者区分別請求件数

請求者区分	市内に住所を有する個人	市外に住所を有する個人	合計
請求者数	3 1 人	8人	39人
請求件数	3 3 件	10件	43件

^{※1}人当たりの請求件数約1.10件、1人最大請求件数3件

(3)請求に対する決定区分別件数

	決	定 区	分		
開示等	部分開示等	非開示等	不存在	存否応答 拒否	合計
14件	17件	2件	13件	1件	47件

^{※1}件の請求に対して複数の決定があるため、請求件数の合計と決定件数の合計は一致しません。

(4) 非開示(部分開示を含む)情報の事項別内訳

			110 100					
		非	開	示 事	項			
1 号 法令秘 情報	2号 評価等 情報	3号 第三者 情報	4号 法人 情報	5 号 意思決定 過程情報	6 号 行政執 行情報	7 号 本人不利 益情報	8号 公益 情報	合計
0件	0件	18件	5件	0件	2件	0件	0件	25件

^{※1}件の非開示(部分開示)決定に複数の事項が該当する場合があります。

非開示情報

個人情報保護制度では、実施機関の保有している自己に関する個人情報はすべて本人開示が原則となりますが、個人情報保護条例第21条第1項では、その例外として、開示しないことができる個人情報の範囲を次の8項目と定めています。

1号 法令秘情報

→ 法令上の秘密にあたる情報

2号 評価等情報

→ 個人の評価等に関する情報

3号 第三者情報

→ 第三者に関する個人情報

4号 法人情報

→ 企業等の法人に関する情報

5号 意思決定過程情報

→ 行政上の意思が最終決定されていない情報

6号 行政執行情報

→ 行政の事務・事業の運営に関する情報

7号 本人不利益情報

→ 代理人が請求する場合で、本人に不利益な情報

8号 公益情報

→ 審議会が公益上開示しないと認めた情報

2 2020年度個人情報開示等請求・決定の内容

■請求内容 ・・・・・・・

決定年月日 **決定内容**

・対象個人情報記録の件名 ・・・・・・・

理由: (部分開示等、非開示等、不存在、存否応答拒否、決定延期の理由) ・・・・・・・ ※備考・・・・・・・

2020-1 2020年4月15日 開示請求 ………………………………………………………(市民部市民課)

■住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書(2019年8月4日~2020 年 4 月 15 日。コンビニ交付の履歴を含む。但し、2019 年 12 月 16 日を除く。)

2020 年 4 月 28 日 不存在決定

理由:2019年8月4日から2020年4月15日まで(2019年12月16日を除く)の期間に上記件 名の住民票の写し等、戸籍証明書等、印鑑登録証明書を交付した事実はありません。 よって、住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書は存在い たしません。

また、同期間にコンビニエンスストアで住民票の写し等、戸籍証明書等、印鑑登録証明 書を自動交付した事実もありません。

2020-2 2020年4月16日 開示請求 …………………………………………………………………(市民部市民課)

■印鑑登録証明書交付申請書(2020年1月1日~4月16日)

2020 年 4 月 30 日 不存在決定

理由:2020年1月1日から2020年4月16日までの期間に上記件名の印鑑登録証明書を交付し た事実はありません。よって、印鑑登録証明書交付申請書は存在いたしません。

2020-3 2020年4月20日 開示請求 ……………………………………………… (市民部市民課)

■住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書(2019年4月19日~ 2020年4月20日、コンビニ交付の履歴を含む。)

2020年4月30日 補正(補正に要した期間 10日間)

(2019年12月16日及び2020年2月26日分を除く) を追加

2020 年 4 月 30 日 決定延期

理由:開示請求の申し出が重なり、決定までに時間を要するため

2020 年 5 月 20 日 部分開示決定

- ・住所 町田市○○町○○○○番地、氏名○○○○の住民票の写し・戸籍証明書等・印鑑登録 証明書を請求した
- ①2019年5月8日 市民課受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書
- ②2019 年 5 月 15 日 市民課受付分の戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書
- ③2019 年 5 月 20 日 市民課受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書

理由:(1)町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

- ○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害す る恐れがあるため。
- :(2) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第4号に該当
 - ○職印の印影であり、開示することにより偽造等の不正使用の恐れがあることから、 事業を営む個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

番号	開示しない部分	請求の一部について 応じない理由
1	「申請者(窓口にきた方)」欄の住所・氏名・生年月日・電 話番号・請求者とのご関係、「使う方(請求者)」欄の住所・ 氏名・請求者の資格、使いみち	(1)
2	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の「請求に係る者の氏名・範囲」欄の本人以外の者の氏名・生年月日、「利用目的の種別」欄の「2」の依頼者の氏名又は名称、「使者」欄の住所・氏名・印影「在職証明書」の在職者氏名、生年月日、現住所、職務内容。採用年月日「住民票の写し等交付請求書」の「申請者(窓口にきた方)」欄の氏名 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の「請求者」欄の請求者の印影	(1)
	「在職証明書」の請求者の印影 「申請者(窓口にきた方)」欄の住所・氏名・生年月日・電 話番号・請求者とのご関係、「①住民票の写し等」欄の必要	
3	な方の住所、必要な方の氏名・生年月日、「使う方(請求者)」欄の住所・氏名・請求者の資格、使いみち、「②戸籍証明書等」欄の必要な方の氏名、「使う方(請求者)」欄の住所、氏名、請求者の資格、使いみち、「③印鑑登録証明書」欄の登録番号、住所、氏名、生年月日	(1)

■戸籍全部事項証明、戸籍の附票全部事項証明の請求書(2020年3月16日分)

2020 年 5 月 18 日 部分開示決定

・本籍地 町田市〇〇町〇〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇の戸籍証明書等を請求した、 2020年3月9日付け 市民課受付分の戸籍証明書等交付請求書(郵送請求用)

理由:町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

- ○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する 恐れがあるため。
- ・戸籍証明書等交付請求書(郵送請求用)の「申請者」欄の住所・氏名・印影・電話番号、 戸籍証明書等の「請求資格」欄の必要な方とのご関係、使いみち・提出先
- ・「相続確認図」の一部、申請者、請求対象者のうち本人以外の者、電話番号、連絡メモ
- ・「伝言メモ」のうち本人の「戸籍証明書等交付請求書(郵送請求用)」の補足事項以外の 内容
- 申請者の本人確認書類(免許証の写し)のうち本人確認書類部分
- ・「登記事項要約書 土地」の内容(別紙を含む)
- ・「登記事項要約書 建物」の内容(別紙を含む)
- ・「被相続人 ○○○○ 相続関係説明図 (その1)」の長女、二女の住所、出生
- ・「被相続人 〇〇〇〇 相続関係説明図(その2)」の二男、三男、長女、二女、三女、四女、四男、五男、六女の住所、出生
- ・「被相続人 〇〇〇〇 相続関係説明図(その3)」の二男の記載の一部、二男、長女、 二女の住所、出生
- ・連絡文書(その1)の申請者等の記載、電話番号
- 連絡文書(その2)の申請者等の記載、電話番号

・連絡文書(その3)の申請者等の記載

2020-5 2020年6月3日 開示請求 …………………………… (市民部市民課)

■住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書(2019年4月1日~2020年6月3日)

2020年6月17日 開示決定

・住所 町田市○○町○○○番地、氏名○○○の住民票の写し等・戸籍の附票を請求した 2019年10月30日 市民課受付分の住民票の写し等交付請求書 2020年2月26日 市民課受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書

2020-6 2020年6月3日 開示請求 …………………………… (市民部市民課)

■住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書(2019年4月1日~2020年6月3日)

2020 年 6 月 17 日 部分開示決定

・住所 町田市〇〇町〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇の住民票の写し等・戸籍の附票を請求した ①2019 年 10 月 30 日 市民課受付分の住民票の写し等交付請求書

②2020年2月26日 市民課受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書

理由:町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

- ○第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。
- ・①のうち、「窓口にきた方(申請者)」欄の住所・氏名・生年月日・電話番号・請求者 とのご関係、「①住民票の写し等」欄の必要な方の住所、必要な方の氏名(生年月 日)、「使う方(請求者)」欄の住所、氏名、請求者の資格、使いみち
- ・②のうち、「窓口にきた方(申請者)」欄の住所・氏名・生年月日・電話番号・請求者 とのご関係、「①住民票の写し等」欄の必要な方の住所、必要な方の氏名(生年月 日)、「使う方(請求者)」欄の住所、氏名、請求者の資格、使いみち、「②戸籍証明書 等」欄の必要な方の氏名(生年月日)、「使う方(請求者)」欄の住所、氏名、請求者の 資格、使いみち

2020-7 2020年6月3日 開示請求 …… (市民部市民課)

■住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書(2019年4月1日~2020年6月3日)

2020 年 6 月 17 日 部分開示決定

・住所 町田市〇〇町〇〇〇番地、氏名〇〇〇の住民票の写し等・戸籍の附票を請求した ①2019 年 10 月 30 日 市民課受付分の住民票の写し等交付請求書

②2020年2月26日 市民課受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書

理由:町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

- ○第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。
- ・①のうち、「窓口にきた方(申請者)」欄の住所・氏名・生年月日・電話番号・請求者 とのご関係、「①住民票の写し等」欄の必要な方の住所、必要な方の氏名(生年月 日)、「使う方(請求者)」欄の住所、氏名、請求者の資格、使いみち
- ・②のうち、「窓口にきた方(申請者)」欄の住所・氏名・生年月日・電話番号・請求者 とのご関係、「①住民票の写し等」欄の必要な方の住所、必要な方の氏名(生年月 日)、「使う方(請求者)」欄の住所、氏名、請求者の資格、使いみち、「②戸籍証明書 等」欄の必要な方の氏名(生年月日)、「使う方(請求者)」欄の住所、氏名、請求者の 資格、使いみち

2020-8 2020年6月10日 開示請求 … (市民部市民課)

■住民票の写し等交付請求書(2019年4月1日~2020年6月10日、自分が申請したものは除く)

2020年6月22日 不存在決定

理由:2019年4月1日から2020年6月10日までの期間に上記件名の住民票の写し等を交付した事実はありません。よって、住民票の写し等交付請求書は存在いたしません。

2020-9 2020年7月6日 開示請求 ……………(子ども生活部子ども家庭支援センター)

■2020年2月3日~の私の相談記録(特に夫による次男の連れ去りと親権について)

2020 年 7 月 14 日 開示決定

経過記録表

2020-10 2020年7月8日 開示請求 ………………………… (学校教育部指導課)

■2020年1月15日に起きたいじめ事件に関するつくし野小学校による調査報告書

2020 年 7 月 22 日 決定延期

理由:請求された報告書の開示の方法について、関係する機関との確認に時間を要しており、 さらなる検討が必要なため。

2020 年 8 月 31 日 非開示決定

理由:町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であり、開示することにより第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

2020-11 2020年8月12日 開示請求 …………………………………………………………(財務部納税課)

■(株)○○○に対しての未払金、預り金等の調査に関しての回答。

2020 年 8 月 12 日 部分開示決定

調査の依頼について(回答)

理由:町田市個人情報保護条例第21条第1項第4号に該当

- ○印影部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、開示し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると 法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。
- ・法人の印影

2020-12 2020 年 8 月 17 日 開示請求 ……………………………………………………(市民部市民課)

■住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書(2020年3月13日~8月17日)

2020年8月28日 開示決定

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇番地、氏名〇〇〇の住民票の写し・戸籍証明書等・印鑑登録 証明書を請求した
 - ①2020 年 3 月 13 日 市民課受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書・印鑑登録証明 書交付申請書
 - ②2020年6月22日 町田駅前連絡所受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書・印鑑 登録証明書交付申請書
 - ③2020 年 7 月 13 日 市民課受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書
 - ④2020 年 7 月 30 日 市民課受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書

2020 年 8 月 28 日 部分開示決定

・住所 町田市〇〇町〇〇〇番地、氏名〇〇〇の住民票の写し等・戸籍証明書等、印鑑登 録証明書を請求した

2020年4月2日 町田駅前連絡所受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書

理由:町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

- ○第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するお それがあるため。
- ・「窓口にきた方(申請者)」欄の住所・氏名・電話番号・生年月日・請求者とのご関係、「①住民票の写し等」欄の「使う方(請求者)」欄の使いみち。「委任状」の代理人(窓口に来る方)の住所・氏名

2020-13 2020 年 8 月 18 日 開示請求 (道路部道路管理課)

■町田市○○町○○○○番地 売買を行った際の金額が分かる資料

2020年8月27日 開示決定

土地交換契約書

交換渡地 町田市〇〇町〇〇〇〇番地 町田市〇〇町〇〇〇〇番地

■戸籍証明書等交付請求書(2020年1月1日~8月19日)

2020 年 8 月 28 日 不存在決定

理由: 2020年1月1日から2020年8月19日までの期間に上記件名の戸籍証明書等を交付した事実はありません。よって、戸籍証明書等交付請求書は存在いたしません。

2020-15 2020 年 8 月 21 日 開示請求 …………………………………………………………(市民部市民課)

■私の住民票を発行した氏名(2020年1月1日~7月31日)

2020 年 8 月 21 日 部分開示決定

- ・住所 町田市○○町○○○番地、氏名○○○の住民票の写し等を請求した
 - ①2020年4月13日付け 市民課受付分の住民票申請書
 - ②2020年5月15日 市民課受付分の住民票の写し等職務上請求書

理由:町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

- ○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する おそれがあるため。
- ・①のうち、住民票申請書の担当者の氏名・本人確認書類
- : 町田市個人情報保護条例第 21 条第1項第4号に該当
 - ○法人が実印として使用している印鑑の印影であり、開示することにより偽造等の不正 使用の恐れがあることから、法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められる ため。
 - ・①のうち、「証明書」の債権管理回収業務委託者および債権管理回収業務受託者の代表者印。
 - ・①のうち、「地位譲渡承諾依頼書兼承諾書」の譲受人および譲渡人の代表者印、承諾人 の代表者印。
 - ・①のうち、「債権譲渡契約書」の譲渡人および譲受人の代表者印。
 - ・①のうち、「サービサー業務委託契約書」の委託者およびサービサーの代表者印。
 - ①のうち、「地位譲渡契約書」の甲および乙の代表者印。
- : 町田市個人情報保護条例第21条第1項第4号に該当
 - ○職印の印影であり、開示することにより偽造等の不正使用の恐れがあることから、事業を営む個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。
 - ・②のうち、請求者の印影

2020-16 2020 年 8 月 21 日 開示請求 ………………………………………………………(市民部市民課)

■住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書(2019年8月21日~2020年8月21日)

2020年9月3日 部分開示決定

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇の戸籍証明書等を請求した、 2020年7月9日付け 市民課受付分の戸籍謄本住民票の写し等職務上請求書

理由:町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

- ○第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。
- ・「請求書」の「戸籍法第10条の2第1項等、住民基本台帳法第12条の3第1項等による業務を遂行するために必要な場合」欄の依頼者の氏名又は名称、「提出先又は提出先がない場合の処理」欄の提出先。
- •「書類送付案内」の相続人の氏名、担当の氏名
- : 町田市個人情報保護条例第21条第1項第4号に該当
 - ○職印の印影であり、開示することにより偽造等の不正使用の恐れがあることから、事業を営む個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。
 - ・「請求書」の請求者の印影

2020 年 9 月 3 日 不存在決定

理由:2019年8月21日から2020年8月21日までの期間に上記件名の住民票の写し等を交付した事実はありません。よって、住民票の写し等交付請求書は存在いたしません。

2020-17 2020 年 8 月 28 日 開示請求 …………………………… (学校教育部指導課)

■町田市立つくし野小学校から教育委員会に報告されたいじめの報告書

2020 年 9 月 10 日 非開示決定

・2020年1月15日に起きたいじめ事件に関するつくし野小学校による調査報告書

理由:町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であり、開示することにより第三者の権利利益を侵害するおそれ があるため。

2020-18 2020 年 8 月 31 日 開示請求 ……………………… (地域福祉部生活援護課)

- ■2020 年8月28日生活援護課第5係ケースワーカー〇〇さんとロロマンション管理会社と、8月31日も、同じマンションに住み続けることは可能かどうか、またそれに関連した内容全て2020年9月2日 開示決定
 - ・2020 年 8 月 28 日に、担当ケースワーカーが株式会社□□との電話内容を記録した、ケース記録表

2020-19 2020年9月7日 開示請求 …………………………… (市民部市民課)

■住民票の写し等交付請求書(住民になった日~2020年9月7日)

2020 年 9 月 9 日 開示決定

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇の住民票の写し等を請求した、 2020年5月11日 市民課受付分の住民票の写し等交付請求書

2020-20 2020年10月13日 開示請求 …………………… (総務部職員課)

■私が、令和2年9月17日付けで、町田市長に提出した、要望書に関する書類一式。

2020 年 10 月 22 日 開示決定

・令和2年9月17日付け 要望書(収受)

【書類内訳】

- 要望書
- 訴状
- 文書送付嘱託申立書

- · 交通事故証明書(甲第2号証)
- · 証拠説明書、回答書、相模原北警察署作成(甲第7号証)
- ・証拠説明書、陳述書(甲第8号証)
- ・相模原簡易裁判所「判決」平成30年(ハ)第○○号
- 控訴状
- ・横浜地方裁判所「判決」平成30年(レ)第□□号
- ・平成30年(レ)第224号「判決確定証明申請書」
- ・書類送付用封筒(レターパックライト)

2020-21 2020 年 10 月 29 日 開示請求 ················· (環境資源部 3 R推進課)

■2020年10月28日 私が問い合わせた記録

2020年11月10日 不存在決定

理由:該当する問い合わせについては、記録の作成を行っていないため。

2020-22 2020年11月10日 開示請求 ……………… (子ども生活部子ども総務課)

- ■平成 30 年 5 月 11 日 堺市民センター受付 私が申請した児童手当、特例給付認定請求書 2020 年 11 月 24 日 開示決定
 - ・町田市〇〇町〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇が申請した平成30年5月11日堺市民センター受付 児童手当・特例給付 認定請求書

2020-23 2020年11月11日 開示請求 ………………………… (保健所保健予防課)

■○○○○が町田市役所保健所から濃厚接触者として特定された際に実施された会議資料のすべて

2020 年 11 月 25 日 部分開示決定

- ・感染者等の相談記録のうち、○○○○を濃厚接触者として特定した際の記録
- 理由:(1)町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当
 - ○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する 恐れがあるため。
 - :(2) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当
 - ○市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該 事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると 認められるため。

番号	開示しない部分		理由
1	患者氏名欄	患者氏名の欄全て	(1)
2	相談記録	状況の欄全て	(1)
	2020/9/26 10:30		(2)
3	相談記録	状況の欄全て	(1)
	同日 10:40		(2)
		助言・対応・計画の欄全て	(1)
			(2)
4	相談記録	状況の欄全て	(1)
	同日 10:45		
5	相談記録	状況の欄全て	(1)
	同日(1ページ目の上から4個目)		(2)
6	相談記録	状況の欄全て	(1)
	同日(1ページ目の上から5個目)		(2)
		助言・対応・計画の欄全て	(1)
			(2)

7	相談記録	状況の欄全て	(1)
'			(1)
	同日 11:20		
8	相談記録	状況の欄全て	(1)
	同日(1ページ目の上から7個目)		(2)
9	相談記録	状況の欄の1行目~9行目	(1)
	同日(1ページ目の上から8個目)	助言・対応・計画の欄全て	(1)
10	相談記録	状況の欄全て	(1)
	同日(2ページ目の上から2個目)	助言・対応・計画の欄全て	(1)
11	相談記録	状況の欄全て	(1)
	同日 15:15		(2)
12	相談記録	状況の欄全て	(1)
	同日(3ページ目の上から1個目)		
13	相談記録	状況の欄全て	(1)
	同日(3ページ目の上から2個目)	助言・対応・計画の欄全て	(1)
14	相談記録	状況の欄全て	(1)
	同日(3ページ目の上から3個目)	助言・対応・計画の欄全て	(1)
15	相談記録	状況の欄の2行目	(1)
	同日(3ページ目の上から4個目)	助言・対応・計画の欄全て	(1)
			(2)

2020-24 2020年11月20日 開示請求 ………………………… (市民部市民課)

■住民票の写し等交付請求書(2019年4月1日~2020年6月30日)

2020年12月1日 開示決定

・住所 町田市○○町○○○番地、氏名○○○の住民票の写し等を請求した、 2019年4月12日 小山市民センター受付分の住民票の写し等交付請求書・印鑑登録証明書交 付申請書

2020 年 12 月 1 日 部分開示決定

・住所 町田市〇〇町〇〇〇番地、氏名〇〇〇の住民票の写し等を請求した、 ①2019年6月4日付け 市民課受付分の「住民票謄本(抄本)の請求について(依頼)」 ②2019年12月13日付け 市民課受付分の「住民票交付願」

理由:町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

- ○第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。
- ・①のうち、「必要とする諸証明」欄の氏名ふりがな
- ・②のうち、担当者の氏名、担当者身分証明書、担当者従業員証
- : 町田市個人情報保護条例第21条第1項第4号に該当
- ○印影部分を開示し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される 恐れがあり、法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。
- ・②のうち、法人印の印影

2020-25 2020年11月20日 開示請求 …………………………(財務部市民税課)

■令和2年度住民税課税に関する給与支払報告書

2020 年 11 月 30 日 開示決定

・令和2年度住民税課税に関する給与支払報告書

2020-26 2020年12月8日 開示請求 ……………………………(市民部市民課)

■印鑑登録証明書交付申請書(2020年4月16日~12月8日、通数・コンビニ交付の履歴を含む)

2020年12月21日 開示決定

・住所 町田市○○町○○○○番地、氏名○○○○の印鑑登録証明書を請求した、

2020年6月8日 市民課受付分の戸籍証明書等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書

2020年7月27日 市民課受付分の印鑑登録証明書交付申請書

2020年8月28日 市民課受付分の印鑑登録証明書交付申請書

2020年10月23日 市民課受付分の印鑑登録証明書交付申請書

2020 年 10 月 30 日 市民課受付分の戸籍証明書等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書 2020 年 12 月 21 日 **不存在決定**

・住所 町田市〇〇町〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇の印鑑登録証明書を請求したコンビニエンスストアでの自動交付の履歴

2020年4月16日~12月8日までの分

理由:2020年4月16日から12月8日までの期間にコンビニエンスストアで印鑑登録証明書を 自動交付した履歴は存在いたしません。

2020-27 2020年12月8日 開示請求 ……………………………………………(市民部市民課)

■印鑑登録証明書交付申請書(2020年4月21日~12月8日、通数を含む)

2020 年 12 月 21 日 部分開示決定

・住所 町田市〇〇町〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇の印鑑登録証明書を請求した、 2020年8月28日 市民課受付分の印鑑登録証明書交付申請書

理由:町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

- ○第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。
- ・「申請者(窓口にきた方)」欄の住所・氏名・生年月日・電話番号・請求者とのご関係、「③印鑑登録証明書」欄の登録番号・住所・氏名・生年月日・通数

2020-28 2020年12月8日 開示請求 ………………… (子ども生活部保育・幼稚園課)

■○○○○の町田市保育所等退所届

2020 年 12 月 16 日 部分開示決定

・町田市保育所等退所届(○○○○)

理由:町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

- ○第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するお それがあるため。
- ·住所、保護者氏名、電話番号①
- ・児童氏名2行目、生年月日2行目、在籍園名2行目、欄外2行目
- 下の表のチェック欄
- ・下の表の「転居 住所」の記入欄
- ・下の表の「転居 転居日」の記入欄
- ・下の表の「転所」記入欄
- ・下の表の「育児休業取得 期間」記入欄
- ・下の表の「育児休業取得 優先復帰」記入欄
- ・下の表の「その他」記入欄

2020-29 2020年12月8日 開示請求 ………………… (子ども生活部保育・幼稚園課)

■○○○○の町田市保育所等退所届

2020 年 12 月 16 日 部分開示決定

·町田市保育所等退所届(○○○○)

理由:町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

- ○第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するお それがあるため。
- ·住所、保護者氏名、電話番号①
- ·児童氏名1行目、生年月日1行目、在籍園名1行目
- 下の表のチェック欄
- ・下の表の「転居 住所」の記入欄
- ・下の表の「転居 転居日」の記入欄
- ・下の表の「転所」記入欄
- ・下の表の「育児休業取得 期間」記入欄
- ・下の表の「育児休業取得 優先復帰」記入欄
- ・下の表の「その他」記入欄

2020-30 2020年12月8日 開示請求 ………………… (子ども生活部保育・幼稚園課)

■私が書いた子供の町田市保育所等退所届

2020 年 12 月 16 日 不存在決定

理由:○○○○様の名前で届出された町田市保育所等退所届は、存在いたしません。

2020-31 2020年12月14日 開示請求 ………………………… (学校教育部指導課)

■心のアンケート 4年生~6年生(提出した物)

2020年12月21日 開示決定

・心のアンケート 4年生~6年生(提出した物)

2020-32 2021年1月26日 開示請求 …… (保健所生活衛生課)

■上階の住人のペットに関する私が相談した記録

2021 年 2 月 9 日 部分開示決定

- ①苦情・要望・相談等受理(処理)簿(受付番号:令和2年度—133、209、233) 2020年8月28日~12月14日分
- ②「藤の台団地の水」の件 対応経過表 2020 年 8 月 28 日分 理由:別紙のとおり

番号	開示しない部分	請求の一部について応じない理由
1	①苦情・要望・相談等受理(処理)簿(受付番号:令和2年度-133)のうち、飼い主に関する記録「氏名」、「住所」、「電話番号」	町田市個人情報保護条例第 21 条第 1 項 第 3 号に該当 第三者に関する情報であって、開示をする ことにより当該第三者の権利利益を侵害する おそれがあるため。
2	①苦情・要望・相談等受理(処理)簿(受付番号:令和2年度-133)のうち、相談内容の9行目	町田市個人情報保護条例第 21 条第 1 項 第 6 号に該当 市の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を困難にすると認められるものであるため。
3	①苦情・要望・相談等受理(処理)簿(受付番号:令和2年度-133)のうち、処理内容の1行目前半	町田市個人情報保護条例第 21 条第 1 項 第 6 号に該当 市の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を困難にすると認められるものであるため。

4	①苦情・要望・相談等受理(処理)簿(受付番号:令和2年度-209)のうち、飼い主に関する記録「氏名」、「住所」、「電話番号」	町田市個人情報保護条例第 21 条第 1 項 第 3 号に該当 第三者に関する情報であって、開示をする ことにより当該第三者の権利利益を侵害する おそれがあるため。
5	①苦情・要望・相談等受理(処理)簿(受付番号:令和2年度-209)のうち、相談内容のうち飼い主の「氏名」	町田市個人情報保護条例第 21 条第 1 項 第 3 号に該当 第 三者に関する情報であって、開示をする ことにより当該第三者の権利利益を侵害する おそれがあるため。
6	①苦情・要望・相談等受理(処理)簿(受付番号:令和2年度-233)のうち、飼い主に関する記録「氏名」、「住所」、「電話番号」	町田市個人情報保護条例第21条第1項 第3号に該当 第三者に関する情報であって、開示をする ことにより当該第三者の権利利益を侵害する おそれがあるため。
7	①苦情・要望・相談等受理(処理)簿(受付番号:令和2年度-233)のうち、相談内容の飼い主の「氏名」	町田市個人情報保護条例第 21 条第 1 項 第 3 号に該当 第三者に関する情報であって、開示をする ことにより当該第三者の権利利益を侵害する おそれがあるため。
8	②「藤の台団地の水」の件 対応 経過表のうち、2020/8/28の14: 32の受信及び事項欄の記録	町田市個人情報保護条例第21条第1項 第6号に該当 市の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を困難にすると認められるものであるため。

2020-33 2021年1月28日 開示請求 ………………… (市民部なるせ駅前市民センター)

■印鑑登録証明書交付申請書(2021年1月~記録のあるもの)

2021 年 2 月 2 日 開示決定

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇の印鑑登録証明書を請求した 2020年2月17日 なるせ駅前市民センター受付分の印鑑登録証明書交付申請書 2020年9月6日 南町田駅前連絡所受付分の印鑑登録証明書交付申請書

2020-34 2021年1月29日 開示請求 ………(いきいき生活部介護保険課)

■事故報告書

2021年2月9日 部分開示決定

事故報告書(報告年月日 2020年12月15日)

理由:町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するお それがあるため。

記載者名・印欄の氏名、印影

2020-35 2021年2月16日 開示請求 …………………………………………………………(市民部市民課)

■戸籍証明書等交付請求書(戸籍の附票のみ)(2020 年 8 月 1 日~2021 年 2 月 16 日) 2021 年 2 月 24 日 **不存在決定**

・本籍 町田市〇〇町〇〇〇番地 氏名〇〇〇の戸籍の附票の写しを請求した戸籍証明書等 交付請求書 2020年8月1日から2021年2月16日までの分

理由:2020年8月1日から2021年2月16日までの期間に上記件名の戸籍の附票の写しを交付した事実はありません。よって、戸籍証明書等交付請求書は存在いたしません。

2020-36 2021 年 3 月 5 日 開示請求 ………………………………………………………… (市民部市民課)

■住民票の写し等交付請求書(○○○○が申請した分を除く)

2021 年 3 月 16 日 不存在決定

・住所 町田市〇〇町〇〇〇番地 氏名〇〇〇の住民票の写し等を請求した、住民票の写し等交付請求書(〇〇〇〇が請求した分を除く)2019年4月1日から2021年3月5日までの分

理由:2019年4月1日から2021年3月5日までの期間に上記件名の住民票の写し等を交付した事実はありません。よって、住民票の写し等交付請求書は存在いたしません。

■住民票の写し等交付請求書(○○○○が申請した分を除く)

2021 年 3 月 16 日 不存在決定

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地 氏名〇〇〇〇の住民票の写し等を請求した、住民票の写 し等交付請求書(〇〇〇〇が請求した分を除く)2019年4月1日から2021年3月5日までの 分

理由:2019年4月1日から2021年3月5日までの期間に上記件名の住民票の写し等を交付した事実はありません。よって、住民票の写し等交付請求書は存在いたしません。

2020-38 2021年3月5日 開示請求 ……………………………………………………(市民部市民課)

■住民票の写し等交付請求書(○○○○が申請した分を除く)

2021 年 3 月 16 日 不存在決定

・住所 町田市〇〇町〇〇〇番地 氏名〇〇〇〇の住民票の写し等を請求した、住民票の写 し等交付請求書(〇〇〇〇が請求した分を除く)2019年4月1日から2021年3月5日までの 分

理由:2019年4月1日から2021年3月5日までの期間に上記件名の住民票の写し等を交付した事実はありません。よって、住民票の写し等交付請求書は存在いたしません。

2020-39 2021 年 3 月 16 日 開示請求 …………………………(地域福祉部障がい福祉課)

■障害福祉サービス受給者証申請時の診断書、検査資料 愛の手帳申請時、更新時の診断書、検査資料

2021年3月30日 開示決定

- 概況調査票(調査日 2020年2月7日)
- ・認定調査票(特記事項)(調査日2020年2月7日)
- · 医師意見書(記入日 令和元年 12 月 27 日)
- ・判定書(愛の手帳交付用)(平成17年6月17日)
- ・判定書(愛の手帳交付用)(平成21年3月18日)
- ・判定書(愛の手帳交付用)(平成27年3月3日)
- ・判定書(愛の手帳交付用)(令和2年7月22日)

2020-40 2021年3月18日 開示請求 ………………………………………………………… (市民部市民課)

■○○○○のマイナンバー(もしくはそれがわかるもの)

2021 年 3 月 31 日 存否応答拒否

理由: 対象者について、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置(昭和42年10月4日付け法務省民事甲第2671号民事局等通知・第5の10)に規定する支援措置が実施されているところ、本件請求に基づき対象者にかかる住民票(マイナンバー含む)の存否について明らかにすることにより、対象者に不利益が生ずると認められるため。

2020-41 2021 年 3 月 18 日 開示請求 …………………………………… (保健所保健予防課)

■町田市による○○○の健康診断結果(全期間)

2021 年 3 月 31 日 部分開示決定

①○月○日 3~4か月児健診 問診票

②○月○日 乳児(9~10カ月)健康診査 請求原票・結果通知票(丙)

理由:町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

- ○第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。
 - ・①のうち住所、面接者、母の氏名・年齢・性別・職業・健康状態・既往歴・アレルギー、 日中の保育者、連絡先、妊娠中の経過についての質問回答欄、産後のお母さんの体調と 気持ちについての質問回答欄、育児についての質問回答欄、お子さんについての質問 ⑥と⑧回答欄
 - ・②のうち質問 11 及び 12 の回答欄、住所、電話番号、保護者名、受診医療機関所在地、医療機関名、医師名

2020-42 2021年3月18日 開示請求 …… (子ども生活部子ども家庭支援センター)

■町田市(子ども家庭支援センター)が○○○○を訪問した際の様子の記録(全期間)

2021 年 3 月 29 日 部分開示決定

・令和3年○月○日(○)15:15 訪問記録(経過記録表)

理由:町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

- ○第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。
- ・調査・相談内容の1行目1~2文字目、11~16 文字目、2行目 30~38 文字目、3 ~52 行目、58 行目 33~45 文字目、59 行目 34~46 文字目

2020-43 2021年3月19日 開示請求 ……………………………………………………… (市民部市民課)

■住民票の写し等交付請求書(2021年1月1日~3月19日、本人の請求分を除く)

2021 年 3 月 26 日 不存在決定

・住所 町田市〇〇町〇〇〇番地 氏名〇〇〇〇の住民票の写し等を請求した、住民票等交付請求書(本人の請求分を除く)2021年1月1日から2021年3月19日までの分

理由:2021年1月1日から2021年3月19日までの期間に上記件名の住民票の写し等を交付した事実はありません。よって、住民票の写し等交付請求書は存在いたしません。

3 年度・実施機関別個人情報開示等請求の件数(2011年度以降、括弧内は取下げ件数)

実施機関	年度種別	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	計
市長	請求	45(1)	44(1)	47	61(1)	43(1)	52	46(1)	100	64(3)	40	542 (8)
T III	不服申立て		3		1(1)	4	3	2	16	2		31(1)
教育委員会	請求		3(1)	2	16(2)	6	5	7	2	3	3	47(3)
教目安貝云	不服申立て					1						1
選挙管理	請求											0
委員会	不服申立て											0
監査委員	請求		1									1
監宜安貝	不服申立て											0
農業委員会	請求											0
辰禾安只云	不服申立て											0
固定資産評価	請求											0
審査委員会	不服申立て											0
病院事業	請求											0
管理者	不服申立て											0
議会	請求											0
硪 云	不服申立て											0
計	請求	45(1)	48(2)	49	77(3)	49(1)	57	53(1)	102	67(3)	43	590(11)
ĒΤ	不服申立て	0	3	0	1(1)	5	3	2	16	2	0	32(1)



第3章 行政不服審査会の状況

第3章 行政不服審査会の状況

1 行政不服審査会

2016年4月1日から施行された行政不服審査法の全部改正に伴い、前身の情報公開・個人情報保護審査会を改組して設置した機関であり、「情報公開制度」と「個人情報保護制度」を含め、市が行う行政処分全般における審査請求について、実施機関からの諮問に応じて審査し、答申します。

審査会の委員は任期2年の5名で構成され、2020年度は、下記のメンバーで運営いたしました。

なお、本章では審査会の状況のうち、「情報公開制度」及び「個人情報保護制度」に関するものについてまとめています。

行政不服審査会委員名簿

(2021年3月31日現在)

	氏 名	職業	備 考(※)
会 長	野村武司	東京経済大学現代法学部教授	1998年10月~
職務代理	田村達久	早稲田大学法学学術院教授	2009年 4月~
委 員	橘 高 真佐美	弁 護 士	2011年10月~
委員	三木 由希子	特定非営利活動法人 情報公開クリアリングハウス理事長	2016年 7月~
委員	堀 江 信 夫	公益財団法人 神奈川産業振興センター専務理事	2019年10月~

[※]前身の町田市情報公開・個人情報保護審査会から在籍している委員については、旧審査会における着任年月を記載しています。

2 2020年度 行政不服審査会の開催状況

2020年度は、下記のように11回開催されました。なお、審査会の事件番号は、実施機関から諮問された順に年度ごとに付番しています。

第1回審査会 2020年5月15日開催

2017年度第8号事件 内部討議

第2回審査会 2020年6月19日開催

2017年度第8号事件 内部討議

2018年度第1号事件 内部討議

2018年度第2号事件 内部討議

第3回審査会 2020年7月17日開催

2018年度第1号事件 処分担当課に対する事情聴取、内部討議

2018年度第2号事件 処分担当課に対する事情聴取、内部討議

2017年度第2号事件 内部討議

第4回審査会 2020年8月19日開催

2017年度第2号事件 内部討議

2018年度第2号事件 内部討議

第5回審査会 2020年9月17日開催

2017年度第2号事件 内部討議

2018年度第2号事件 内部討議

2018年度第3号事件 内部討議

第6回審査会 2020年10月9日開催

2018年度第3号事件 内部討議

- 2018年度第6号事件 内部討議
- 2018年度第10号事件 内部討議

第7回審査会 2020年11月27日開催

- 2018年度第3号事件 処分担当課に対する事情聴取、内部討議
- 2018年度第6号事件 処分担当課に対する事情聴取、内部討議
- 2018年度第10号事件 処分担当課に対する事情聴取、内部計議

第8回審査会 2020年12月25日開催

- 2018年度第3号事件 内部討議
- 2018年度第6号事件 内部討議
- 2018年度第10号事件 内部討議
- 2018年度第9号事件 内部討議
- 2018年度第13号事件 内部討議
- 2018年度第14号事件 内部討議
- 2018年度第15号事件 内部討議

第9回審査会 2021年1月22日開催

- 2018年度第9号事件 処分担当課に対する事情聴取、内部討議
- 2018年度第15号事件 処分担当課に対する事情聴取、内部討議

第10回審査会 2021年2月4日開催

- 2018年度第6号事件 審査請求人による口頭意見陳述、内部討議
- 2018年度第10号事件 審査請求人による口頭意見陳述、内部討議
- 2018年度第13号事件 審査請求人による口頭意見陳述、内部討議
- 2018年度第14号事件 審査請求人による口頭意見陳述、内部討議
- 2018年度第15号事件 審査請求人による口頭意見陳述、内部討議
- 2018年度第9号事件 内部討議

第11回審査会 2021年2月26日開催

- 2018年度第6号事件 内部討議
- 2018年度第13号事件 内部討議
- 2018年度第12号事件 内部討議

第12回審査会 2021年3月19日開催

- 2018年度第12号事件 処分担当課に対する事情聴取、内部討議
- 2018年度第6号事件 内部討議

3 不服申立て(審査請求)の状況

2020年度は、下記のとおり2件の審査請求がありました。

種 別	件数
公文書公開請求	2件
個人情報開示等請求	0件
合計	2件

4 答申の状況

2020年度は、5件の答申が出されています(2017年度第2号事件、2017年度第8号事件、2018年度第2号事件、2018年度第3号事件、2018年度第9号事件)。 そのうち、公文書公開請求及び個人情報開示等請求に係る答申は、93ページ~104ページに掲載しています。

	答 申 区 分		습 計
認容	一部認容	原処分維持	
0件	2件	3件	5件

5 2020年度審査会事件一覧

2017年度第2号事件(個人情報開示請求)

開示請求年月日	2016. 9. 15	決定内容	部分開示
審査請求年月日	2016.12.27	諮問年月日	2017.5.2
答申年月日	2020. 9. 30	答申内容	原処分維持

「知的障害者(児)サービス台帳」ほか2件について個人情報開示請求が行われ、実施機関(処分担当課:地域福祉部障がい福祉課)は「部分開示決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査の結果、2020年9月30日に答申がありました。

2017年度第8号事件(公文書公開請求)

公開請求年月日	2016.10.28	決定内容	公開、部分公開、非公開
審査請求年月日	2 0 1 7. 1. 2 9 2 0 1 7. 3. 1 1 2 0 1 7. 4. 1 2	諮問年月日	2018. 1. 19
答申年月日	2020.7.6	答申内容	一部認容

「やまゆり園事件に関する報道関係取材報告書(2016年7月26日付)」ほか32件について公文書公開請求が行われ、実施機関(処分担当課:政策経営部広報課、地域福祉部障がい福祉課、子ども生活部子ども総務課、子ども生活部保育・幼稚園課、市民病院事務部総務課)は「公開決定」、「部分公開決定」及び「非公開決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査の結果、2020年7月6日に答申がありました。

2018年度第1号事件(個人情報開示請求)

開示請求年月日	2017.8.29	決定内容	不存在
審査請求年月日	2017. 9. 11	諮問年月日	2018.4.4
決定取消年月日	2021.1.5	諮問取下 年月日	2021. 1. 21

「就労支援に係るご要望への対応について 2016年12月8日書面に対して職員課の対応した件」について個人情報開示請求が行われ、実施機関(処分担当課:総務部職員課)は「不存在決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査を開始しました。しかし、審査中に「不存在決定」が取り消されたため、諮問は取下となりました。

2018年度第2号事件(個人情報訂正請求)

訂正請求年月日	2017.10.6	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2017.10.24	諮問年月日	2018.4.4
答申年月日	2020. 9. 24	答申内容	原処分維持

『「障がいがあることを理由に窓口対応を拒否したのではなく、」を「障がいがあることを理由に窓口対応を拒否した合理配慮がなかった。そのための」に改める』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関(処分担当課:政策経営部広聴課)は「非訂正決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査の結果、2020年9月24日に答申がありました。

2018年度第3号事件(公文書公開請求)

公開請求年月日	2017.4.28	決定内容	不存在
審查請求年月日	2017.8.16	諮問年月日	2018.4.5
答申年月日	2021.1.27	答申内容	原処分維持

「16町政聴要第660号の2に関わる一切の書類(ヒアリング実施者(指定管理者含む)の報告書、決裁書含む)」について公文書公開請求が行われ、実施機関(処分担当課:文化スポーツ振興部スポーツ振興課)は「不存在決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査の結果、2021年1月27日に答申がありました。

2018年度第6号事件(公文書公開請求)

公開請求年月日	2018.4.11	決定内容	部分公開
審査請求年月日	2018.4.26	諮問年月日	2018.8.23

「ごみ集積所○○町○-○○○の開設届」について公文書公開請求が行われ、実施機関(処分担当課:環境資源部3R推進課)は「部分公開決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第7号事件(個人情報開示請求)

開示請求年月日	2018. 5. 18	決定内容	部分開示
審查請求年月日	2018.6.4	諮問年月日	2018.10.4

「ハラスメントに係るヒアリング対象者による内容・経緯及び財務部の回答に依るまでの経緯の資料と総務部も含めて。」について個人情報開示請求が行われ、実施機関(処分担当課:総務部職員課)は「部分開示決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第8号事件(個人情報開示請求)

開示請求年月日	2018. 5. 18	決定内容	部分開示
審査請求年月日	2018.6.4	諮問年月日	2018.10.4

「ハラスメントに係るヒアリング対象者による内容・経緯及び財務部の回答に依るまでの 経緯の資料と総務部も含めて。」について個人情報開示請求が行われ、実施機関(処分担当 課:財務部財政課)は「部分開示決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査 会にて審査中です。

2018年度第9号事件(個人情報開示請求)

開示請求年月日	2018.8.6	決定内容	部分開示
審査請求年月日	2018.8.27	諮問年月日	2018.12.4
答申年月日	2021. 3. 3	答申内容	一部認容

「道路管理課 要望対応表 18-2121 (管理番号) 個人宅の公道上に違法に設置され

ている防犯カメラを黙認している理由。」について個人情報開示請求が行われ、実施機関(処分担当課:道路部道路管理課)は「部分開示決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査の結果、2021年3月3日に答申がありました。

2018年度第10号事件(個人情報開示請求)①

開示請求年月日	2018.7.31	決定内容	部分開示
審査請求年月日	2018.8.23	諮問年月日	2018.12.20

「市民協働推進課にある〇〇に関連する情報すべて。」について個人情報開示請求が行われ、実施機関(処分担当課:市民部市民協働推進課)は「部分開示決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第10号事件(個人情報開示請求)②

開示請求年月日	2018.7.31	決定内容	部分開示
審査請求年月日	2018.8.23	諮問年月日	2018.12.20

「道路管理課にある〇〇に関連する情報すべて。」について個人情報開示請求が行われ、実施機関(処分担当課:道路部道路管理課)は「部分開示決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第10号事件(公文書公開請求)③

公開請求年月日	2018.6.19	決定内容	非公開
審査請求年月日	2018.8.23	諮問年月日	2018.12.20

「2017年12月14日付17町政聴要第541号の「市政要望への対応について(報告)」の「顛末等」4行目に示された、3R推進課と交わした相談などのすべての情報。」について公文書公開請求が行われ、実施機関(処分担当課:総務部法制課)は「非公開決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第12号事件(公文書公開請求)

公開請求年月日	2018.9.20	決定内容	不存在
審査請求年月日	2018.10.9	諮問年月日	2019. 1. 23

「町田市の公立保育園 5 園各園の平成 29 年度の決算書もしくは決算書に準じた書類及びそれらの添付書類。(仕分け科目は小分類まで記載したもの)」について公文書公開請求が行われ、実施機関(処分担当課:子ども生活部子育て推進課)は「不存在決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第13号事件(個人情報訂正請求)

訂正請求年月日	2018.8.27	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2018.10.11	諮問年月日	2019. 2. 26

① 『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票 16-1881、経過6の4-5行目。 「道路の通行・側溝の機能上におおむね支障がないので、強い指導は考えていない」を「道路の通行・側溝の機能上におおむね支障がないとしたが、(2018年8月日付個人情報開示等請求書にて、道路の建築限界につき指摘を受け、道路法第30条、道路構造令第12条に照らし通行に支障があることは明らかであり、道路法43条に違反している。)にもかかわらず、強い指導は考えていない」に訂正。』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関(処分担当課:道路部道路管理課)は「非訂正決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

②『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票 16-1881、経過5の2-3行目。

「側溝上部内におさまり通行に支障ないため様子を見る事とした。」を「側溝上部内におさまり通行に支障ないとしたが(2018年8月日付個人情報開示等請求書にて、道路の建築限界につき指摘を受け、道路法第30条、道路構造令第12条に照らし通行に支障があることは明らかであり、道路法43条に違反している。)にもかかわらず、様子を見ることとした。」に訂正。』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関(処分担当課:道路部道路管理課)は「非訂正決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です

2018年度第14号事件(個人情報訂正請求)

訂正請求年月日	2018. 9. 19	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2018.10.18	諮問年月日	2019. 2. 26

① 『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票 16-1881、要望内容

「公園の東側に目隠しで植えられたカイヅカイブキは、敷地内の枝を打ち払い、道路に越境させて、長年法令に違反して管理されている。その上、他に保管余地があるにもかかわらず越境した生垣の中にちり取りを放り込んで保管しており、法令違反は悪質。敷地内に溝をほって、公園西側から道路に雨水とともに浸食した土砂が流出するようにすることで、むやみに道路を汚して法令違反をしている。と通報。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関(処分担当課:道路部道路管理課)は「非訂正決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

②『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票 16-1881、経過1、6行目

「構造だった。雨が降ればむやみに道路を汚すことになるため埋めた。雨で土砂が浸食しないように南側公園のように芝を張るなどするのが望ましいが、田んぼの畔のように雑草の根を残して刈るだけでもいいのではないかと提案した。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関(処分担当課:道路部道路管理課)は「非訂正決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

- ③『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票 16-1881、経過2、1行目
- 「・・・数度来庁し、法令違反に対して指導してほしい。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関(処分担当課:道路部道路管理課)は「非訂正決定」を行いましたが、 請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。
- ④『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票 16-1881、経過4、1行目

- 「・・・来庁。管理課として○○自治会の法令違反と認識しているのかについて確認を求めた。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関(処分担当課:道路部道路管理課)は「非訂正決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。
- ⑤ 『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票 16-1881、経過6、2行目
- 「・・・しつこい、法令違反行為を繰り返しており極めて悪質である。また6月の○○担当 課長の発言について、○○自治会の管理行為を法令違反と認めているのかどうかの回答を求 めた。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関(処分担当課:道路部道路管理 課)は「非訂正決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中で す。
- ⑥『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票17-7997、経過2、3行目
- 「・・・電話 (○○)。市にむやみに道路を汚したり道路に越境させた生垣の中にちり取りを保管する等、○○○自治会の法令違反を繰り返し指摘し指導を要望しても強く指導しないために、○○○自治会は対応しないというより、むしろ土を掘り返し水路を拡大していっそう土砂の侵食と流出をしやすくして、雨が降れば、今回のように以前にも増してむやみに道路を汚すことの繰り返しになっているのだから、また法令上道路は市の管理下にあるのだから、可能なら市で清掃してほしい。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関(処分担当課:道路部道路管理課)は「非訂正決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第15号事件(個人情報訂正請求)

訂正請求年月日	2018.10.4	決定内容	非訂正
審查請求年月日	2018.10.25	諮問年月日	2019. 2. 26

『2018年8月10日付18町市協第72号の2、個人情報記録の件名2、2017年 度要望相談受付簿項21枝9対応内容欄14行目

「了承」を、「断る。話し合いの場で自ら要望者であることを名乗る。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関(処分担当課:市民部市民協働推進課)は「非訂正決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第16号事件(個人情報訂正請求)

訂正請求年月日	2018.11.8	決定内容	非訂正
審查請求年月日	2018.12.4	諮問年月日	2019. 3. 13

【2018年11月7日付18町政聴第42号『タイトル「合同相談会」は「アーバンネットと町田市との合同相談会」』『4行目「解決に向けた専門的~あくまでも助言」、について、「相談員が町田市の責任において適正なアドバイスをして責任を明確にして解決に導くものとする」』に訂正。】という個人情報訂正請求が行われ、実施機関(処分担当課:政策経営部広聴課)は「非訂正決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第17号事件(個人情報訂正請求)

訂正請求年月日	2018.11.27	決定内容	非訂正
審查請求年月日	2018.12.20	諮問年月日	2019. 3. 13

『2018年11月22日付18町政聴第44号「共催の件」について

5行目行政書士は以降「訴訟については相談していない。宅建協会が相談を受けたので宅建協会に連絡をしなさいとのアドバイス主張であった共催でもあるので市が責任をもって対応解決する。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関(処分担当課:政策経営部広聴課)は「非訂正決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2019年度第1号事件(個人情報開示請求)

開示請求年月日	2019.1.4	決定内容	部分開示
審査請求年月日	2019.4.12	諮問年月日	2019.8.6

「2018年7月11日実施した不動産(土地建物)鑑定の鑑定資料」について個人情報 開示請求が行われ、実施機関(処分担当課:財務部納税課)は「部分開示決定」を行いまし たが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2019年度第2号事件(個人情報開示請求)

開示請求年月日	2019.6.17	決定内容	部分開示
審査請求年月日	2019.10.7	諮問年月日	2020. 2. 3

「私のケース記録一式」について個人情報開示請求が行われ、実施機関(処分担当課:地域福祉部生活援護課)は「部分開示決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2020年度第1号事件(公文書公開請求)

公開請求年月日	2020.8.24	決定内容	不存在
審査請求年月日	2020.11.11	諮問年月日	2021.1.15

「1、町田市の依頼を受け、2019年5月頃に(一財)町田市文化・国際交流財団町田国際交流センター(以下、国際交流センター)のボランティアが作成、提出した町田市議会案内資料の外国語翻訳が、町田市において実際に活用されていることがわかる文書、2、町田市から国際交流センターに上記1の翻訳の依頼を行うに当たり、町田市においていかなる意思決定がなされたか、その経緯がわかる文書」について公文書公開請求が行われ、実施機関(処分担当課:議会事務局)は「不存在決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2020年度第2号事件(公文書公開請求)

公開請求年月日	2020.8.24	決定内容	不存在
審查請求年月日	2020.11.25	諮問年月日	2021.3.4

「2019年度第1四半期頃に国際交流センターが実施したボランティア活動に関するアンケート中、国際交流センターのボランティアに対して特定の法案制定を指示する署名活動に参加するよう求められていること等の問題を提起した私の回答が、町田市に共有されたことがわかる文書」について公文書公開請求が行われ、実施機関(処分担当課:文化スポーツ振興部文化振興課)は「不存在決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

町田市行政不服審査会 2017年度第2号事件 (審査請求人 ○○ ○○)

2020年9月30日

答 申

町田市長 石阪 丈一 様

町田市行政不服審査会 会 長 野 村 武 司

2017年5月2日付け17町総法第17号(2017年度第2号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人〇〇 〇〇 (以下「審査請求人」という。)が2016年9月15日付けで処分庁町田市長に対して行った個人情報開示請求に対して、処分庁が20 16年11月14日付け16町地障第2050号をもって行った個人情報部分開示決定は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2016年11月14日付け16町地障第2050号をもって行った個人情報部分開示決定処分(以下「本件処分」という。)を取り消すとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市個人情報保護条例(以下「本件条例」という。)第20条の規 定に基づき、2016年9月15日付け「個人情報開示等請求書」で、処分庁に対し、 審査請求人が障がい福祉課に対して行った相談、回答、その子のことで相談した記録 等について個人情報開示請求を行った。
- 2 処分庁は、審査請求人に対して、2016年11月14日付け16町地障第2050号「個人情報部分開示等決定通知書」(以下「部分開示決定通知書」という。)により本件処分を行った。処分の内容は、審査請求人の子に係る「知的障がい者(児)サービス台帳(以下「本件対象文書1」という。)」及び審査請求人と審査請求人の子に係る「忠生地域障がい者支援センターケース記録(以下「本件対象文書2」という。)」、審査請求人に係る「精神保健福祉記録(以下「本件対象文書3」という。)」を特定し、その一部をそれぞれ本件条例第21条第1項第2号、第3号又は第6号に該当するとして非開示とし、非開示とした分を除く部分を開示するものである。
- 3 審査請求人は、審査庁町田市長に対して、本件処分を不服として2016年12月 27日に「審査請求書」により本件審査請求を行った。

- 4 処分庁は、2017年3月8日付け16町地障第2993号「弁明書」により弁明 した。
- 5 審査庁は、本件条例第30条第2項の規定に基づき、2017年5月2日付け17 町総法第17号「審査請求について(諮問)」により、本件審査請求について当審査会 に諮問した。
- 6 審査会は、次のとおり調査審議を行った。
 - 2017年6月26日 審議
 - 2018年3月22日 審議
 - 2018年11月27日 審議
 - 2018年12月21日 処分庁に対する事情聴取
 - 2019年1月25日 審議
 - 2019年2月26日 審議
 - 2019年3月20日 審議
 - 2019年6月28日 審議
 - 2019年7月26日 審議
 - 2019年8月23日 審議
 - 2020年7月17日 審議
 - 2020年8月19日 審議
 - 2020年9月17日 審議
- 7 処分庁は、2018年12月21日の事情聴取において、審査会から、部分開示決定通知書の「請求の一部について応じない理由」欄の記載が不十分かつ不適切である旨の指摘を受けたため、2019年1月25日の審議に、補充資料を提出した。この補充資料には、「開示できない部分」、本件条例第21条第1項の「適用号」、「適用の基礎となる事実関係」、「理由」、「備考」の欄があり、開示できない部分それぞれに対する理由が個別具体的に記載されていた。また、非開示とする理由に該当するとして適用した本件条例第21条第1項の号が、部分開示決定通知書から一部変更されていた。

第4 審査請求人と処分庁の主張

- 1 審査請求人の主張
- (1)審査請求書における主張
 - ア 大切な部分も解らない。
 - イ 他の個人情報の開示も明らかに不当。
- 2 処分庁の主張
- (1) 部分開示決定通知書及び弁明書における主張

障がい福祉相談に係る相談支援の根幹は、「聞き取り及び観察したことのうち、評価に関する部分」、「分析・判断」等である。そのため、開示を前提とすると、支援にあたっての評価判断を委縮させることにつながり、記載内容の形骸化を引き起こすこと、また、開示することで相談者の信頼関係に支障をきたすことが懸念され、業務の適切な実施が著しく困難となることが考えられる。また当該記録には、第三者との相談内容が含まれており、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがある。し

たがって、非開示とした部分は、本件条例第21条第1項第2号、第3号及び第6号に 該当する。

(2) 2019年1月25日の審議に提出した補充資料における主張

処分庁は、審査会の事情聴取の際に受けた指摘に対する補充資料により、次のとおり 主張している。

ア 本件対象文書1について

本件対象文書1は、非開示とした部分に1から104までの通し番号を付けている。このうち、13、17、18、19、20、21、22、25、26、31-4、40、42、48、55、74-2、75、80、81、83-2、84-1、84-2、86-2、87、88、89、92、94-1、96、97、99-2、99-4は、審査請求人に対する実施機関の評価を記載している。これらは開示することで、本人と実施機関との信頼関係に軋轢が生じ、障がい者支援事業における支援の実施が今後著しく困難になることから、本件条例第21条第1項第2号に該当する。

68、86-1、99-1、104は、相談者が秘匿性をもって相談した内容を記載している。これらは開示することで、実施機関と障がい者本人並びに家族との信頼関係に軋轢が生じ、障がい者相談支援事業における支援の実施が今後著しく困難になることから、本件条例第21条第1項第3号に該当する。

1、2、3、6、7、8、9、10、11、12、14、15、16、23、24、27、28-1、29、30、31-2、32、33、34、35、38、39、41、43、44-1、44-3、46、47、50、51、53、56、57、58、59、60、61、62、63、65、66、67、71、72、73、77、78-1、79、82、90、91、93、98、102、103は、審査請求人及びその子に関する情報の提供者の名前及び内容を記載している。これらは開示することで、実施機関と関係機関との信頼関係並びに関係機関と障がい者本人との信頼関係に軋轢が生じ、障がい者相談支援事業における関係機関からの情報収集が今後著しく困難となるため、本件条例第21条第1項第6号に該当する。

28-2、31-3、36、37、44-4、45、49、52、54、76、78-2、94-2、95、101は、実施機関の活動が記載されている。また、4、31-1は、実施機関の活動内容及び情報提供者の名前が記載されており、5、69-2はそれに加えて情報提供内容が記載されている。これらは開示することで、障がい者相談支援事業における実施機関の手の内を明かしてしまい、本人と実施機関との信頼関係に軋轢が生じ、本人への支援の実施が今後著しく困難となるため、本件条例第21条第1項第6号に該当する。

イ 本件対象文書2について

本件対象文書2のうち、非開示とした6月7日付け及び6月15日付けの部分は、通報者を示唆する内容を記載している。障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律(平成20年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。)第8条では、「当該通報又届出を受けた市町村の職員は、その職務上知りえた事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはいけない」と規定されており、本件条例第21条第1項第1号に該当する。

4月15日付けの部分は、障がい者本人に対する実施機関の評価を記載しており、 開示することで、本人と実施機関との信頼関係に軋轢が生じ、障がい者支援事業に おける支援の実施が今後著しく困難になることから、本件条例第21条第1項第2号に該当する。

5月10日付1行目後段の部分は、情報提供者の名前及び電話番号を記載しており、開示することで、実施機関と関係機関の信頼関係並びに関係機関と障がい者本人との信頼関係に軋轢が生じ、障がい者相談支援事業における関係機関からの情報収集が今後著しく困難になることから、本件条例第21条第1項第3号に該当する。

5月10日付け下段3行、5月12日付け、5月30日付け、5月31日付け、6月7日付け、6月10日付け、6月15日付けの部分は実施機関の活動内容を記載している。これらは、障がい者相談支援事業における実施機関の手の内を明かしてしまい、本人と実施機関との信頼関係に軋轢が生じ、本人への支援の実施が今後著しく困難になる、実施機関と関係機関との信頼関係並びに関係機関と障がい者本人との信頼関係に軋轢が生じ、障がい者相談支援事業における関係機関からの情報収集が今後著しく困難になるとの理由から、本件条例第21条第1項第6号に該当する。また6月7日付けの一部分は、障がい者の虐待防止事業における実施機関の初動対応内容を記載しており、虐待防止事業における実施機関の手の内を明かしてしまい、通報を受けた場合の対応の実施が今後著しく困難になることから、本件条例第21条第1項第6号に該当する。

ウ 本件対象文書3について

本件対象文書3のうち、非開示とした2011年4月26日付けの相談記録中、「主訴」、「状況及び観察した事」、「分析・判断」の部分は、審査請求人に対する実施機関の評価を記載しており、開示することで、本人と実施機関との信頼関係に軋轢が生じ、障がい者支援事業における支援の実施が今後著しく困難になることから、本件条例第21条第1項第2号に該当する。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求の対象

本件は、審査請求人が障がい福祉課に対して行った相談、回答、その子のことで相談 した記録等についてなされた個人情報開示請求に対して、処分庁が2016年11月1 4日付け16町地障第2050号をもって行った部分開示決定に係る審査請求である。 審査請求人の当該子は、当該開示請求時点において成人になっていたものである。以下、 審査請求人の当該子を、「子」と表記する。

2 本件対象文書1について

(1) 本件対象文書1の性質等

知的障がい者(児)サービス台帳は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項第2号並びに知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第1項及び第5項に定める事業を行うに当たり、一般に、知的障がい者の支援、更生援護等の事務を行うにあたって、当該者ごとに相談内容や実際に行った支援の記録等を綴った文書である。当該記録等を行うことにより、実施機関の相談担当職員の異動等が生じた場合であっても、過去の経緯等を踏まえた上で役務提供等の各種の関係業務を継続的に行うことができるようにするために作成されている。本件対象文書1は、子との相談内容を記録した文書であって、町田市の区域を分割して各担当区域ごとに職務を分掌することとした2016年4月以前の文書である。また、当該文書については、法令上特定された様式がなく、かつ、

同文書作成時点において、実施機関(所管課)においても様式は定めていない。くわえて、その記載の仕方も、担当職員によってその都度、事実と所見とを明確に区分することなく、相談を実施したそのときの経過が記載されたものとなっている。

処分庁は、本件条例第21条第1項第2号、第3号又は第6号(以下、それぞれ、「第2号、第3号、第6号」という。)の各規定をそれぞれ根拠として、本件対象文書1における関係する箇所を非開示としているので、当該各条項を根拠とすることが妥当であるといえるか否かについて、当該条項ごとに検討する。なお、非開示箇所については、通し番号が付けられているので、当該通し番号で該当の非開示箇所を指摘することにする。

(2) 第2号該当性を理由とする非開示部分について

第2号は、保有個人情報が、開示請求人本人のものであるか否かにかかわらず、「個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、本人等に開示をしないことが明らかに正当であると認められるもの」を非開示情報と定めている。本件対象文書の性質に即していえば、例えば、相談担当職員による電話や面談における相談時における審査請求人又は子の話し方などから、審査請求人又は子の心理的状況などの状態等について当該相談担当職員が下した評価や判断の記載は、それらの者に開示することによって、それらの者との信頼関係を損なうおそれが高く、その結果、それらの者の福祉のために実施する相談支援事業における支援の継続が著しく困難になる情報であると考えられる。それ故、当該記載は、保有個人情報に係る本人等に開示しないことが明らかに正当であると認められる情報である。

- 13の箇所には、子の状態についての審査請求人の発言内容の真否に関する担当職員の評価、判断が記載されている。
- 17の箇所には、担当職員の訪問面談時における子の応答時の対応の様子とその原因についての担当職員の評価、判断が記載されている。
- 18~22の各箇所には、同一日(2009年12月1日)の訪問面談時における連続する審査請求人の発言時の様子に関する担当職員の評価、判断が記載されている。
- 25の箇所には、電話相談における審査請求人の状態についての、その話し方から 担当職員が評価、判断した結果が記載されている。
- 26の箇所には、訪問時における子の様子についての担当職員の評価、判断が記載されている。
- 31-4の箇所には、審査請求人から障がい福祉課への架電内容を伝え聞いた担当職員が、子の行動の様子についての当該内容から判断した内容が記載されている。
- 40の箇所には、電話による会話後の審査請求人の様子に関する担当職員の評価、判断が記載されている。

- 42の箇所には、審査請求人に関する同人を担当する職員の評価、判断が記載されている。
- 48の箇所には、かかりつけ病院医師・実施機関・審査請求人の三者会議における審査請求人の話し方についての評価、判断が記載されている。
- 55の箇所には、審査請求人からの架電対応時における担当職員の回答に対する審査請求人の様子についての評価、判断が記載されている。
- 74-2及び75の各箇所には、同一日(2015年6月2日)の訪問面談時における子の行動の様子を基礎として行われた当該子に関する実施機関の評価が記載されている。
- 80及び81の各箇所には、審査請求人との電話による会話の中で当該会話の状況 を基礎として行われた審査請求人の様子に関する実施機関の評価が記載されている。
- 83-2の箇所には、訪問面談時における審査請求人とのやりとりを基礎として行われた審査請求人に関する実施機関の評価が記載されている。
- 84-1の箇所には、電話による相談時における審査請求人との会話を基礎として 行われた審査請求人に関する実施機関の評価が記載されている。
- 84-2の箇所には、審査請求人との電話による相談時における子の状況に関する 実施機関の評価が記載されている。
- 86-2の箇所には、子との電話による相談時における当該相談についての当該子の意図に関する実施機関の評価が記載されている。
- 87の箇所には、審査請求人との電話による相談時における会話の内容に関する実施機関の評価が記載されている。
- 88の箇所には、審査請求人との電話による相談時における会話から判断される審査請求人の理解に関する実施機関の評価が記載されている。
- 89の箇所には、審査請求人との電話による相談時における会話中の審査請求人の 感情の変化に関する実施機関の評価が記載されている。
- 92の箇所には、審査請求人からの電話の内容についての、その電話を受けた実施機関(具体的にはケースワーカー)の評価が記載されている。
- 94-1の箇所には、審査請求人との電話による相談時における会話中の審査請求人の心理的状況に関する実施機関(具体的にはケースワーカー)の評価が記載されている。
- 96の箇所には、審査請求人との訪問面談時における会話中における審査請求人の発言に関する実施機関(具体的にはケースワーカー)の評価が記載されている。
- 97の箇所には、審査請求人との訪問面談時における会話の様子を基礎として行われた、審査請求人と子との関係に関する実施機関(具体的にはケースワーカー)の評価が記載されている。
- 99-2の箇所には、子との訪問面談時における会話中における当該子の様子等を 基礎として行われた実施機関(具体的にはケースワーカー)の評価が記載されている。 そして、99-4の箇所には、子との訪問面談時における会話中における当該子と のやりとりを基礎として行われた当該子及び審査請求人の様子に関する実施機関(具 体的にはケースワーカー)の評価、判断が記載されている。
- 以上のとおり、上記各箇所の記載はすべて、それら個人の様子、状態等についての評価、判断等に関するものであり、かつ、それらを審査請求人等に開示をしないことが明らかに正当であると認められるものと判断される。

したがって、「個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、 本人等に開示をしないことが明らかに正当であると認められるもの」を非開示とする ことを認める第2号該当性を理由として非開示とした処分庁の判断は妥当である。

(3) 第3号該当性を理由とする非開示部分について

第3号は、保有個人情報が、開示請求人本人以外の「第三者に関する情報であって、 開示をすることにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるもの」を非開示 情報と定めている。本件対象文書の性質に即していえば、例えば、審査請求人が介在し ない状況下において、子の状態・様子について記載された相談担当者の所見は、それが 開示されることによって、当該子と審査請求人との関係を損ない、その結果、親子関係 における当該子の利益を侵害するおそれがある情報である。

そこで、第3号該当性を理由として非開示とされているのは、68、86-1、99 -1、104の各箇所であることから、審査会において、これら各箇所の記載内容を個別具体的に確認すると、それらは次のようなものとなっていた。

68の箇所、86-1の箇所及び99-1の箇所の各箇所には本件対象文書1の対象者である子の、審査請求人の不在の状況下での面談時の又は電話での発言内容が、そして、104の箇所には面会時の子の様子が、それぞれ記載されている。

前者の、子の発言内容の記載は、当該発言が審査請求人の不在の状況下でのものであり、そして、後者は、面会時の子の様子の記載となっており、ともに、第三者である子に関する情報の記載であり、かつ、それを開示することにより当該第三者である子の権利利益を侵害するおそれがあるものと判断される。

したがって、それら各箇所を、「第三者に関する情報であって、開示をすることにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるもの」を非開示とすることを認める第3号該当性を理由として非開示とした処分庁の判断は妥当である。

(4) 第6号該当性を理由とする非開示部分について

第6号は、保有個人情報が、「市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるもの」を非開示情報と定めている。本件対象文書の性質に即していえば、例えば、障がい者相談支援事業の実施にかかわる、実施機関以外の機関で障がい者の支援に当たっている機関から提供された情報及び当該提供者の姓、実施機関の障がい者相談支援事業の活動内容は、それが開示されることによって、それら関係機関と実施機関との信頼関係や、当該関係機関と当該支援事業を受けている審査請求人との信頼関係に軋轢などが生じるおそれが高く、その結果、当該支援事業を実施するに当たり必要となる各種の情報の実施機関における収集が困難となり、ひいては、当該支援事業の公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められる情報である。

そこで、第6号該当性を理由として非開示とされているのは、 $1\sim12$ 、 $14\sim16$ 、23、24、 $27\sim31-3$ 、 $32\sim39$ 、41、43、41-1、 $44-3\sim47$ 、 $49\sim54$ 、 $56\sim63$ 、 $65\sim67$ 、69-2、 $71\sim73$ 、 $76\sim79$ 、82、90、<math>91、93、94-2、95、98、 $101\sim103$ の各箇所であることから、審査会において、これら各箇所の記載内容を個別具体的に確認すると、それらは次のようなものとなっていた。

 $1 \sim 3$, $6 \sim 12$, $14 \sim 16$, 23, 24, 27, 28 - 1, 29, 30, 31 - 2, $32 \sim 35$, 38, 39, 41, 43, 44 - 1, 44 - 3, 46, 47, 50, 51, 53, $56 \sim 63$, $65 \sim 67$, $71 \sim 73$, 77, 78 - 1, 79, 82, 9

0、91、93、98、102、103の各箇所には、障がい者相談支援事業の実施に かかわる、実施機関以外の機関で障がい者の支援に当たっている機関から提供された 情報及び当該提供者の姓が記載されている。

4.5.31-1.69-2の各箇所には、障がい者相談支援事業の実施にかかわる、 実施機関以外の機関で障がい者の支援に当たっている機関から提供された情報及び当 該提供者の姓に加えて、実施機関の当該事業の活動内容が記載されている。

28-2、31-3、36、37、44-4、45、49、52、54、76、78-2、94-2、95、101の各箇所には、障がい者相談支援事業の実施にかかわる 実施機関の具体的な活動内容が記載されている。

障がい者相談支援事業の実施にあっては、実施機関のほか、障がい者の支援に多数の関係機関が関与し、それら多数の関係機関からの関係情報の提供が行われることになる。そのような情報及び当該情報の提供者の姓を開示することになると、実施機関とそれら関係機関との間及びそれら関係機関と当該事業の対象者との間の各信頼関係に軋轢が生じるなどして、障がい者相談支援事業の実施の目的を失わせ、又はその後の公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められる。同様に、実施機関の当該事業に係る具体的な活動内容を開示することも、実施機関と当該事業の対象者との間の信頼関係に軋轢を生じさせることになり、障がい者相談支援事業の実施の目的を失わせ、又はその後の公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められる。

したがって、それら各箇所を、「市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ 適正な実施を著しく困難にすると認められるもの」を非開示とすることを認める第6 号該当性を理由として非開示とした処分庁の判断は妥当である。

3 本件対象文書2について

(1) 本件対象文書2の性質等

障がい者支援センター・ケース記録は、本件対象文書1の知的障がい者(児)サービス台帳と同様、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項第2号並びに知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第1項及び第5項に定める事業を行うに当たり、一般に、知的障がい者の支援、更生援護等の事務を行うにあたって、当該者ごとの記録等を綴った文書である。なお、当該文書の様式についての法令上の定めはない。

本件対象文書 2 は、従来、実施機関本庁舎において作成管理してきた知的障がい者 (児)サービス台帳を、市の区域を分割して各担当区域ごとに職務を分掌することと した 2 0 1 6 年 4 月から精神障がい者相談業務の委託を受けた忠生地域障がい者支援 センターにおいて、対象者ごとに相談内容を記録している文書のうち、審査請求人と の相談内容を記録した文書である。当該記録を行うことにより、実施機関の相談担当 職員の異動等が生じた場合であっても、過去の経緯等を踏まえた上で役務提供等の各 種の関係業務を継続的に行うことができるようにするために作成されている。

処分庁は、本件条例第21条第1項第1号の規定(以下、「第1号」という。)、第2号、第3号又は第6号をそれぞれ根拠として、本件対象文書2における関係する箇所を非開示としているので、当該各条項を根拠とすることが妥当であるといえるか否かについて、当該条項ごとに検討する。

(2) 第1号該当性を理由とする非開示部分について

第1号は、保有個人情報が「法令により明らかに開示をすることができないとされ

ているもの」を非開示情報と定めている。

第1号該当性を理由として非開示とされているのは、6月7日付け及び6月15日付けの合計2箇所の各箇所についてである。当該箇所には、それぞれ、障害者虐待防止法に基づいて行われた、養護者から虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に関する情報が記載されている。当該通報が市町村に行われた場合、当該通報を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報をした者を特定させるものを漏らしてはならないことが障害者虐待防止法に規定されている(障害者虐待防止法第8条)。したがって、当該2箇所を法令の規定により明らかに開示をすることができないとされているもの(法令秘)を非開示とすることを認める第1号該当性を理由として非開示とした処分庁の判断は妥当である。

(3) 第2号該当性を理由とする非開示部分について

前記2(2)のとおり、第2号は、保有個人情報が、開示請求人本人のものであるか否かにかかわらず、「個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、本人等に開示をしないことが明らかに正当であると認められるもの」を非開示情報と定めている。本件対象文書の性質に即していえば、例えば、審査請求人個人に関する実施機関の評価の記載は、当該者に開示することによって、当該者との信頼関係を損なうおそれが高く、その結果、当該者の福祉のために実施する相談支援事業における支援の継続が著しく困難になる情報であると考えられる。それ故、当該記載は、保有個人情報に係る本人等に開示しないことが明らかに正当であると認められる情報である。

第2号該当性を理由として非開示とされているのは、4月15日付けの当該箇所についてである。当該箇所には、「所見」という見出しが書かれた後に、その具体的内容である審査請求人個人に関する実施機関の評価が記載されている。しかも、その内容は、精神障がいを抱えている審査請求人からの聞き取り内容や語調等をもとに当該人の状態や状況を評価し、今後の支援方策を定めるための検討材料としての記録となっている。そのため、その記載を開示することになれば、実施機関との信頼関係に軋轢が生じてしまい、障がい者支援事業における支援の実施が今後困難となる。したがって、当該記載を開示しないことが明らかに正当であると認められると判断されることから、当該箇所を、「個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、本人等に開示をしないことが明らかに正当であると認められるもの」を非開示とすることを認める第2号該当性を理由として非開示とした処分庁の判断は妥当である。

(4) 第3号該当性を理由とする非開示部分について

前記2(3)のとおり、第3号は、保有個人情報が、開示請求人本人以外の「第三者に関する情報であって、開示をすることにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるもの」を非開示情報と定めている。本件対象文書の性質に即していえば、例えば、個別具体の場合に第三者たる情報提供者を特定することになる情報は、それが開示されることによって、審査請求人との信頼関係を損ない、その結果、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがある情報である。

第3号該当性を理由として非開示とされているのは、5月10日付けの当該箇所についてである。当該箇所には、訪問看護ステーションに勤務する特定第三者の姓とその電話番号が記載されている。当該記載は、審査請求人ではない第三者に関する情報であり、しかも、誰が情報提供者であるかを明示するものであることから、それを開示

することにより実施機関への具体の情報提供者を特定することにつながる。したがって、当該第三者の姓と電話番号を開示をすることにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるものといえる。よって、当該箇所を、「第三者に関する情報であって、開示をすることにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるもの」を非開示とすることを認める第3号該当性を理由として非開示とした処分庁の判断は妥当である。

(5) 第6号該当性を理由とする非開示部分について

前記2(4)のとおり、第6号は、保有個人情報が、「市又は国等の事務又は事業の 運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を 失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるもの」を非開示情 報と定めている。本件対象文書の性質に即していえば、例えば、障がい者相談支援事業 の実施に関しての実施内容報告や協議内容は、それが開示されることによって、それ ら関係機関と実施機関との信頼関係や、当該関係機関と当該支援事業を受けている審 査請求人との信頼関係に軋轢などが生じるおそれが高く、その結果、当該支援事業を 実施するに当たり必要となる各種の情報の実施機関における収集が困難となり、ひい ては、当該支援事業の公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められる情報であ る。

第6号を理由として非開示とされているのは、5月10日付け、同月12日付け、同月30日付け、同月31日付け、6月7日付け、同月10日付け及び同月15日付けの合計7箇所の各箇所についてである。5月10日付け及び同月31日付けの各箇所には実施機関担当係への報告内容が、同月12日付けの箇所には実施機関担当係等における内部協議の内容(参加者名を含む)が記載されている。同月30日付け及び6月10日付けの各箇所には第1号該当性を理由として非開示とすることの認められる機関と実施機関担当係等との間での連絡内容等が記載されている。そして、6月7日付け及び同月15日付けの各箇所には、実施機関担当課と忠生地域障がい者支援センターとの間での事務事業に係る情報及び実施機関担当課における協議内容が記載されている。

これら各箇所に記載されている内容は、精神障がいを抱えている者への適切なサービス提供を実施するための事務事業に関係する連携機関名及びこれに直接結びつく記載である。当該事務事業を適切かつ効果的に行っていくためには、関係する各種の連携機関から必要な情報をはじめとして様々な協力を円滑に得ることが必要不可欠である。この協力のあり方を本人に開示することになっては、その円滑さを損ない、ひいては、当該事務事業の適切かつ効果的な実施が著しく困難となる。したがって、当該各箇所を開示することは、当該事務事業の公正かつ適正な実施を著しく困難にさせると認めることができる。それ故、当該各箇所を、「市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるもの」を非開示とすることを認める第6号該当性を理由として非開示とした処分庁の判断は妥当である。

4 本件対象文書3について

(1) 本件対象文書3の性質等

精神保健記録は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第2号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条第4項及び第49条第1項・同条第2項に基づく精神障がい者の支援、助言、指導等の事務の

実施に際して、精神障がい者ごとに相談内容を記録している文書である。その記録を行うことにより、相談担当職員の異動等が生じた場合であっても、過去の経緯等を踏まえた上で役務提供等の各種の関係業務を継続的に行うことができるようにするために作成されている。なお、当該文書の様式についての法令上の定めはない。

本件対象文書3は、審査請求人との相談内容を記録した精神保健記録の文書である。

(2) 第2号該当性を理由とする非開示部分について

前記2(2)及び3(3)のとおり、第2号は、保有個人情報が、開示請求人本人のものであるか否かにかかわらず、「個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、本人等に開示をしないことが明らかに正当であると認められるもの」を非開示情報と定めている。本件対象文書の性質に即していえば、例えば、審査請求人個人に関する実施機関の評価、相談、判定等の記載は、当該者に開示することによって、当該者との信頼関係を損なうおそれが高く、その結果、当該者の福祉のために実施する相談支援事業における支援の継続が著しく困難になる情報であると考えられる。それ故、当該記載は、保有個人情報に係る本人等に開示しないことが明らかに正当であると認められる情報である。

第2号該当性を理由として非開示とされているのは、2011年4月26日付けの記録中、「主訴」、「状況及び観察した事」、そして、「分析・判断」の各欄における関係記載箇所(合計3箇所)についてである。「主訴」の欄の当該箇所には審査請求人の電話口での発言の仕方に関する実施機関担当職員の評価が記載されている。「状況及び観察した事」の欄の当該箇所には当該電話による相談内容から判断される審査請求人の行動等の傾向に関する実施機関担当職員の評価が記載されている。そして、「分析・判断」の欄の当該箇所には審査請求人からの相談の内容から実施機関担当職員が導き出した分析・判断の内容が記載されている。

それらの内容は、審査請求人個人の評価、相談、判定等に関するものであり、それ故、本人が心外に感じるおそれのあるものが含まれていることがある。そのため、これらを開示すると、実施機関と本人との信頼関係に軋轢が生じることが容易に予想される。したがって、審査請求人に開示をしないことが明らかに正当であると認められることから、当該3箇所すべてを、「個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、本人等に開示をしないことが明らかに正当であると認められるもの」を非開示とすることを認める第2号該当性を理由として非開示とした処分庁の判断は妥当である。

5 結論

以上のとおり、審査請求人が障がい福祉課に対して行った相談、回答、その子のことで相談した記録等についてなされた個人情報開示請求に対して、処分庁が2016年11月14日付け16町地障第2050号をもって行った部分開示決定は、妥当である。

町田市行政不服審査会 2017年度第8号事件 (審査請求人 ○○ ○○)

2020年 7月 6日

答 申

町田市長 石阪 丈一 様

町田市行政不服審査会 会 長 野 村 武 司

2018年1月19日付け18町総法第92号(2017年度第8号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人〇〇〇〇が処分庁町田市長及び町田市病院事業管理者に対して行った公文書公開請求に対して、処分庁が行った次の公文書部分公開決定処分等については、それぞれ第5 審査会の判断に記した結論のとおりである。

	審査請求日	決定処分	所管部課
a	2017年	公文書部分公開決定処分(2016年12月	政策経営部
	1月29日	9日付け16町政広第130号)	広報課
b	2017年	公文書公開決定処分(2016年12月16	地域福祉部
	1月29日	日付け16町地障第2342号)	障がい福祉課
		公文書部分公開決定処分(2016年12月	
		20日付け16町地障第2371号)	
С	2017年	公文書部分公開決定処分(2017年3月3	地域福祉部
	3月11日	日付け16町地障第2938号)	障がい福祉課
d	2017年	公文書非公開決定処分(2017年4月7日	地域福祉部
	4月12日	付け17町地障第38号)	障がい福祉課
е	2017年	公文書公開決定処分(2016年12月12	子ども生活部
	1月29日	日付け16町子総第2934号)	子ども総務課
f	2017年	公文書公開決定処分(2016年12月16	子ども生活部
	1月29日	日付け16町子保第3348号)	保育・幼稚園
			課
g	2017年	公文書部分公開決定処分(2016年12月	市民病院
	1月29日	20日付け16病事総第193号)	事務部総務課
		公文書非公開決定処分(2016年12月2	
		0日付け16町病事総第193号)	

第2 審査請求の趣旨

1 a (第1のaをいう。以下、b、c、d、e、f、gについて同じ。) についての 審査請求人の審査請求の趣旨は、次のとおりである。

- (1)対象となる処分を取り消し、請求対象文書を特定したうえで、被害者の氏名及び 年齢を除いてすべて開示するとの決定を求める。
- (2) 公益上の理由による裁量的開示を実施すべきである。
- (3) 開示決定から通知の送付まで7日経過しているが、開示決定後速やかに通知書を 発送すべきであり、運用改善を求める。
- 2 b、cについての審査請求人の審査請求の趣旨は、次のとおりである。
- (1)対象となる処分を取り消し、請求対象文書を特定したうえで、公開していないグループホームの住所のうち市町村名より詳しいもの、緊急連絡先の電話番号のうち市外局番や最初の3つの番号以外の部分を除いてすべて開示するとの決定を求める。
- (2) 1 (2) に同じ。
- (3) 1 (3) に同じ。
- 3 dについての審査請求人の審査請求の趣旨は、次のとおりである。
- (1)対象となる処分を取り消し、請求対象文書を特定したうえで、すべて開示するとの決定を求める。
- (2) 1 (2) に同じ。
- 4 e、f、gについての審査請求人の審査請求の趣旨は、次のとおりである。
- (1) 3 (1) に同じ。
- (2) 1 (2) に同じ。
- (3) 1 (3) に同じ。

第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市情報公開条例(以下「本件条例」という。)第4条の規定により、平成28年10月28日付け「公文書公開請求書」で、処分庁に対し、「神奈川県立津久井やまゆり園で今年7月26日頃に起きた障害者殺戮事件に関する情報一切。」を対象とする公文書公開請求を行った。
- 2 処分庁は、審査請求人に対して、第1のaからgに記載されている処分を行った。なお、cの処分は、bに対する審査請求を受けて公文書部分公開決定処分(2016年12月20日付け16町地障第2371号)を取り消し、再度決定したものであり、dの処分は、bに対する審査請求を受けて再度検索した結果、追加で決定したものである。
- 3 審査請求人は、審査庁町田市長に対して、当該処分を不服として「審査請求書」によりaからgまでの審査請求を行った。
- 4 処分庁は、aについては2017年4月5日付け17町政広第5号、b、c、dについては2017年5月17日付け17町地障第402号、eについては2017年4月7日付け17町子総第154号、fについては2017年4月10日付け17町子保第118号、gについては2017年4月7日付け17町病事総第1号の「弁明書」により弁明した。
- 5 これに対し、審査請求人は、a については2017年5月9日付け、b、c、dについては2017年6月28日付け、e については2017年5月9日付け、f については2017年5月9日付け、g については2017年5月9日付けの「反論書」を提出した。
- 6 審査庁は、本件条例第10条第2項の規定に基づき、2018年1月19日付け1 8町総法第92号「審査請求について(諮問)」により、本件審査請求について当審

査会に諮問した。

- 7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。
 - 2019年7月26日 審議
 - 2019年8月23日 審議
 - 2019年9月27日 審議
 - 2019年11月8日 審議
 - 2019年12月25日 処分庁への事情聴取
 - 2020年1月17日 審議
 - 2020年2月20日 審議
 - 2020年3月11日 審議
 - 2020年5月15日 審議
 - 2020年6月19日 審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

- 1 a について
- (1)審査請求人の主張
- ア 審査請求書における主張
 - (ア) 文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開条 例解釈上の適 用除外又は不存在と判断することは違法である。
 - (イ) 不開示部分は、本件条例第5条第1項第1号に該当しないか、たとえ該当した としても同号ただし書き全てに該当する。
 - (ウ) 本件請求の対象となる相模原事件の性質から、公開することに公益上の理由がある。
 - (エ) 市長及び病院事業管理者の決定から通知書発送までに7日を要したことは、本件条例第7条第1項の「速やかに決定の内容を請求者に通知しなければならない。」に違反する。

イ 反論書における主張

- (ア)事件発生日の前に取得・作成された文書も対象として確認すべきである。請求書の請求内容欄の記載からは事件発生日以降に取得・作成された文書に限定する趣旨は読み取れない。実施機関は、本件条例第3条第1項により知る権利が十分尊重されるように運用すべきであり、情報公開請求権ないし知る権利を著しく侵害している。
- (イ) 慣例法上、一般に、不存在又は文書の特定で争われる審査請求の後では、実施機関は、再度文書を探索するものである。本件では何ら再探索をしていないが、 慣例に従って再度探索すべきである。
- (ウ) 不開示とした報道機関の記者名は、記名記事であれば本件条例第5条第1項第1号ただし書きアに該当し、公衆が当該報道を見聞することについて記者が認識していることから同号ただし書きイに該当し、記者であることは公的地位又は立場に関する情報であることから同号ただし書きウに該当し、条例第3条第2項または町田市行政手続条例第9条第2項の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報そのものであって、相模原事件の重大性に鑑みても公開することが公益上必要と認められることから同号ただし書きエに該当する。また、NHKについては、NHK情報公開規程に、開示申出権者が事実上何人と規定されていることから同号ただし書きアに該当し、同規程があることから記者は当然に公開に同意しているものであり、同

号ただし書きイに該当する。NHKが放送法の規定に基づく特殊法人であることから同号ただし書きウ、エに該当する。

- (エ) 一般に、耳目を集めた事件の被害者の氏名や年齢は、行政府が公表するものである。本件被害者に関する情報の多くを非公表としたことは、憲法第14条、障害者の権利条約のほとんどの規定、障害者差別解消法等に違反する差別である。ゆえに、被害者の氏名、年齢は同号ただし書きア、イ、ウ、エに該当する。
- (オ) 行政不服審査法第30条第1項の規定により、反論書(正副2通)の提出が求められたが、同規定には副本の提出が規定されていない。審査請求人に対して副本の提出を義務付けることは簡易迅速な手続きといえず、同法第1条に違反する。副本の提出をやめるべきである。
- (2) 処分庁の主張
- ア 公文書部分公開決定通知書(2016年12月9日付け16町政広第130号)で特定した「報道関係取材報告書(2016年7月26日付け)」ほか1件の文書中、非公開とした部分は、本件条例第5条第1項第1号ただし書きのいずれにも該当しない個人情報である。
- イ 神奈川県立津久井やまゆり園で障害者殺傷事件が発生した2016年7月26日 頃以降に作成又は取得した公文書について検索したが、決定に係る公文書以外に保 有していない。
- 2 b、c、dについて
- (1) 審査請求人の主張
- ア 審査請求書における主張
 - (bについて)
 - (ア) 1 (1) ア (ア) に同じ。
- (イ) 不開示部分は、本件条例第5条第1項第1号、第2号、第5号に該当しないか、たとえ該当したとしても同号ただし書き全てに該当する。
- (ウ) 1 (1) ア (ウ) に同じ。
- (エ) 1 (1) ア (エ) に同じ。
- (cについて)
- (ア) 1 (1) ア (ア) に同じ。
- (イ) 2 (1) ア (イ) に同じ。
- (ウ) 1 (1) ア (ウ) に同じ。
- (エ) 1 (1) ア (エ) のうち、「7日」を「5日」とし、その他は同じ。
- (dについて)
- (ア) 1 (1) ア (ア) に同じ。
- (イ) 不開示部分は、本件条例第5条第1項第4号に該当しない。
- (ウ) 1 (1) ア (ウ) に同じ。
- (エ)本件対象文書は市議からの質問への回答に関する文書であるが、質問自体が相当程度過去のものである。加えて、議会は公開されており、不開示に該当しない。さらに、想定問答集に関する情報を開示することも、本件条例第1条に合致する。本件対象情報を公開することにより、今後の答弁の検討、作成に著しい制約を受けることにはならない。
- イ 反論書における主張(b、c、dについて)
- (ア) 1 (1) イ (ア) に同じ。さらに、本件担当課は、いわゆる障がい者施設や精神保健福祉等を所管していることから、例えば、相模原事件を受けた職員研修や

障害者の権利擁護団体関係の個人・団体等からの同事件に関する意見等の文書も 特定すべきである。

- (イ) 1 (1) イ (イ) に同じ。
- (ウ) 各施設からの回答内容を一覧形式にまとめた表(一覧表)の不開示部分である が、職員や警備員の数は、公務員の職務執行情報として公にしているか公にする ことを予定している情報であり、機械警備や防犯カメラ等は、購入や保守点検整 備等につき財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となる。これら を不開示とするとオンブズ活動に著しい支障を来すことが避けられず、町田市の 民主主義は停滞を免れない。また、本件では主権者の目で各施設の防犯体制を確 認し、町田市、国連障害者の権利委員会等に意見を提出する必要があり、その必 要性を満たすことこそ本件条例第1条の規定に適合するというべきである。この ような性質の情報は、開示しても施設利用者の生命、身体、自由又は財産の保護 に著しい支障が生じる恐れはなく、本件条例第5条第1項第5号に該当しない。 さらに、機械警報装置、施錠、防犯カメラ、通報装置、避難訓練実施、危機管理 マニュアルは、これらを有していることが市のもっとも基本的かつ最低限の責務 であることから、職員らの責任追及、同施設にいる市民の安全の確保のために開 示することこそが本件条例第1条に適合するものというべきである。防犯対策上 脆弱な点があれば、それは早急に改善すべきであり、不開示理由にはならない。 情報公開制度は、そのような行政の怠慢を是正し、市民が不利益を受けることを なくすために存在するのである。なお、一覧表には廃止された施設の情報が記載 されているが、職員の連絡先を除く情報については、施設利用者が存在しないこ とから同項第5号他いかなる不開示理由にも該当しない。
- (エ)質問主旨・答弁要旨、確認用答弁書、想定質問・答弁要旨シートについて処分 庁は「実際の答弁とは異なる見解が市の見解として流通するおそれがある」とす るが、答弁の作成過程の文書と実際の答弁が異なることは当然であり、市におけ る意思決定に至る過程を跡付け、又は検証できる情報こそ積極的に開示すること が情報公開の意義である。
- (オ) 相模原事件の被告人は障がい者施設の元職員であり、被害者は障がい者であるから、本件に関する情報公開は、障害者の権利条約の規定に拘束される。相模原事件を受けて実施されたアンケートや答弁作成過程の情報を開示することは、同条約第32条にある「条約の目的及び趣旨を実現するための自国の努力を支援するために国際協力及びその促進」することそのものであり、当該情報は公開することにより、市又は国等の事務の公正かつ適正な実施に著しく寄与するものであることから、本件条例第5条第1項第4号には該当しない。
- (2) 処分庁の主張(b、c、dについて)
 - ア 公文書部分公開決定通知書(2017年3月3日付け16町地障第2938号)で特定した「障害者支援施設に対する調査依頼に係る回答について」ほか1件の文書中、「各施設からの回答内容を一覧形式にまとめた表のうち、寝たきり者数、利用者数、職員数、警備員数、機械警備の有無、施錠状況、防犯カメラの有無及び映像保存期間、通報装置の有無、巡回状況、避難訓練実施状況、災害時の対応、マニュアルの有無及び管理者対策の実施状況の欄」及び「各施設から回収した調査票及びアンケート回答用紙」については、各施設が防犯・警備体制について回答したものであり、公開することにより、施設利用者等の生命、身体の保護に著しい支障が生じると認められることから、本件条例第5条第1項第5号に該当する。

- イ 公文書非公開決定通知書(2017年4月7日付け17町地障第38号)で特定した「質問主旨・答弁要旨」ほか2件の文書は、市議からの質問への答弁に至る過程の情報であり、公開を前提とすると、実際の答弁とは異なる内容が市の見解として流通するおそれがあり、今後の答弁の検討、作成に係る事務に著しい制約を受けることとなることから、本件条例第5条第1項第4号に該当する。
- ウ 神奈川県立津久井やまゆり園で障害者殺傷事件が発生した2016年7月26 日頃以降に作成又は取得した公文書について探索したが、決定に係る公文書以外 に保有していない。
- 3 e について
- (1) 審査請求人の主張
- ア 審査請求書における主張
- (ア) 1 (1) ア (ア) に同じ。
- (イ) 1 (1) ア (ウ) に同じ。
- (ウ) 1 (1) ア (エ) に同じ。
- イ 反論書における主張
- (ア) 相模原事件を受けた職員研修や担当課が所管する福祉法人等との文書等を特定 すべきである。
- (イ) 1 (1) イ (イ) に同じ。
- (ウ) 1 (1) イ (オ) に同じ。
- (2) 処分庁の主張

神奈川県立津久井やまゆり園で障がい者殺傷事件が発生した2016年7月26日頃以降に当該事件に関して作成又は取得した公文書は、公文書公開決定通知書(2016年12月12日付け16町子総第2934号)で特定した「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」ほか1件のみであり、当該文書以外には保有していない。

- 4 f について
- (1)審査請求人の主張
- ア 審査請求書における主張
 - (ア) 1 (1) ア (ア) に同じ。
 - (イ) 1 (1) ア (ウ) に同じ。
 - (ウ) 1 (1) ア (エ) に同じ。
- イ 反論書における主張
 - (ア) 3 (1) イ (ア) に同じ。
 - (イ) 1 (1) イ (イ) に同じ。
 - (ウ) 1 (1) イ (オ) に同じ。
- (2) 処分庁の主張

神奈川県立津久井やまゆり園で障がい者殺傷事件が発生した2016年7月26日頃以降に当該事件に関して作成又は取得した公文書は、公文書公開決定通知書(2016年12月16日付け16町子保第3348号)で特定した「学校における安全管理の徹底について(依頼)」ほか3件のみであり、当該文書以外には保有していない。

- 5 gについて
- (1) 審査請求人の主張
- ア 審査請求書における主張

- (ア) 1 (1) ア (ア) に同じ。
- (イ) 不開示部分は、本件条例第5条第1項第1号にも第4号にもともに該当しないか、たとえ該当したとしても同号ただし書き全てに該当する。
- (ウ) 1 (1) ア (ウ) に同じ。
- (エ) 非公開決定の分は、一切を不開示とする合理的根拠がない。
- (オ) 他自治体の開示文書や報道等から、明らかに救急搬送の前後及び最中に取得・ 作成した文書が存在する。それらを特定すべきである。
- (カ) 1 (1) ア (エ) に同じ。

イ 反論書における主張

- (ア) 1 (1) イ(ア) に同じ。さらに、本件担当課は、病院を所管していることから、例えば、相模原事件を受けた職員研修や障害者の権利擁護団体関係の個人・団体等からの同事件に関する意見等の文書も特定すべきである。
- (イ) 1 (1) イ (イ) に同じ。
- (ウ) 不開示とした報道機関の記者名は、記名記事であれば本件条例第5条第1項第1号ただし書きアに該当し、公衆が当該報道を見聞することについて記者が認識していることから同号ただし書きイに該当し、記者であることは公的地位又は立場に関する情報であることから同号ただし書きウに該当し、条例第3条第2項または町田市行政手続条例第9条第2項の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報そのものであって、相模原事件の重大性に鑑みても公開することが公益上必要と認められることから同号ただし書き工に該当する。
- (エ)公開することにより、社会的影響が大きくなることをもって、当該メディカル コントロール協議会に参加した関係機関における事務の実施の目的を失わせ、又 は公正かつ適正な事務の実施を著しく困難にするとは認められない。たとえ処分 庁の弁明のとおりだとしても、参加した機関名を開示した上で発言した機関名を 不開示とすれば、事務の実施の目的を失わせることにはならない。
- (オ) 2 (1) イ (オ) に同じ。
- (カ) 1 (1) イ (オ) に同じ。
- (2) 処分庁の主張
- ア 公文書部分公開決定通知書(2016年12月20日付け16町病事総第193号)で特定した「報道機関取材報告書」の文書中、非公開とした部分は、本件条例第5条第1項第1号ただし書きのいずれにも該当しない個人情報である。
- イ 公文書非公開決定通知書(2016年12月20日付け16病事総第193号)で特定した「津久井やまゆり園における殺傷事件患者受け入れ機関の情報交換について(報告)」の文書は、各関係機関からの忌憚のない意見を聴取することを目的とした、公開を前提としない会議の議事録である。公開することにより、参加関係機関における事務の実施の目的を失わせ、公正かつ適正な実施を著しく困難にすることが明らかであることから、本件条例第5条第1項第4号に該当する。
- ウ 神奈川県立津久井やまゆり園で障害者殺傷事件が発生した2016年7月26日 頃以降に作成又は取得した公文書について探索したが、決定に係る公文書以外に保 有していない。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求の審査について

本件公開請求は1件で行われたが、請求対象となる事案に関わる所管課が複数に及ん

でいるため、所管課ごとに請求対象文書が特定され、実施機関としての公開等決定も所管課単位で複数なされている。そのため、審査請求も所管課ごとに分けて行われた決定に対してそれぞれなされた。また、各所管課で審査請求の対象となる決定の内容や経緯が異なっているが、当審査会への実施機関からの諮問はまとめて1件としてなされている。

そこで、請求対象文書の所管課ごとに本件審査請求について検討する。

2 a について

(1)審査請求の対象について

本件請求に対し、実施機関は広報課所管の対象文書として、市民病院事務部総務課から政策経営部広報課長あてに提出された報道関係取材報告書(2016年7月26日午前分6件、2016年7月26日午後分5件)を特定し、市民病院に搬送された被害者の氏名及び年齢並びに報道各社の記者氏名を本件条例第5条第1項第1号に該当するとして非公開とする部分公開決定を行った。これに対し、審査請求人は報道各社の記者氏名は本件条例第5条第1項第1号に該当せず、該当するとしても各ただし書すべてに該当し、あるいは公益上の裁量開示による公開を求め、さらに請求対象文書の探索が不十分であるか、対象となるべき文書が本件条例の開示請求対象外文書としていると主張し、違法は処分として本件審査請求を行った。

(2) 文書の探索範囲等について

当審査会において実施機関に照会したところ、請求対象文書の探索は、本件請求を受けて紙媒体で保存されているファイル等のほか、文書管理システム、ファイルサーバ、職員個人・組織ごとに割り当てられている電子メールについて行われていた。さらに、本件条例第2条第2号の定める公文書に該当しないこと、あるいは同号ただし書きに該当することを理由に請求対象文書から除外した文書等はないこと、同第13条の定める他の制度等の調整により適用除外としている文書等はないとのことであった。

また、該当する公文書は、事件を受けて被害者が搬送された市民病院が事件に関して受けた取材に関する報道関係取材報告書のみで、取材をもとにした報道があったか否かの確認は行っておらず、特段取得した文書等はないとのことであった。なお、市民病院総務課所管分として特定された2016年7月26日午後に行われた取材の報道関係取材報告書は、5名の取材者をまとめて1件であるのに対し、広報課が保有しているものは取材者ごとに5件に分かれていた。これは、広報課において市民病院事務部総務課から送付された1件の報告書をもとに、報道機関ごとの報告書に校正したものを保有しているとのことであった。

以上のことを踏まえると、本件請求が行われた時点で他に保有しているべき文書があるとは言い難く、また、文書の探索範囲に特段不合理な点はないため、請求対象文書として特定されたもの以外に公文書が存在するとは認め難い。

(3) 本件条例第5条第1項第1号該当性について

本件条例第5条第1項第1号は、個人に関する情報で特定個人が識別され、又は識別され得るものを個人情報として非公開情報と定めているが、各ただし書きに該当する場合は公開するものとしている。報道関係取材報告書には各報道機関の記者の氏名が記載されており、個人情報に該当するので各ただし書該当性を検討する。

ア ただし書ア該当性について

ただし書アは「法令の規定により一般に公表され、又は何人でも閲覧することがで

きるとされている情報」について公開するものと規定している。「法令」とは法律、 政令、府令、省令その他の命令及び条例等を指し、これらの規定等により広く周知が 図られているものについては、個人情報であっても公開するものとされているが、各 報道機関の記者の氏名を広く周知する法令の規定は存在せず、該当しない。

イ ただし書イ該当性について

ただし書イは、「当該個人が公開することに同意していると明らかに認められる情報」について公開するものと規定している。報道機関の記者の氏名は、署名記事や放送で記者名の明示などにより公にされることはあるが、いずれも取材段階ではなく、記事や放送において行われるものであり、報道機関によって記事への署名の状況も異なっている。動画配信や録音の公開を前提に行われている記者会見などで、新聞社名と記者の姓を名乗って質問をするなどの場合は、公にすることについて明らかに同意していると認められるが、そうした条件の下での取材以外では、氏名の公開への同意が明らかにあるとは認めがたく、本ただし書に該当とするとは言えない。

ウ ただし書ウ該当性について

ただし書ウは、「当該個人の公的地位又は立場に関する情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの」について公開するものと規定している。「公的地位又は立場」とは公務員に関連する情報として解釈されているところであるが、これは公務員ないし公務員に準ずる公的な立場・地位を有する者を含み、当該立場・地位に関連した行為に係る情報については、個人情報であっても公開すると解すべきものである。報道機関の記者は公的地位又は立場があるとは言えず、該当しない。

エ ただし書工該当性について

ただし書工は「法令の規定に基づく許可、免許、届その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの」について公開するものと規定している。報道関係取材報告書は、法令の規定等に基づき作成されているものではなく、該当しない。

(4) 原処分の妥当性について

以上のことから、特定された公文書以外に本件請求に係る文書が存在するとは認めがたく、各報道機関の記者氏名は本件条例第5条第1項第1号に該当し、ただし書のいずれにも該当しないことから、実施機関の判断は妥当である。

3 b、c、dについて

(1)審査請求の対象について

本件請求に対し、実施機関は障がい福祉課所管の対象文書として、以下のものを特定 した。

- ① 平成28年7月26日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長らによる「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」及び収受の起案書
- ② 平成28年7月26日付け東京都福祉保健局障害者施策推進部長「施設における 防犯灯安全管理の確保について」及び収受の起案書
- ③ 平成28年7月27日付け東京都福祉保健局障害者施策推進部長「事業所における防犯等安全管理の確保について」及び収受の起案書
- ④ 2016年7月28日付け町田市地域福祉部障がい福祉課長から各施設管理者に 宛てた「放課後デイサービスにおける利用者の安全確保について(通知)」及び通

知起案書

- ⑤ 2016年7月28日付け町田市地域福祉部障がい福祉課長から各施設管理者に 宛てた「施設における利用者の安全確保について(通知)」及び起案書
- ⑥ 2016年7月29日付け町田市地域福祉部障がい福祉課長から関係各位にあて た「『不審者対応講習会』の開催について」及び起案書
- ⑦ 平成28年8月9日付け警視庁町田警察署生活安全課長「障がい者支援施設に対する調査依頼について」
- ⑧ 2016年8月10日付け町田市地域福祉部障がい福祉課長「防犯設備等の状況 調査について(依頼)」及び起案書
- ⑨ 平成28年8月16日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長らによる「津久井やまゆり園の事件による不安を和らげる心のケアの充実について」及び同通知を受信し保健総務課に転送した際の電子メール本文並びに起案書
- ⑩ 2016年9月1日付け神奈川県障害者自立支援協議会会長からの「共生社会の 実現に向けた自立支援協議会の役割:津久井やまゆり園の事件を受けて」及び同 文を受信した際の東京都からの電子メール本文並びに起案書
- ① 平成28年9月15日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課「障害者支援施設等における防犯に係る安全の確保について」及び受信した際の東京都からの電子メール本文並びに起案書
- ② 2016年度第2回町田市障がい者施策推進協議会資料
- ③ 障がい者支援施設一覧リスト
- ⑭ 障がい者施設一覧回答用紙
- (5) 各施設から回収した調査票及びアンケート回答用紙
- ⑥ 福祉施設防犯リスト
- ① 平成28年(2016年)第3回町田市議会定例会における一般質問(9月6日 白川哲也議員)に関する質問主旨・答弁要旨
- ⑧ 同確認答弁書(一般質問)
- (19) 同想定質問・答弁要旨シート

実施機関は、①から⑫を全部公開と決定し、⑬、⑭及び⑯のうち各施設が非公表としている場合の住所を本件条例第5条第1項第2号に、⑭及び⑯のうち夜間連絡先として指定されている個人の携帯番号(初めの三桁を除く)を同1号に、⑭及び⑯のうち寝たきり者数、利用者数(昼・夜)、職員数(昼・夜)、警備員数(昼・夜)、機械警備の有無、施錠状況(昼・夜)、防犯カメラの有無、巡回状況、避難訓練実施状況、災害時の対応、マニュアルの有無、管理者対策の実施状況並びに⑮すべてを同5号に、⑰から⑲を同4号に該当するとして非公開とする決定を行った。

これに対し、審査請求人は、非公表としている施設住所及び夜間連絡先とされている個人の携帯番号を除く非公開部分は、本件条例第5条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に該当せず、該当したとしても各号ただし書きすべてに該当し、あるいは公益上の裁量開示による公開を求めている。また、請求対象文書の探索が不十分であるか、対象となるべき文書が本件条例の開示請求対象外文書としていると主張し、違法な処分として本件審査請求を行った。

(2) 文書の探索範囲等について

当審査会において実施機関に照会したところ、請求対象文書の探索は、本件請求を受けて紙媒体で保存されているファイル等のほか、文書管理システム、ファイルサーバ、職員個人・組織ごとに割り当てられている電子メールについて行われていた。さらに、

本件条例第2条第2号の定める公文書に該当しないこと、あるいは同号ただし書きに該当することを理由に請求対象文書から除外した文書等はないこと、同第13条の定める他の制度等の調整により適用除外としている文書等はないとのことであった。

当審査会において聴取等したところ、やまゆり園事件を受けて「不審者対応講習会」が開催されているが、講習に関するアンケートは実施していないとのことであった。また、市内施設からやまゆり園利用者の緊急避難的受け入れの可能性や、神奈川県からの利用者受入の要請状況について問い合わせがあったが、その内容を記録したものはないとのことである。その理由は、通常、施設等からの問い合わせ等に対して、国からの通知等を超える内容で、市として対応すべき相談・問い合わせ等があった場合に内部で書面をもって報告する対応を行っているが、当時、該当する問い合わせはなかったとのことであった。さらに、事件を受けて市内施設利用者やその家族等からの相談、苦情等について記録した文書は存在しないとのことであった。

以上のことを踏まえると、本件請求が行われた時点で他に保有しているべき文書があるとは言い難く、また、文書の探索範囲に特段不合理な点はないため、請求対象文書として特定されたもの以外に公文書が存在するとは認め難い。

(3) 本件条例第5条第1項第5号該当性について

本件条例第5条第1項第5号は、「公開することにより、人の生命、身体、自由又は 財産の保護に著しい支障が生じると認められる情報」と規定している。これは、公にす ることにより犯罪を誘発する等、人の生命、身体、財産に被害をもたらすことが十分予 測される情報について、被害からの保護のために非公開とすることを趣旨としている。 また、人の生命、身体、財産等の保護への単なる支障ではなく、著しい支障が生じると 認める場合を要件としている。

本件文書⑮は、町田警察署による「障害支援施設に対する調査」の依頼を受け、本件実施機関が町田市内の障害者支援施設に行った調査回答依頼に対し各施設から寄せられた回答用紙であり、本件文書⑭は各回答用紙に記載された内容を踏まえて一覧にまとめたものであり、本件文書⑯には⑭では未回答で施設名のみ記載されている施設の回答事項の情報が記載されている。本件実施機関は、本件文書⑭及び⑯のうち寝たきり者数、利用者数(昼・夜)、職員数(昼・夜)、警備員数(昼・夜)、機械警備の有無、施錠状況(昼・夜)、防犯カメラの有無、巡回状況、避難訓練実施状況、災害時の対応、マニュアルの有無、管理者対策の実施状況が、各施設の防犯・警備体制について回答したもので本号に該当するとしているので、まずは本件文書⑭の該当性について検討する。

ア 本件文書仰について

(ア) 寝たきり者数について

調査対象の障害支援施設に寝たきりの利用者がいる場合、その具体的な数を明らかにすると、利用者に危害が及びかねない事象を発生させよう企図する者などに対し、自力で回避行動等のとれない利用者の存在などを具体的に明らかにすることになる。本件調査で回答している施設の中には利用者が数名のところもあり、寝たきり者の数が明らかになることで、防犯対応等利用者の安全確保のために過重な負担が生じるおそれがあり、人の生命、身体の保護に支障が生じる蓋然性が認められる。また、調査に回答した施設には寝たきりの利用者がいないところもあるが、寝たきり者の在籍がない施設の情報を公にすると、それ以外に寝たきり者がいることを明らかにすることになるため、寝たきり者の在籍の有無にかかわらず、当該回答項目を明らかにすることは人の生命、身体の保護に著しい支障があると認められ、本件実施機関の判断は妥当である。

(イ) 利用者数(昼・夜)について

各施設の利用者について、昼間と夜間の利用者数をそれぞれ記載する欄がある。すでに「利用時間」が公開されており、本欄に「24時間対応」などと回答している施設に夜間も利用者がいることは、容易に判別できる状態になっている。

また、2018年4月から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の3及び児童福祉法第33条の18により、障害福祉サービス等情報公表制度(以下、「公表制度」)が設けられた。これは、事業者数の増加を受けて、サービス等の利用者が事業者を選択する際に個々のニーズに応じてより良いサービス選択ができるようにし、事業者のサービスの質の向上を図ることを目的として設けられた制度である。法令で定められた対象施設に該当する場合は、各施設設置事業者が各都道府県等に報告を行い、都道府県知事等が公表範囲の最終判断を行うものとして運用されている。東京都においては、該当する事業者・施設について、利用者数とともに障害支援区分ごとの利用者数を公表することになった。

本件公開請求は公表制度が施行される以前に行われたものであるが、公表制度趣旨を踏まえると、本来公表されるべき情報の公表を担保するために設けられたと解すべきである。利用者数は公表対象とされており、本件実施機関が主張する防犯・警備体制に支障を及ぼし、人の生命、身体等の保護に著しい支障が生じているとは認めがたい。また、夜間の施設利用者がいるか否かは、すでに本件実施機関が公開した情報から明らかであり、それが意味するところが居住・滞在型の事業を行う施設であることは容易に理解できるところである。さらに、公表制度では、施設ごとのサービスも明らかにされ、夜間利用者の有無が判別可能であるので、昼間、夜間の利用者数を公開しても本件実施機関が主張する防犯・警備体制に係る情報で人の生命、身体等の保護において特段支障が生じているとは認めがたい。したがって、公表制度の対象となっている各施設に係る当該情報について非公開とした本件実施機関の判断は妥当でない。

(ウ) 職員数(昼・夜)について

各施設の職員数について、昼間と夜間の利用者数をそれぞれ記載する欄がある。すでに「利用時間」が公開されており、本欄に「24時間対応」などと回答している施設に夜間も職員がいることは、容易に判別できる状態になっている。

また、公表制度では職員数及び夜勤職員数が公表されているところであり、それをもって本件実施機関が主張する防犯・警備体制に係る情報で人の生命、身体等の保護に特段支障が生じているとは認めがたい。したがって、公表制度の対象となっている各施設に係る当該情報について非公開とした本件実施機関の判断は妥当でない。

(エ) 警備員数(昼・夜)、機械警備の有無、施錠状況(昼・夜)、防犯カメラの有無、 巡回状況について

これらの情報は、設備の整備状況や警備の配置状況など具体的な防犯・警備体制や 手段を明らかにするものと認められる。各施設の規模はさまざまであり、防犯・警備 に関する能力を具体的に明らかにすることにより、施設の脆弱性を明らかにすること となるため、施設運営上、人の生命、身体の保護に著しいし支障があると認められ、 本件実施機関の判断は妥当である。

(オ) 避難訓練実施状況について

各施設での避難訓練実施状況は、訓練の実施の有無を明らかにするにすぎず、具体的な避難方法や手段を明らかにするものではない。確かに、避難訓練を実施していない施設があった場合、明らかに災害時等の対応の準備ができていない、あるいは不十分であることを明らかにすることになるが、それをもって公開することによって人の生命・身体等の保護に著しい支障を及ぼすとは認めがたく、本件実施機関の判断は妥当ではない。

(カ) 災害時の対応について

当審査会で見分したところ、災害時の対応として回答されている中には、設備や備品の整備状況に係るものが認められた。また、災害時の対応として回答されているものの、記載内容からすると災害時のみに関わらず、非常ベルの設置状況など防犯・警備体制としての活用も想定されるものも散見されるところである。したがって、前記(エ)と同様に、施設運営上、人の生命、身体の保護に著しい支障があると認められ、本件実施機関の判断は妥当である。

(キ) マニュアルの有無、管理者対策の実施について

マニュアルの有無の記載欄は、災害時のマニュアルについてその有無のほか現状を記載しているものも認められた。しかし、いずれの記載も、具体的な災害対策の手段や方法を明らかにするものではない。また、管理者対策の記載欄は、実施したか否か、管理者対策の有無のほか、研修や公衆の一般的記述などが記載されているが、具体的な手段や方法については、施設番号32を除いて公開しても明らかにすることにはならない。これらの情報を公開しても、人の生命・身体等の保護に著しい支障を及ぼすとは認めがたく、本件実施機関の判断は妥当ではない。ただし、施設番号32については、防犯体制の具体的な設備状況を含むため、本件実施機関の非公開の判断は妥当である。

イ 本件文書(6)について

本件文書®は⑭と同じ施設を対象に、同じ項目を取りまとめた一覧であるが、本件文書⑭で未回答の施設の情報も記載され、また項目によっては表記の統一がなされている。調査に未回答の施設であっても、本件文書⑭で公開すべきと判断した項目については、いずれも本来であれば公表すべき情報であり、公開しても人の生命・身体等の保護に著しい支障を及ぼすとは認めがたい。したがって、各施設による回答の有無にかかわらず、本件文書⑭で公開が妥当と判断した項目については、公開すべきである。

なお、施設番号23、37、38の「管理者対策の実施」記載欄には、当該欄に記載するべき内容以外の備考ともいえる記載があり、原処分で公開されている一覧表の最後にある凡例と対応していることが認められる。「管理者対策」欄は、(3) -ア(キ)で欄として公開するものと判断しており、また、当該施設の記載欄を非公開としても、公開されている凡例と施設住所で容易にいずれに該当するかは明らかと言わざるを得ず、本件条例第5条第1項第5号の定める公開することにより、人の生命、身体、自由又は財産の保護に著しい支障が生じると認められる情報に当たるとは認められない。

ウ 本件文書(5)について

本件文書⑭は、各施設からの回答用紙である本件文書⑮の内容をまとめたものである。したがって本件文書⑭で公開する情報については、本件文書⑯においても本件条例

第5条第1項第5号に該当せず、本件実施機関の非公開の判断は妥当ではない。また、本件文書⑭で公開すべきとする項目のうち、施設番号136に「利用時間」欄外記載、施設番号74、102、123、132、141に「利用者数」の人数以外の記載が認められるが、これは回答内容の補足的な説明であり、本件条例第5条第1項第5号に該当せず非公開の判断は妥当ではない。

なお、本件文書®では調査票による回答が認められるものの、本件文書®に記載のない施設が1件あるが、これについても、本件文書®で公開する情報については、本件条例第5条第1項第5号に該当せず公開すべきである。

(4) 本件条例第5条第1項第4号該当性について

本件条例第5条第1項第4号は、「市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であって、公開することにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるもの」を非公開とすると規定している。これは、事務又は事業の内容及び性質に着目し、公開することにより当該事務又は事業に関する情報を公開することの公益性を考慮してもなお、当該事務又は事業の公正かつ適正な実施を著しく困難にする確実性が高い場合について、非公開とすることができるとするものである。

本件実施機関は、本件文書⑪から⑲について、町田市議会における一般質問の答弁に 係る事務事業における意思決定に著しい支障を生じさせることが懸念されるとして、公 開できないと主張するので以下、検討する。

ア 本件文書⑰について

本件実施機関から当審査会において聴取等したところによると、本件文書⑪である「平成28年(2016年)第3回町田市議会定例会における一般質問(9月6日 白川哲也議員)に関する質問主旨・答弁要旨」は、各市議会議員から市長に事前に通告された質問項目のうち、地域福祉部に関連するとして割り振られたものについて、当該議員と面会して質問内容のヒアリングを行った内容、それに対する答弁の要旨、答弁者その他関係情報をまとめたものである。これは、市議会における答弁準備のために開催される全庁的な検討会の検討用資料として決まったフォーマットにより作成され、市長等が参加する検討会での協議、調整を経て本件文書®である答弁案が作成される手順となっている。

本件文書®に記載されている内容には、市議会において行われた答弁ではない未確定のもので、実際の答弁と方向性や内容が異なることもあるので、その差異に対する憶測、修正・調整の是非が議論され、本件実施機関としては未確定な情報に対して説明責任を果たすことは困難であると主張する。

当審査会で見分等したところ、本件文書⑪には確かに所管部・課の聴取した質問内容、所管課としての一次的な考え方や方向性、評価・判断、答弁要旨などが記載されていると認められた。また備考欄は、さまざまなことを必要に応じて記載するものとして用いられているとのことである。

議会一般質問での答弁は、本件実施機関としての質問内容にかかる事務事業や施策、事柄などについての実施や対応、方針を拘束し、あるいは影響を与えるものになるため、所管部署の判断だけでなく政治的・総合的な調整を経て作成される。本件文書団は、こうした政治的・総合的な調整を行うため、所管部署としての質問内容に対する一次的な判断・評価を記載することを前提に作成されたものと認められる。所管部署が一次判断・評価を率直に行い、考慮すべき要素など想定されるものを記載することで、政治的・総

合的判断が調整される事務事業であることを踏まえると、本件文書⑰すべてを公開することにより事務事業の公正かつ適正な実施を著しく困難にすると一応は認められる。

しかしながら、本件条例第5条第1項第4号が「著しく」と規定している趣旨を踏まえると、フォーマットの表題及びフォーマットの表の最初の3段目までは、調整にかかる記載内容ではないため、公開しても事務事業の公正かつ適正な実施を著しく困難にするとまでは認められず、公開すべきである。また、本件文書⑩について検討すれば、「答弁要旨」記載内容は、本件文書⑱の内容との同趣旨であり、「備考」欄も参考情報としての事実関係が中心であるため、これらを公開したとしても事務事業の公正かつ適正な実施を著しく困難にするとまでは認められず、公開すべきである。なお、「備考」欄記載のうち6行目記載の4つの項目内容の記載部分のうち、最初の1項目内容以外については、本件条例第5条第1項第5号に該当する可能性があるため、本件実施機関において改めて判断されたい。

イ 本件文書(18)について

本件実施機関からの聴取等によると、本件文書®は本件文書®を踏まえた検討会での調整を受け、所管部課で答弁書案として作成されたものである。これはさらに調整・検討されるなどして修正等がされる場合があり、議会で答弁された内容として議事録に記録されたものが、本件実施機関としての正式な見解等であって、本件文書®が議会での答弁と異なるものもあるとのことである。こうしたことから、本件文書®と同様の理由で非公開とする必要があると本件実施機関は主張している。

本件文書®は、本件文書®とは異なり、検討会での調整を経て所管部課で起案された案である。検討会には市長を含めた幹部が参加し、答弁内容について協議・調整された結果を踏まえて作成されているため、本件文書®と同程度の未確定、未成熟な情報とは言えない。本件文書®は、いったん調整された本件実施機関の一定の意思を示したものであり、これをさらに調整したことで実際の議会における答弁とは異なる内容を含んでいたとしても、公開することにより事務事業の目的を失わせる著しい支障があると認めることはできない。本件文書®の内容と議会での答弁内容に違いがある場合は、その差異や違いについてむしろ本件実施機関として説明責任を果たすことが求められるというべきである。したがって、本件実施機関の判断は妥当ではない。

ウ 本件文書(9)について

当審査会で本件実施機関から聴取等したところによると、本件文書®は、一般質問において答弁書が作成されている答弁のほかに、議員から再質問等があった場合に備えて、手元資料として用意されているものとのことである。特に決まった書式や形式があるわけではなく、また想定される質問やそれに対する答弁要旨についても、事前に本件実施機関内で協議・調整・検討が行われたものではないとのことであった。また、想定した質問が実際に議会でなされた場合であっても、想定した答弁要旨に沿った答弁をするとは限らず、答弁者が手元資料として参考にしつつ、適宜判断して答弁を行っているとのことである。そのため、本件実施機関は文書の性質として公開することができないと主張しているところである。

当審査会で本件文書®を見分したところ、やまゆり園事件に関連した本件実施機関としての対応の事実関係や一般的な内容や、本件実施機関としてすでに公開している情報も見受けられるほか、公知性のある情報ではないものの、情報内容や性質として、議会答弁対応という事務事業への支障が認めがたいものである。したがって、本件文書の性質を踏まえても、本件文書のについては、公開することにより議会答弁対応という事務

事業の公正かつ適正な実施を著しく困難にするとは認められず、本件条例第5条第1項 第4号には該当しない。

しかしながら、質問7から10については、情報の内容・性質からして本件条例第5条第1項第5号に該当する内容を含むとも思われることから、実施機関において改めて判断されたい。

4 e について

(1) 審査請求の対象について

本件請求に対し、実施機関は子ども総務課所管の対象文書として、平成28年7月26日付けの厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長らによる「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」及び同通知を受信した際の東京都福祉保健局少子化対策部計画担当の電子メール本文、平成28年9月15日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長らによる「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について

(通知)」及び同通知を受信した際の東京都福祉保健局少子化対策部計画担当の電子メール本文並びに当該通知を子ども生活部各課に送付するための起案書を特定した。これに対し、審査請求人は、請求対象文書の探索が不十分であるか、対象となるべき文書が本件条例の開示請求対象外文書としていると主張し、違法は処分として本件審査請求を行った。

(2) 文書の探索範囲等について

当審査会において実施機関に照会したところ、本件請求を受けて紙媒体で保存されているファイル等のほか、文書管理システム、ファイルサーバ、職員個人・組織ごとに割り当てられている電子メールについて探索が行われていた。さらに、本件条例第2条第2号の定める公文書に該当しないこと、あるいは同号ただし書きに該当することを理由に請求対象文書から除外した文書等はないこと、同第13条の定める他の制度等の調整により適用除外としている文書等はないとのことであった。

当審査会において、町田市近隣で起きた「やまゆり園」事件を受けて実施機関の対応を聴取したところ、厚生労働省からの通知等を受けて子ども生活部各課において事業等を実施した実績はないとのことであった。また、平成28年9月15日付け通知は各学童保育クラブ・子どもセンター・子どもクラブ、町田市公立保育園、市内乳児院・児童養護施設に送付したが、本件請求時点でさらなる対応は実施しておらず、事件を受けて各施設から関連する問い合わせ等もなかったとのことであった。

なお、事件を契機に2016年度中に学校敷地外の学童保育クラブ2か所及び子どもセンター3館に防犯カメラが設置されたとのことであるが、未設置施設に早期設置の必要があると急きょ決まったものである。そのため、当該年度で設置を予定していたものではなく、本件請求時点では予算措置の目途が立っておらず、予算執行状況を踏まえて2016年12月以降に費用見込み等の調査を始めたとのことであった。

(3) 原処分の妥当性について

以上のことを踏まえると、本件請求が行われた時点で事件を受けた事業等が行われていたとは認められず、また、文書の探索範囲に特段不合理な点はないため、請求対象文書として特定されたもの以外に公文書が存在するとは認め難いことから、実施機関の判断は妥当である。

5 f について

(1) 審査請求の対象について

本件請求に対し、実施機関は保育・幼稚園課所管の対象文書として、平成28年7月27日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「学校における安全管

理の徹底等について(依頼)」並びに別添文書、平成28年7月26日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長らによる「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」並びに別添文書、及び平成28年8月2日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「関係機関等と連携した学校における安全管理の徹底等について(依頼)」とこれらの文書を関係施設に通知する起案書と鑑、並びに平成28年9月15日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長らによる「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について(通知)」及び別添文書を収受し関係施設へ周知する起案書を特定した。これに対し、審査請求人は、請求対象文書の探索が不十分であるか、対象となるべき文書が本件条例の開示請求対象外文書としていると主張し、違法は処分として本件審査請求を行った。

(2) 文書の探索範囲等について

当審査会において実施機関に照会したところ、本件請求を受けて紙媒体で保存されているファイル等のほか、文書管理システム、ファイルサーバ、職員個人・組織ごとに割り当てられている電子メールについて探索が行われていた。さらに、本件条例第2条第2号の定める公文書に該当しないこと、あるいは同号ただし書きに該当することを理由に請求対象文書から除外した文書等はないこと、同第13条の定める他の制度等の調整により適用除外としている文書等はないとのことであった。また、各通知を送付した関係施設を対象とした説明会などは実施せず、また通知内容に関する協議等の実績もなく、各通知を受けた関係施設からの問合せもなかったとのことであった。

(3) 原処分の妥当性について

以上のことを踏まえると、本件請求が行われた時点で事件を受けて通知等の収受及び 関係施設への通知のほかに事務事業が行われたことは確認できず、また、文書の探索範 囲に特段不合理な点はないため、請求対象文書として特定されたもの以外に公文書が存 在するとは認め難いことから、実施機関の判断は妥当である。

6 gについて

(1) 対象文書

本件請求に対し、実施機関は市民病院総務課所管文書として、2016年7月26日午後の「報道関係取材報告書」を特定し、報道機関取材者氏名を本件条例第5条第1項第1号に該当するとして一部非公開とした。また、「津久井やまゆり園における殺傷事件患者受け入れ機関の情報交換について(報告)(第17回県北・県央地区メディカルコントロール協議会での情報交換)」を特定し、本件条例第5条第1項第4号に該当するとしてそのすべてを非公開とする決定を行った。

これに対し、審査請求人は非公開部分が本件条例第5条第1項第1号及び第4号に該当せず、該当してもただし書きすべてに該当し、あるいは公益上の裁量開示による公開を求めている。また、請求対象文書の探索が不十分であるか、対象となるべき文書が本件条例の開示請求対象外文書としていると主張し、違法な処分として本件審査請求を行った。

(2) 探索範囲

当審査会において本件実施機関に照会等行ったところ、やまゆり園事件に関する対応は特定の職員のみによって担当され、当該職員が請求対象文書について、本件請求を受けて紙媒体で保存されているファイル等のほか、文書管理システム、ファイルサーバについて探索を行ったとのことである。さらに、本件条例第2条第2号の定める公文書に該当しないこと、あるいは同号ただし書きに該当することを理由に請求対象文書から除外した文書等はないこと、同第13条の定める他の制度等の調整により適用除外としている文書等はないとのことであった。

しかしながら、当審査会で担当職員に確認したところ、やまゆり園から救急搬送された患者に関する診療記録が存在することが認められた。本診療記録は、本件請求の対象公文書として特定されなければならない。

また、市民病院総務課所管の「報道関係取材報告書」は2016年7月26日午後の分のみ特定されているが、広報課所管分としてこのほかに、市民病院総務課の報道対応分として同日午前分の同報告書が認められるところである。広報課所管分は市民病院総務課から提出されたものをもとに作成されており、これに対応する「報道関係取材報告書」が本来は存在しなければならないが、探索の結果、存在を確認できなかったとのことであった。本件実施機関による探索範囲に特段不合理な点はなく、該当文書の存在を示す客観的事実も確認できないため、文書管理上極めて不当ではあるが、請求対象文書として特定されていないことはやむを得ない。

- (3)報道取材報告書の非公開事由の該当性について
- 2 (3) で判断した通り、報道機関の記者等の氏名については、本件条例第5条第1 項第1号に定める個人情報に該当し、ただし書きのいずれにも該当しないことから、非 公開とした本件実施機関の判断は妥当である。
- (4) 県北・県央地区メディカルコントロール協議会に関する文書の非公開事由の該当性 について

県北・県央地区メディカルコントロール協議会とは、相模原市消防局を事務局とし、 救急体制や活動に関する事項を協議・調整し、推進することを目的に設置されているも のである。町田市は本協議会の委員ではないものの、やまゆり園事件に関して救急搬送 を町田市民病院が受け入れたことから、救急活動や地域の医療機関の連携体制について の情報共有と検証を行う協議の場に、オブザーバーとして招かれている。特定されている 文書は、以下のものから構成されている。

- ①協議会に関する報告起案書
- ②協議会による結果通知
- ③第17回県北・県央地区メディカルコントロール協議結果
- ④出席者名簿
- ⑤協議会次第
- ⑥協議会設置要綱
- ⑦「津久井やまゆり園」における集団救急事案について
- ⑧施設図等
- ⑨救急活動概要
- ⑩災害医療センター

これらすべてについて、本件実施機関は公開を前提としない会議の議事録であり、各関係機関からの忌憚のない意見を聴取することを目的としており、公開すると参加関係機関における事務の実施の目的を失わせ、公正かつ適正な実施を著しく困難にすることから、本件条例第5条第1項第4号に該当するとしているので、以下検討する。

ア 本件文書の性質について

協議会事務局からの通知である本件文書②によると、捜査中の案件であるなどから、外部への提供をしないよう要請する記載があることが認められ、このことから本件実施機関は公開を前提としない会議の議事録と主張しているところである。しかしながら、協議会における具体的な協議内容やそれに係る資料についての外部提供をしないよう要請しているものであって、本件文書①から⑨のすべてについて非公開とすることまでを

要請しているとは認められない。

ただし、本件実施機関は協議会の構成員ではなく、オブザーバーとして第17回協議会に参加したものであり、本協議会の開催、関係機関との調整・協議、当該地域における救急体制・活動について主体的に関与するものではない。そのため、本件文書を公開することにより、協議会に係る事務事業の公正かつ適正な遂行への支障について、本件実施機関として判断し得るものではないことも踏まえる必要がある。

イ 本件条例第5条第1項第4号該当性について

以上のような観点から本件文書の内容を検討すると、情報内容としては協議会の設置 や構成に関する情報、第17回協議会の参加者に関する情報、事件当日の救急活動など の協議・検討事項、内容及びその資料に分類することができるほか、本件実施機関が作 成した文書も含まれている。

このうち、本件文書①は協議会に関する報告のための本件実施機関による起案文書、本件文書②は相模原市消防局による協議会結果を送付する際の通知、本件文書⑤は協議会議事次第、本件文書⑥は協議会の設置や構成に関する情報であり、いずれも、協議会で協議・検討された内容にかかるものではない。したがって、これらを公開しても、協議会及び本件実施機関の事務事業の適正かつ公正な実施を著しく困難にするとは認められない。

また、本件部分④は第17回協議会の出席者名簿である。名簿には協議会の委員、協議会内の部会の代表者、オブザーバー、事務局の情報が含まれている。協議会の構成員やオブザーバー参加している機関等を明らかにしても、協議会の事務事業の適正かつ公正な実施を著しく困難にするとは認められない。しかしながら、本件文書④の中には本件条例第5条第1項第1号に該当する情報と解される情報も含まれることから、改めて本件実施機関において判断されたい。

本件文書③は第17回協議会の結果を取りまとめたものである。記載項目のうち、「日時」、「場所」、「出席者」(名簿が文書④として別添されており出席者の個別的記載なし)、「あいさつ」、「議題」のうち議題(1)、(2)、(3)は実質的な活動・協議内容ではなく、かつオブザーバー参加した医療機関名は公になっており、いずれも公開しても協議会の事務事業の適正かつ公正な実施を著しく困難にするとは認められず、本件条例第5条第1項第4号に該当しない。

「議題」のうち(4)が出席者の間で行われた意見交換を記録したものであり、事件当日の活動とその評価についての具体的な記載が認められ、協議会事務局による本件文書②で外部への提供しないよう要請しているのは、この部分と理解するのが相当である。そうするとこのうち、具体的な検討内容にかかる情報は、本件実施機関が主張する、公開することにより協議会及び本件実施機関の事務事業の適正かつ公正な実施を著しく困難にするものとして本件条例第5条第1項第4号に該当するとした判断は妥当である。しかしながら、記載内容のうちア、イ、ウ、エの見出しは一般的な記述であるため、公開することにより協議会及び本件実施機関の事務事業の適正かつ公正な実施を著しく困難にするものとは認められない。

「議題」のうち(5)は検証結果のまとめであるが、相模原市消防局が報道機関の取材等に答えて報道されている内容と同趣旨であり、新たな事実を明らかにするものではなく、公開することにより協議会及び本件実施機関の事務事業の適正かつ公正な実施を著しく困難にするものとは認められない。

本件文書⑦は当日の救急活動の概要等をまとめたものである。このうち、項目1、2 (入所者の男女内訳を除く) は公知性のある情報をまとめたもの、項目3のうち

- (1)、(2)、(4)、(6)、(7) は消防等の出動状況などである。また項目3のうち
- (3) の表のうち合計部分及び死者の内訳、(5) については事件当時に相模原市消防局からの発表された情報と認められる。これらについては、公開しても協議会及び本件実施機関の事務事業の適正かつ公正な実施を著しく困難にするものとは認められない。

本件文書®のうち、表面は公になっている情報、裏面上段は当日の消防の活動にかかる情報であるが具体的な救急活動にかかる情報ではなく、いずれも公開することにより協議会及び本件実施機関の事務事業の適正かつ公正な実施を著しく困難にするものとは認められない。しかしながら、裏面下段は当日の救急活動の具体的内容を含むものであり、本件条例第5条第1項第4号に該当するとした本件実施機関の判断は妥当である。

本件文書⑨は、救急活動概要をまとめたものである。このうち、傷病程度、搬送先については、すでに判断した部分で公開と判断しており、また、傷病 NO は一時的に付されたもの、市町村及び部隊名は出動した消防にかかる情報であり、いずれも公開することにより協議会及び本件実施機関の事務事業の適正かつ公正な実施を著しく困難にするものとは認められない。そのほかの部分については、本件条例第5条第1項第4号に該当するとした本件実施機関の判断は妥当である。

本件文書⑩は搬送を受けた医療機関における具体的な救急救命活動に係る情報が具体的に記載されており、公開することにより協議会における医療機関との連携関係などの事務事業に著しい支障があると認められ、本件条例第5条第1項第4号に該当するとした本件実施機関の判断は妥当である。

7 結論

以上の通りであるから、実施機関の行った決定のうち、b、c、d、gに係る決定は不当である。

第6 付言

本件実施機関は、障がい福祉課所管文書のうち本件文書のから⑩について、本件条例における公文書に該当するものの町田市文書管理規程上の保存文書には位置付けられていない旨主張するので、これについても言及しておく。

本件規程第2条第1号は、「文書等」を「職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をいう。」と定め、「文書等」について「整理」(同31条)、「分類」(同32条)、「保存期間」(同33条)などを定めて適切に管理することとされている。

これらについては起案文書を想定しているとのことであるが、本件条例は「公文書」を対象に開示請求権を保障しており、本件文書®から®についても当然に含まれるものである。本件条例を適正に実施するためには、公文書そのものが適正に管理されていなければならず、文書管理規程に関わらず適切に整理され、保存期間が設定されている必要があることは言うまでもない。

本件条例の対象となる公文書について、適切な管理が確保されるよう実施機関において適切な措置を講じられたい。

町田市行政不服審査会 2018年度第2号事件 (審査請求人 ○○ ○○)

2020年9月24日

答申

町田市長 石阪 丈一 様

町田市行政不服審査会 会 長 野 村 武 司

2018年4月4日付け17町総法第111号(2018年度第2号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人〇〇 〇〇 (以下「審査請求人」という。)が2017年10月6日付けで処分庁町田市長(以下「処分庁」という。)に対して行った個人情報訂正請求に対して、処分庁が2017年10月12日付け17町政聴第40号をもって行った個人情報非訂正決定は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は処分庁が2017年10月12日付け17町政聴第40号をもって行った個人情報非訂正決定(以下「本件処分」という)を取り消し、2017年9月26日付17町政聴要第336号の2「ご要望について」(以下「本件対象文書」という。)に記載された「障がいがあることを理由に窓口対応を拒否したのではなく、案内の不備であったことを確認しております。」との文言を「障がいがあることを理由に窓口対応を拒否した合理的配慮がなかった。そのための案内の不備であったことを確認しております。」に訂正するとの決定を求めた。

第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市個人情報保護条例(以下「本件条例」という。)第22条の 規定により、2017年10月6日付け個人情報開示等請求書で、処分庁に対し、本 件対象文書について個人情報訂正請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- 2 処分庁は、審査請求人に対して、2017年10月12日付け17町政聴第40号 「個人情報非開示等決定通知書」により、請求内容に関わる記載は、市の行為につい て説明した部分であり、請求者について言及したものではないことを理由として、本 件処分を行った。
- 3 審査請求人は、審査庁町田市長に対して、本件処分を不服として平成29年10月 24日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。
- 4 処分庁は、2017年11月14日付け17町政聴第45号「弁明書」により弁明 した。
- 5 これに対し、審査請求人は、審査庁に対して、2017年12月19日に「反論書」を提出した。
- 6 審査庁は、本件条例第30条第2項の規定に基づき、2018年4月4日付け17

町総法第111号「個人情報非訂正決定処分に係る審査請求について(諮問)」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。

- 7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。
 - 2020年6月19日 審議
 - 2020年7月17日 処分庁への事情聴取
 - 2020年8月19日 審議
 - 2020年9月17日 審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

- 1 審査請求人の主張
- (1)審査請求書における主張
 - ア 請求内容に関わる記載は市の行為ではなく請求者が受けたものである。
 - イ 論点である2016年12月8日就労支援に係るご要望への対応について(回答)についての拒否、また後日電話で拒否について確認している事実がある。

(2) 反論書における主張

ア 案内の不備であったことを確認しているのだから、案内に合理的配慮がなかっ たことは明らかである。

- イ 案内は配慮を基として行うものである。
- ウ 正確の確保は個人情報に求められている。
- エ 障害者差別解消法に抵触する。

2 処分庁の主張

処分庁は、個人情報非開示等決定通知書及び弁明書において、次のとおり主張している。

請求人は、本件条例第22条第1項の規定に基づき本件請求を行っており、同項は、「市民は、自己に関する保有個人情報について事実に誤り又は不正確な内容であると認めるときは、実施機関に対し、その保有する個人情報の訂正を請求することができる。」と規定している。

本件対象文書は、請求人の市政要望に対する回答として実施機関が発出したものであるため、請求人に関して作成された公文書であることは間違いないが、請求人が訂正を求めている箇所は、現に職員が行った対応に関する説明として、実施機関自身の行為について言及した部分である。

請求人は、自分が受けた対応に関する記載であることを理由に、本件請求に基づく 訂正が可能である旨主張しているが、当該対応の理由や背景について、その行為者で ある実施機関がいかなる説明をするかという点については、請求人にとっての「自己 に関する保有個人情報」ではなく、訂正請求権が及ぶものではない。

第5 審査会の判断

- 1 本件訂正請求について
- (1) 審査請求人が求める訂正

本件対象文書は、2017年8月29日、9月7日、9月12日に行った市政要望に対し、市長が回答する2017年9月26日付文書である。審査請求人は、本件対象文書にある「障がいがあることを理由に窓口対応を拒否したのではなく、案内の不

備であったことを確認しております。」との記載は不正確であるから、「障がいがあることを理由に窓口対応を拒否した合理的配慮がなかった。そのための案内の不備であったことを確認しております。」と訂正することを求めている。

(2) 処分庁の判断

本件訂正請求に対して、処分庁は「請求内容にかかる記載は、市の行為について説明した部分であり、請求者について言及したものではない」ことを理由として、訂正をしないとの決定を行った。そして、処分庁は、訂正を求めている個別の記載が審査請求人にとっての「自己に関する保有個人情報」には当たらないから訂正請求権が及ぶものではないと弁明する。

そのため、まず、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

本件条例第22条第1項は、「自己に関する保有個人情報について事実に誤り又は 不正確な内容があると認められるとき」に実施機関に対し、その保有する個人情報の 訂正を請求することができることを定める。

したがって、まず訂正請求対象が審査請求人に関する「保有個人情報」でなければならない。「個人情報」とは、「個人生活に関し特定の個人が識別され、又は識別され得る情報(略)」であり(本件条例第2条第1項第2号)、「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして保有しているものである(本件条例第2条第1項第3号)。

本件対象文書には宛先として審査請求人の氏名が書かれており、審査請求人の要望に対する回答であるから、審査請求人の個人生活に関する情報で、かつ、審査請求人個人が特定されているから、文書全体が審査請求人に関する個人情報である。そして、実施機関の職員が職務上作成した個人情報であり、組織的に利用するものとして保有しているのであるから保有個人情報に該当するというべきである。

処分庁は、直接の請求対象となった文言だけに着目し、市の行為について説明したものであるから、審査請求人の保有個人情報には当たらないと述べる。確かに、該当箇所は市の行為について記載した部分ではあるが、市が審査請求人に対して行った行為であり、宛先も含めて本件対象文書の内容を見れば、本件対象文書全体が審査請求人に関する保有個人情報であることは明らかであり、処分庁が弁明するように保有個人情報を限定的に解すべき理由はない。審査請求人が本件対象文書の開示を求めたとすれば、当然、本件対象文書のすべてが開示されることが考えられ、開示の場合と訂正の場合で保有個人情報の範囲を変えるべき理由はなく、たとえ市の行為に関する記載であっても、審査請求人の保有個人情報に当たる。

したがって本件の記載は、審査請求人についての保有個人情報の一部であり、訂正 請求対象に該当する。

3 訂正の要否

訂正は、「事実」に誤り又は不正確な内容があると認められるときに行われることから、事実に関する記載でなければならない。

本件において審査請求人が訂正を求めるのは、審査請求人に対する職員の応対に関する記載であるから、事実に関するものである。そのため、審査請求人に関する保有個人情報について事実に誤り又は不正確な内容がある場合には、実施機関は訂正をしなければならない。

本件について、当審査会において、審査請求人についての支援の経過記録等を確認したところ、次の経緯が認められた。

請求者が2016年12月2日に町田市生活援護課の生活・就労相談窓口に就労相談をしたところ、同課が12月8日付文書で障がい者支援センターに相談するように案内した。しかし、審査請求人は、生活・就労相談窓口が審査請求人の障害を理由に対応を拒否したと受け止めた。そして、2017年3月7日に職員課に対し、生活・就労相談窓口の担当者から障害者差別解消法に抵触する不当な差別的取扱いを受けたと相談した。その後、職員課は審査請求人に対する対応について不当な差別的取扱いの有無について調査した。

調査の結果、生活援護課が障がい者支援センターを紹介したのは、町田市では、障害者の就労支援は、障害があることを開示して就労をする場合と、開示せずに就労する場合では支援内容が異なる上、障害に関する専門的な知識がない同課の生活・就労窓口よりも、障がい者支援センターが相談に応じる方が障害者手帳を有する審査請求人にとっては、より適切であると考えたからであった。また、障害者の就労支援について、生活援護課と障がい者支援センターで障害の開示に関する相談者の希望に応じて支援機能を分担することには合理的な理由があり、障害を開示しないで就労を目指す場合には、生活援護課でも支援を受けられることから、審査請求人本人にも不利益が生じるわけではないため、職員課では生活援護課が審査請求人に障がい者支援センターを案内したことが障害者差別解消法の禁じる不当な取扱いには該当しないと判断した。

しかしながら、前記12月8日付文書には、生活援護課が審査請求人に対して障がい者支援センターを案内する理由や、障害があることを開示するかどうかで支援の内容が異なることについて等の説明はされておらず、事前に審査請求人の就労にあたって障害の開示又は不開示に関する意向についても確認がとられていた様子もうかがわれない。

その後、生活援護課が関係部署に諸事情を確認し、生活援護課の審査請求人に対する説明が不十分であったことが明らかになったため、生活援護課において、その旨を審査請求人に謝罪し、改めて生活・就労相談窓口と障がい者支援センターの役割や相談機能について説明を補足する2017年9月11日付の文書を送付した。

以上の経緯から、当初の生活援護課の審査請求人に対する案内が十分ではなかったとはいえ、障害者に対する合理的配慮に欠くものであったとまではいえない。そうすると、審査請求人が訂正を求める「障がいがあることを理由に窓口対応を拒否したのではなく、案内の不備であったことを確認しております。」との記載について、上記の経緯に照らせば、事実に誤り又は不正確な内容があるということはできない。したがって、本件条例第22条第1項に基づき、自己に関する保有個人情報であっても、その訂正を要するとは認められない。

4 結論

以上のとおり、処分庁が「自己に関する保有個人情報」に当たらないとした判断に は誤りがあるが、「事実に誤り又は不正確な内容があると認められるとき」には当たら ないから、本件対象文書の記載を訂正しない旨の処分を行ったことは妥当である。

町田市行政不服審査会 2018年度第3号事件 (審査請求人 ○○ ○○)

2021年1月27日

答申

町田市長 石阪 丈一 様

町田市行政不服審査会 会 長 野 村 武 司

2018年4月5日付け18町総法第1号(2018年度第3号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人〇〇〇〇(以下「審査請求人」という)が2017年4月28日(請求書記載の請求の期日は2017年4月21日)に処分庁町田市長に対して行った公文書公開請求に対して、処分庁が2017年5月12日付け17町文ス第78号の2で行った公文書不存在決定処分は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2017年5月12日付け17町文ス第78号の2をもって行った公文書不存在決定処分(以下「本件処分」という。)を取り消すとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市情報公開条例(以下「本件条例」という。)第4条の規定により、2017年4月28日(請求書記載の請求の期日は2017年4月21日)に「公文書公開請求書」で、処分庁に対し、「2016年12月23日、町田市総合体育館トレーニングルームにて、現場でトレーナーとして勤務する40代男性職員が、ケガ人がいることを伝え助けようと歩み寄った利用者に対して、突然、一方的に侮辱・脅迫行為を行った事件に関する通報日から2月5日までの一切の文書(ヒアリング実施者(指定管理者含む)・スポーツ振興課の報告書及び決裁書含む)及び防犯カメラの映像」を対象とする公文書公開請求を行った。
- 2 処分庁は、審査請求人に対して、2017年5月12日付け17町文ス第78号の 2「公文書不存在決定通知書」により、同体育館トレーニング室には防犯カメラは一 定の方向の撮影をしているものであり、上記の日にけが人が発生したとされる場所は 撮影しておらず、撮影している範囲においても、上記の事案に該当する映像が記録さ れていないことを理由として、本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、審査庁町田市長に対して、本件処分を不服として2017年8月1 4日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。
- 4 処分庁は、2017年11月9日付け17町文ス第483号「弁明書」により弁明 した。
- 5 審査庁は、本件条例第10条第2項の規定に基づき、2018年4月5日付け18 町総法第1号「公文書不存在決定処分等に係る審査請求について(諮問)」により、本

件審査請求について当審査会に諮問した。

- 6 審査会は、次のとおり調査審議を行った。
 - 2020年9月17日 審議
 - 2020年10月9日 審議
 - 2020年11月27日 処分庁への事情聴取
 - 2020年12月25日 審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、次の理由により、処分庁の公文書不存在決定処分を取り消すことと、本件処分の理由に示された、「一定の方向」とはどこかを具体的に明記することを求めている。

- (1)決定では「一定の方向」とはどこかを明記していないため信憑性を判断できない。
- (2) 市が見落としている事件解決のために有力な情報が映っている可能性もあるため 「一定の方向」とはどこかを明記せよ。
- (3) 加害者が被害者に行った侮辱・脅迫行為を行っているところが映っていないから 不存在とするのはあまりに短絡的である。記録された映像は有力な・貴重な情報 源である。目撃証言は事件の有力な証拠となるため、映像の中に目撃者が映って いれば不存在ではない。貴重な情報源となる映像を不存在とするのは証拠隠滅と 同意である。
 - (4) 事件の時間帯の防犯カメラ映像自体は存在するのだから不存在ではない。
- 2 処分庁の主張

処分庁は、公文書不存在決定通知書及び弁明書において、次のとおり主張している。

(1) 防犯カメラの映像記録(データ)の運用

町田市総合体育館トレーニング室に設置している防犯カメラの映像記録(データ)は、機器の記憶容量から、一定の保管期間経過後に自動的に新たな映像記録(データ)に置き換えられる(上書きされる)仕組みとなっている。当該防犯カメラ機器の記憶容量により、置き換えられるまでの期間は最長40日間まで設定できるが、個人情報保護の観点から、現在30日間以内に設定して運用している。

(2) 本件における不存在の理由

本件に係る事件の通報があった後、担当課では直ちに、複数の職員により当該防犯カメラの映像記録(データ)を調査し、本件に係る事件の発生場所が当該防犯カメラの撮影範囲外にあること及び本件に係る事件に該当する映像が実際に記録されていないことを確認し、その内容を別途公文書として記録した。その結果、本件に係る事件の発生当日の映像記録(データ)を別途保存しておく特段の事情もないことから、通常の運用通りとしたものである。

よって、請求人から本件に係る公文書公開請求書を受け付けた2017年4月28日(請求書記載の請求の期日は2017年4月21日)においては、2016年12月23日の当該防犯カメラの映像記録(データ)が新たな映像記録(データ)に置き換えられていたことから、請求対象の映像記録を不存在と決定したものである。

なお、本件通知書の不存在の理由欄には、「同体育館トレーニング室には、防犯カメラー台が設置されておりますが、この防犯カメラは一定の方向の撮影をしているものであり、上記の日にけが人が発生したとされる場所は撮影しておりません。また、撮影している範囲においても、上記の事実に該当する映像は記録されておりません。」

とあるが、これは上記の調査結果を記したものである。

(3) 防犯カメラの報告

請求人は防犯カメラの方向を明らかにしないと信頼性に欠ける、見落としがあるかもしれないと主張する。

しかし、そもそも防犯カメラは、その存在により犯罪の発生を抑止し、発生時には その映像を記録することを目的としており、防犯カメラに関する情報を明らかにする ことは、防犯カメラの設置効果を薄めることになりかねない。

捜査機関への協力を行う場合等、個別の事案において特定の者に防犯カメラに関する情報を提供することは考えられるが、何人にも目的を問わず公開とする情報公開制度において防犯カメラの方向を明らかにすることは、行政執行上、著しい支障をきたすものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件請求に係る公文書(以下「本件請求文書」という。)は、2016年12月23日、町田市総合体育館トレーニングルームで発生した事故(以下「本件事故」という。)に関連した特定職員の利用者に対する対応(以下「本件事案」という。)に関して記録された防犯カメラの映像である。

実施機関は、本件請求に対して、防犯カメラが本件事故発生場所を撮影していないこと、また、撮影範囲において、本件事案に該当する映像が記録されていないことを理由として、本件請求文書は不存在とした。

2 本件請求文書の存否について

本件請求文書が不存在であることについて、実施機関は、2017年5月12日付公文書不存在決定通知書(17町文ス第78号の2)において、「同体育館トレーニング室には、防犯カメラー台が設置されておりますが、この防犯カメラは一定の方向の撮影をしているものであり、上記の日にけが人が発生したとされる場所は撮影をしておりません。また、撮影している範囲においても、上記の事案に該当する映像は記録されておりません。」とする。

ただし、実施機関の2017年11月16日付弁明書(17町文ス第483号)によれば、当該防犯カメラの映像は、①本件事案(及び本件事故)の発生場所が当該防犯カメラの撮影範囲外にあること、②本件事案(及び本件事故)に該当する映像が実際に記録されていないことを確認し、その内容(本件事案(及び本件事故)が記録されていないこと)を別途公文書として記録したことから、当該映像記録を通常の運用通り取り扱ったとしている。町田市総合体育館では、防犯カメラの映像記録(データ)の保存につき、30日を上限として保管された後、自動的に新たな映像記録に上書きされる運用がなされていることから、すでに、当該防犯カメラの映像は、本件事案発生後30日を経過したすくなくとも2017年1月22日には上書きされ、廃棄されていたことになる。

実施機関は、請求文書の不存在理由について、上述の通り、請求に係る事実が記録されている文書がないことによる公文書不存在を示しているが、その意味で、本件公文書公開請求がなされた2017年4月28日(請求書記載の請求の期日は2017年4月21日)及び公文書不存在決定がなされた2017年5月17日には、当該防犯カメラ映像は存在しておらず、物理的にも不存在ということになる。

実施機関は、弁明書において、公文書不存在決定の理由は、「担当課による調査結果

を記したもの」であるとしているが、以上の事実に鑑みれば、あわせて物理的に不存在であることも理由として記載すべきであった。その意味で、公文書不存在決定通知書において理由の提示の不備は認められるが、当該防犯カメラの映像(データ)はすでに廃棄されており、公文書が不存在の妥当性において、結論においてかわるところはない。

3 本件事案が記録されていないことを理由とする不存在の妥当性

当該防犯カメラの映像に、本件事案が記録されていなかったかどうかについて、すでに当該防犯カメラ映像が廃棄されていることから、これを検証することはできないが、本件事案が記録されていないことを理由とする不存在の妥当性について一応述べておく。

まず、上記の本件事案(及び本件事故)の発生場所が当該防犯カメラの撮影範囲外であることについては、当審査会が見分した限りにおいて特段疑うことはない。ただし、2017年8月14日付審査請求書において審査請求人が述べるとおり、当該防犯カメラ映像には、仮に本件事案(及び本件事故)の発生場所以外の映像であったとしても、「有力な・貴重な情報源」が記録されている可能性もあり、撮影範囲外であることをもって、本件事案が記録されていなかったとは必ずしもいえない。

次に、実施機関は、本件事案(及び本件事故)に該当する映像が実際に記録されていないことを確認し、その内容を別途公文書として記録したとしている点であるが、2017年4月28日付公文書公開請求に係る2017年5月12日付公文書非公開決定(17町文ス第79号の2)において、非公開とされた公文書につき、当審査会が見分したところによれば、「ご指摘の接客シーン・・・は、撮影・録画されていないことを確認しました。」とするにとどまっており、その記述をもって、「有力な・貴重な情報源」を含めた本件事案(及び本件事故)に該当する映像が実際に記録されていなかったことを確証することはできなかった。

当該防犯カメラ映像の別途の保管については、本件事案(及び本件事故)に該当する映像が実際に記録されていたかどうかに依存することから、別途公文書に記録するというのであれば、少なくとも、当該防犯カメラ映像に何が映っていたのかを記載すべきで、単に、撮影・録画されていないとの結論のみを記載することは、公文書の作成として大いに問題があるといわざるを得ない。なお、当審査会の聴取において、実施機関は、防犯カメラを確認した職員の記憶として、本件事故及事案の発生場所は撮影範囲以外であった、防犯カメラの映像には、数名の利用者と施設スタッフが映っていた、本件事故及び事案が起こった時間帯に、利用者が何かに気づいたような行動はなかった、そして施設スタッフが慌ただしく動く姿は映っていなかったとしている。

4 結論

以上のとおり、本件事案が記録されていないことを理由とする不存在について妥当であるとはいえないが、当該防犯カメラ映像(データ)はすでに廃棄されており、その意味で、請求に係る公文書を不存在とした実施機関の判断は妥当である。

町田市行政不服審査会 2018年度第9号事件 (審査請求人 ○○ ○○)

2021年3月3日

答 申

町田市長 石阪 丈一 様

町田市行政不服審査会 会 長 野 村 武 司

2018年12月4日付け18町総法第102号(2018年度第9号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

処分庁が2018年8月20日付け18町道管第710号で行った部分開示決定において非開示とした部分のうち、別表1に掲げる部分については開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2018年8月20日付け18町道管第710号で行った部分開示決定処分(以下「本件処分」という。)を取り消すとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市個人情報保護条例(以下「本件条例」という。)第20条の規 定により、2018年8月6日に「個人情報開示等請求書」で、処分庁に対し、「道路 管理課 要望対応票18-2121」を対象とする個人情報開示請求を行った。
- 2 処分庁は、第三者に関する情報であって、開示をすることにより当該第三者の権利 利益を侵害するおそれがあることを理由として、本件対象文書の一部について非開示 とする決定をし、審査請求人に対して、2018年8月20日付け18町道管第71 0号「個人情報部分開示等決定通知書」により通知した。
- 3 審査請求人は、審査庁町田市長に対して、本件処分を不服として2018年8月2 7日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。
- 4 処分庁は、2018年10月12日付け18町道管第983号「弁明書」により弁明した。
- 5 審査請求人は、2018年11月6日に「反論書」により反論した。
- 6 審査庁町田市長は、本件条例第30条第2項の規定に基づき、2018年12月4日付け18町総法第102号「審査請求について(諮問)」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
- 7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。
 - 2020年12月25日 審議
 - 2021年1月22日 処分庁への事情聴取審議
 - 2021年2月4日 審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、主に次の理由により、処分庁の個人情報部分開示決定処分を取り消すことを求めている。

- (1) 相手方との会話が開示されていないため、正当性が判断できない。
- (2)公道に越境して個人宅に設置されている防犯カメラについて、道路の安全などの 目的で警察が設置したとのことなので、公共性があり、第三者の権利利益の侵害と はならない。
- 2 処分庁の主張

処分庁は、個人情報部分開示等決定通知書及び弁明書において、次のとおり主張している。

(1) 非開示とした部分は、審査請求人の相談に関連する内容(防犯カメラの設置の背景)を含め、市職員が審査請求人以外の第三者から直接聞き取って収集した情報であり、審査請求人に関する保有個人情報ではなく、専ら当該第三者の個人生活に関する情報である。よって、開示をすることで当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため、本件条例第21条第1項第3号に該当する。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件請求の対象文書は、審査請求人が実施機関に対して民家に設置された防犯カメラに対して行政指導を求めた件に関し、作成された受付番号18-2121の要望対応票である。

要望対応票は、要望の受付時に要望者から聞き取った内容に基づいて作成する部分 (以下「受付部分」という)及び要望に対してどのような対応を行ったかを記載する部分 (以下「報告部分」という)があるが、本件では、要望対応票に加えて、上記要望対 応票に関連する資料(以下「関連資料」という)も対象文書に含まれているとして、い ずれの部分についても部分開示を行った。

2 本件対象文書の非開示部分について

実施機関は、本件対象文書の一部について本件条例第21条第1項第3号に基づき 開示すれば第三者の権利利益を侵害するおそれがある第三者情報に該当することを理 由として非開示とした。そのため、非開示とされた部分について第21条第1項第3 号該当性を検討する。

(1) 受付部分

受付部分のうち、非開示とされたのは、要望箇所欄に記載された地名の番地、要望内容欄に記載された地図番号および添付された地図である。

実施機関からの聞き取りによれば、要望箇所の欄は、審査請求人から要望を受け付けた際に、審査請求人の話に基づき、市職員が防犯カメラが設置されていると思われる場所の番地を推定し、記入したものである。また、要望内容欄に記載されているのは、実施機関が特定した番地の付近を含む市販の地図の該当頁数であり、添付の地図も推定された番地に対応する実施機関が作成した地図である。これらは、いずれも、審査請求人が実施機関に要望した内容を明らかにするために作成されたものであり、第三者情報に当たるとはいえない。したがって、第21条第1項第3号には該当しない。

(2) 報告部分

審査請求人からの要望に対し、実施機関の対応を報告する部分のうち、対応内容の欄の記載の一部が非開示とされている。非開示とされた部分には、防犯カメラが設置されていた住宅の住民の氏名及び住所、その他実施機関が防犯カメラの設置の経緯等ばかりではなく、本件調査の際に、本件とは全く関係のない事項についても聞き取った内容が記載されている。

実施機関は、弁明書において、「審査請求人の相談に関連する内容(防犯カメラの設置の背景)を含め、市職員が第三者から直接聞き取って収集した情報」については、「審査請求人に関する保有個人情報ではなく、専ら当該第三者の個人生活に関する情報である」と述べるが、第三者から直接聞き取った内容であるからといって、当然に審査請求人に関する保有個人情報に該当しないということはできない。審査請求人の要望に関して作成された本件文書全体が審査請求人の保有個人情報であり、たとえ市職員が第三者から直接聞き取って収集した情報であっても、審査請求人に関する保有個人情報であることを否定するものではないからである。本件文書のうち、市職員が第三者から直接聞き取って収集した情報は、審査請求人についての保有個人情報であると同時に、第三者の個人情報でもあるというべきである。そして、これらの第三者情報を審査請求人に開示すれば当該第三者の権利利益を侵害するおそれが大きく、第21条第1項第3号に該当するから、実施機関の判断の過程には誤りがあるものの、非開示とした結論は妥当である。

(3) 関連資料

関連資料のうち、非開示とされたのは、ア) 市販されている地図の写しと、イ) 写真である。

- ア) 市販されている地図の写しには、防犯カメラが設置された住宅に関する書き 込みがなされており、開示すると当該住宅の住民の氏名や住所が明らかとなるので、 当該第三者の権利利益を侵害するおそれが大きいといえる。
- イ)写真は4頁にわたり、1頁から3頁にはそれぞれ横2枚、縦3枚の6枚、4頁には2枚、全部で20枚の写真が記録されている。1頁左上段の写真から、右上段、左中段、右中段の順に、①から②までの番号を付番する。
- ①、②、③、⑧、⑨、⑩、⑪の7枚は、審査請求人が対応を要望した防犯カメラに関するものである。これらの写真には、防犯カメラが設置されている住宅の外観が撮影されていることから、確かに第三者情報には当たるが、審査請求人はその要望の内容から、当該住宅に防犯カメラが設置されていることや当該住宅の外観を知っていることは明らかであり、これらの写真を開示することによって、当該住宅の住人の権利利益が侵害されるおそれがあるとはいえない。その他の13枚の写真については、いずれも審査請求人の要望とは関係のないものであって、このうち④、⑤、⑥、⑦、⑫、⑬、⑭、⑰の8枚については、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるものの、⑤、⑯、⑱、⑩の5枚については単に当該住宅の周辺を撮影した写真であり、開示したとしても、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるとはいえない。

そうすると、地図及び写真④~⑦、⑫~⑭及び⑰の8枚について第21条第1項第3号に該当するとした実施機関の判断は妥当であるが、その他の写真①~③、⑧~⑪、⑮、⑱~⑩の12枚については、開示しても第三者の権利利益を侵害するおそれがあるとはいえず、第21条第1項第3号には該当しない。

第3章 行政不服審査会の状況

3 結論

以上のとおり、報告部分および関連資料のうち地図及び写真8枚について第21条第1項第3号該当性を認めた実施機関の判断は妥当であるが、受付部分及び関連資料のうち写真12枚については、第21条第1項第3号該当性がなく、開示すべきである。

別表1 開示すべき部分

1	要望対応票18-2121 受付部分
	要望箇所欄の地名の番地、要望内容欄の地図番号および添付された地図
2	要望対応票18-2121 関連資料
	写真①、②、③、⑧、⑨、⑩、⑪、⑤、⑥、⑧、⑩、②

第4章 情報公開・個人情報保護運営審議会の状況

第4章 情報公開・個人情報保護運営審議会の状況

1 情報公開·個人情報保護運営審議会

情報公開・個人情報保護運営審議会は、「情報公開制度」と「個人情報保護制度」の適正な 運用を図るために実施機関の諮問に応じて審議し、答申する機関です。委員は15名で、内訳 は学識経験者5名、市民代表10名(うち2名は公募)となっています。

2020年度末の在籍委員の任期は2021年5月9日までです。

町田市情報公開・個人情報保護運営審議会委員名簿

(2021年3月31日現在)

選出区分		選出区分	所属・推薦団体名		氏	名	
会	長	学識経験者	玉川大学名誉教授	Ш	野	秀	之
職務	代理	学識経験者	東京都立科学技術大学名誉教授	島	田	達	巳
委	員	学識経験者	東海大学教授	服	部	篤	美
委	員	学識経験者	弁護士	鶴	田	信	紀
委	員	学識経験者	神奈川大学教授	嘉	藤		亮
委	員	地域団体	町田市町内会・自治会連合会	中		_	登
委	員	消費者団体	町田市消費生活センター運営協議会	小	林	好	教
委	員	女性団体	国際ソロプチミスト町田一さつき	櫛	渕	万	里
委	員	労 働 団 体	連合東京都連合会三多摩地域協議会連合南多摩地区協議会	向	中里	予	真
委	員	労 働 団 体	町田地区労働組合協議会	八	柳	ひろ	5子
委	員	福祉団体	町田市身体障害者福祉協会	風	間	博	明
委	員	商工団体	町田商工会議所	佐	藤	正	志
委	員	教育団体	町田市立中学校PTA連合会	宇賀	貨神	直	子
委	員	公 募		岩	田	桂	子
委	員	公 募		Щ	内	史	雄

2 2020年度 情報公開・個人情報保護運営審議会の開催状況

2020年度は9回開催され(通算では367回)、実施機関が扱う個人情報の「業務登録」の他、「目的外利用」、「外部提供」、「コンピュータ処理等」、「外部結合」、「外部委託等」の諮問事項についての審議を行い、答申しました。また、軽易な変更、廃止等の報告を受けました。

(1) 実施機関別諮問件数(個人情報登録関係)

2 4 0 0 100 100 100 100 100 100 100 100 1					
市 長 96件	固定資産評価審査委員会 0件				
教育委員会 13件	議会 0件				
選挙管理委員会 0件	病院事業管理者 … 6件				
監査委員 0件	各課共通(各実施機関共通の諮問) 2件				
農業委員会	合計 118件				

(2) 審議会開催状況

第1回 2020年 4月11日 中止 …………

新型コロナウイルス感染防止のため中止

○組織改正について

<事務局>

- ○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について
 - 1. 「医療」業務におけるコンピュータ処理等、外部委託等について

<市民病院事務部医事課>

- 3. 「寄附受理」業務における個人情報外部委託等登録票の変更及び外部提供、コンピュータ 処理等について <財務部財政課>
- 4. ①「心身障害者医療費助成」業務における個人情報目的外利用登録票の変更について
 - ②「国民健康保険医療給付」業務における個人情報目的外利用登録票の変更について(いきいき生活部保険年金課) <地域福祉部障がい福祉課>
- 5. 「中学生職場体験」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等について <学校教育部指導課>
- 6. 「就学」業務における外部提供について

<学校教育部学務課>

- 7. ①「母子及び父子・女性福祉資金貸付」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的 外利用、コンピュータ処理等について
 - ②「入院助産」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票の変更及び目 的外利用、コンピュータ処理等について
 - ③「母子生活支援施設入所」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録 票、個人情報外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び目的外利 用、コンピュータ処理等について
 - ④「母子・女性緊急一時保護」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等について
 - ⑤「ひとり親家庭ホームヘルパー派遣」業務における個人情報業務登録票、個人情報コン ピュータ処理等登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等について
 - ⑥「緊急一時保護宿泊費等助成事業」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外 利用、外部提供、コンピュータ処理等について
 - ⑦「ひとり親家庭就労支援」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等について
 - ⑧「ひとり親相談」、「婦人相談」、「自立支援プログラム策定」業務の業務登録について<子ども生活部子ども家庭支援センター>
- 8. 「町内会・自治会」業務における個人情報目的外利用登録票、個人外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及びコンピュータ処理について

<市民部市民協働推進課>

9. 「家族計画・乳児母性相談・産後ケア事業」業務における個人情報外部委託等登録票の変 更について <保健所保健予防課>

- 10. ①「オリンピック・パラリンピック等国際大会機運醸成事業」業務における個人情報外部 提供登録票の変更及びコンピュータ処理等について
- ②「ボランティア組織運営」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供、外部委託等について <文化スポーツ振興部オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課>
- 11. 「帰国者・接触者電話相談センター」業務の業務登録について <保健所保健総務課>
- 12. 「感染症対策」業務の業務登録について

<各課共通>

- 14. 「安全衛生」業務における個人情報業務登録票の変更について

<職員課>

○町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の規定に基づく諮問について

- 1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条の規 定に基づく特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)について <市民部市民課>
- 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条の規定に基づく特定個人情報保護評価(地方税務事務)について <財務部市民税課>

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

- 1. ①「母子・女性緊急一時保護」業務における個人情報目的外利用登録票、個人情報外部提供登録票の廃止について
 - ②「ひとり親家庭ホームヘルパー派遣」業務における個人情報外部委託等登録票の廃止に ついて <子ども生活部子ども家庭支援センター>

○町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の規定に基づく意見について <事務局>

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

1. 「人事」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理について

<総務部職員課>

- 2. 「成年後見制度利用支援事業」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部委託等登録票の変更について <地域福祉部福祉総務課>
- 3. 「感染症対策」業務における個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及びコンピュータ 処理等について <保健所保健予防課>
- 4. 「都市農地の貸借の円滑化事業」業務の業務登録について <経済観光部農業振興課>
- 5. 「農地」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供について

<農業委員会事務局>

6. 「医療費分析及びデータヘルス計画作成」業務における外部提供について

<いきいき生活部保険年金課>

- 7. ①「健康増進健康診査」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供について
 - ②「受動喫煙防止対策」業務における外部委託等について

<保健所健康推進課>

○ 町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の規定に基づく諮問について

1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び特定個人

情報保護評価に関する規則の規定に基づく特定個人情報保護評価(児童福祉事務)について <子ども生活部子ども総務課>

- 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び特定個人情報保護評価に関する規則の規定に基づく特定個人情報保護評価(国民健康保険事務) について <いきいき生活部保険年金課>
- 3. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び特定個人情報保護評価に関する規則の規定に基づく特定個人情報保護評価(国民年金事務)について <いきいき生活部保険年金課>
- 4. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び特定個人情報保護評価に関する規則の規定に基づく特定個人情報保護評価(健康増進事務) について <保健所健康推進課>
- 5. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び特定個人 情報保護評価に関する規則の規定に基づく特定個人情報保護評価(子ども・子育て支援事 務)について <子ども生活部保育・幼稚園課>
- 6. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び特定個人情報保護評価に関する規則の規定に基づく特定個人情報保護評価(介護保険事務) について <いきいき生活部介護保険課>

○事故報告

<子ども生活部保育・幼稚園課>

第4回 2020年 7月13日 開催 …………

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

- 1. 「文学館展示事業」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び外部委託等について <生涯学習部図書館>
- 2. 「国民健康保険 傷病手当金支給」業務の業務登録について

<いきいき生活部保険年金課>

3. 「国民健康保険税 賦課」、「後期高齢者医療 収納・徴収」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更及び目的外利用について

<いきいき生活部保険年金課>

- 4. 「特別定額給付金」業務の業務登録について
- <地域福祉部福祉総務課>
- 5. 「町田市福祉のまちづくり推進協議会」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的 外利用登録票の変更及び外部委託等について <地域福祉部福祉総務課>
- 6. 「児童手当受給者に対する臨時特別給付金」,「児童扶養手当受給世帯等に対する臨時特別給付金」,「児童育成手当受給者に対する臨時特別給付金」業務の業務登録について

<子ども生活部子ども総務課>

7. 「ひとり親家庭への食料品等支援」業務の業務登録について

<子ども生活部子ども総務課>

- 8. 「介護保険被保険者管理」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票 の変更及び目的外利用について <いさいき生活部介護保険課>
- 9. 「固定資産税・都市計画税賦課」業務における外部提供、コンピュータ処理等、外部委託

等について

<財務部資産税課>

- 10. 「高齢者福祉センター」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部委託等登録票の 変更及びコンピュータ処理等について <いきいき生活部高齢者福祉課>
- 11. 「マイキーID等設定支援」業務の業務登録について

<市民部市民課>

- 12. 「障害福祉サービス事業所等の指導検査」業務における個人情報業務登録票、個人情報目 的外利用登録票の変更及びコンピュータ処理等について < 地域福祉部指導監査課>
- 13. 「町田市中小企業者家賃補助」業務の業務登録について

<経済観光部産業政策課>

○ 町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の規定に基づく諮問について

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び特定個人情報 保護評価に関する規則の規定に基づく特定個人情報保護評価(基礎評価項目)について 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

9 母子保健事務

10 予防接種事務

11 障害福祉事務

12 後期高齢者医療事務

13 生活保護事務

14 就学援助費支給事務

15 母子保健福祉基金貸付事務 16 精神障害者保健福祉手帳事務

17 保健事務(養育医療)

18 保健事務(結核医療)

19 職員以外への報酬等の支払いに係る源泉徴収事務

20 児童育成手当事務

21 ひとり親家庭等医療費助成事務

22 乳幼児医療費助成事務

23 義務教育就学児医療費助成事務

24 私立幼稚園等就園奨励費・保護者補助金交付事務

<保健所保健予防課他 9 課>

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

- 1. ①「大気汚染医療費助成」業務の廃止について
 - ②「児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」業務の廃止について
 - ③「私立幼稚園等通園補助金」業務の廃止について

<子ども生活部子ども総務課>

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

1. 「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金」業務の業務登録について

<市民病院事務部総務課>

- 2. ①「飼い主のいない猫との共生モデル地区制度」業務の業務登録について
 - ②「墓地等経営許可」業務における外部提供について
 - ③「犬登録」業務における個人情報外部委託等登録票の変更について

<保健所生活衛生課>

- 3. ①「アレルギー対策」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票、個人 情報コンピュータ処理等登録票の変更及びコンピュータ処理等について
 - ②「特定給食施設」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等につ いて
 - ③「食育推進」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票の変更及びコ

ンピュータ処理等について

④「難病講演会」業務の業務登録について

- <保健所保健予防課>
- 4. 「令和元年台風19号義援金配分」業務の業務登録について <地域福祉部福祉総務課>
- 5. 「シティプロモーション事業」業務における個人情報外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更について < 政策経営部広報課>
- 6. 「自殺対策推進事業」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部委託等について <保健所健康推進課>
- 7. 「生活保護」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票の変更及び 目 的外利用について <地域福祉部生活援護課>
- 8.「国民健康保険医療給付」、「国民健康保険被保険者資格」業務における外部提供について くいきいき生活部保険年金課>
- 9. 「市立保育所(管理・指導)」業務における外部委託等について

<子ども生活部子育て推進課>

- 10. 「市立保育園給食費収納」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部委託等について <子ども生活部子育て推進課>
- 11. 「後期高齢者医療 収納・徴収」業務における外部委託等について

<いきいき生活部保険年金課>

- 12. 「介護保険被保険者管理」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部委託等について くいきいき生活部介護保険課>
- 13. 「学童保育」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部委託等について <子ども生活部児童青少年課>
- 14. 「保育給付に係る支給認定及び保育所等入所」業務における外部委託等について <子ども生活部保育・幼稚園課>
- 15. 「学校給食」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部委託等について <学校教育部保健給食課>

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

- 1. 「アレルギー対策」業務における個人情報コンピュータ処理等登録票の廃止について <保健所保健予防課>
- 2. 「消費生活相談」業務における個人情報外部委託等登録票の軽易な変更について <市民部市民協働推進課>

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

- 1. ①「大地沢青少年センター施設利用及び管理」、「自然休暇村施設利用」業務における個人情報業務登録票の変更について
 - ②「大地沢青少年センター主催事業」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及びコンピュータ処理等について
 - ③「大地沢青少年センター運営委員会」業務における個人情報業務登録票の変更及びコン ピュータ処理等について <子ども生活部大地沢青少年センター>

- 2. 「高齢者等訪問収集」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用について <環境資源部3R推進課>
- 3. 「医療」業務における個人情報外部提供登録票の変更及びコンピュータ処理等について <市民病院事務部医事課>
- 4. 「違反建築物監察」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票の変更 及び外部提供について <都市づくり部建築開発審査課>
- 5. 「建設リサイクル届出事務」業務における個人情報業務登録票の変更について <都市づくり部建築開発審査課>
- 6. 「文化芸術のまちづくり基本計画策定」業務の業務登録について <文化スポーツ振興部文化振興課>
- 7. 「新生児臨時特別定額給付金」業務の業務登録について

<子ども生活部子ども総務課>

- 8. 「認知症高齢者総合施策推進事業」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等、外部委託等について くいきいき生活部高齢者福祉課>
- 9.「空家等対策」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用について <都市づくり部住宅課>
- 10. ①「市税収納」業務における外部委託等について
 - ②「国民健康保険税 収納」業務における外部委託等について <財務部納税課>
- 11. 「後期高齢者医療 収納・徴収」業務における外部委託等について

<いきいき生活部保険年金課>

- 12. 「介護保険被保険者管理」業務における外部委託等について
 - <いきいき生活部介護保険課>
- 13.「学童保育」業務における外部委託等について <子ども生活部児童青少年課>
- 14. 「保育給付に係る支給認定及び保育所等入所」業務における外部委託等について <子ども生活部保育・幼稚園課>
- 15. 「市立保育園給食費収納」業務における外部委託等について

<子ども生活部子育て推進課>

- 16. 「母子及び父子・女性福祉資金貸付」業務における外部委託等について
 - <子ども生活部子ども家庭支援センター>
- 17. 「市営住宅管理」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部委託等について <都市づくり部住宅課>
- 18.「学校給食」業務における外部委託等について <学校教育部保健給食課>
- 19. 「住民基本台帳」業務における個人情報業務登録票の変更について

<市民部市民課及び各市民センター>

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

- 1. 「大地沢青少年センターキャンプ指導」業務の廃止について
 - <子ども生活部大地沢青少年センター>
- 2. 「違反建築物監察」業務における個人情報外部提供登録票の廃止について

<都市づくり部建築開発審査課>

○町田市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例に基づく報告 について

町田市における住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について(2019年度)

<市民部市民課>

○町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例に基づく報告について

個人情報外部提供先及び種類別件数について(2019年度) <市民部市民課>

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

- 1. 「忠生市民センター運営管理」業務における個人情報外部提供登録票の変更について <市民部忠生市民センター>
- 2.①「食中毒」業務における個人情報外部提供登録票の変更及びコンピュータ処理等につい 7
 - ②「墓地等経営許可」業務における外部提供について <保健所生活衛生課>
- 3. ①「男女平等推進」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等につ いて
 - ②「消費生活センター学習会」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ 処理等について <市民部市民協働推進課>
- 4. ①「学校徴収金(給食費を除く)」業務の業務登録について
 - ②「経理」業務における個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及びコンピュータ処理 等について(町田市立小・中学校) <学校教育部教育総務課>
- 5. 「人権擁護委員候補者の推薦」業務の業務登録について <政策経営部広聴課>
- 6. 「介護予防事業評価事業」業務における外部委託等について

<いきいき生活部高齢者福祉課>

- 7. 「自殺対策推進事業」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等に ついて <保健所健康推進課>
- 8. 「介護保険給付管理」業務における個人情報外部提供登録票の変更及び外部提供について <いきいき生活部介護保険課>
- 9.①「浄化槽設置状況管理、指導」業務における個人情報業務登録票の変更および外部提 供、コンピュータ処理等について
 - ②「し尿くみ取り」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等につ いて <下水道部下水道整備課>
- 10. 「多摩都市モノレール推進」業務の業務登録について <都市づくり部都市政策課>

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

1. 「経理」業務における個人情報外部委託等登録票の廃止について(南成瀬小学校)

<学校教育部教育総務課>

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

1. 「粗大ごみ特別収集」業務における外部提供について <環境資源部3R推進課>

- 2. 「市民病院職員人事」業務における外部委託等について <市民病院事務部総務課>
- 3. ①「成人式」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報外 部委託等登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等、外部委託等について
 - ②「文化芸術のまちづくり基本計画策定」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等について <文化スポーツ振興部文化振興課>
- 4. 「キャッシュレス決済プレミアムポイント事業」業務の業務登録について

<経済観光部産業政策課>

- 5. 「災害」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等について < 防災安全部防災課>
- 6. 「災害対応」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更について <各課共通>
- 7. ①「認知症高齢者総合相談事業」業務における外部委託等について
 - ②「認知症高齢者総合施策推進事業」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等について
 - ③「高齢者虐待対応」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用について <いきいき生活部高齢者福祉課>
- 8. 「町田市子ども家庭在宅サービス事業」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及び外部委託等について <子ども生活部子ども家庭支援センター>
- 9. ①「就学援助」業務における外部委託等について
 - ②「就学奨励費支給」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部委託等について <学校教育部学務課>
- 10. ①「安全・安心まちづくり」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更について
- 11. 「広報」業務における外部提供について

<政策経営部広報課>

- 12. ①「オリンピック・パラリンピック等国際大会気運醸成事業」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等について
 - ②「ボランティア組織運営」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録、個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及び目的外利用、外部提供、コンピュータ処理等について
 - ③「聖火リレー」、「東京2020大会チケット活用」業務における個人情報業務登録票の変更について

<文化スポーツ振興部オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課>

- 13. ①「市税収納」業務における外部委託等について
 - ②「国民健康保険税 収納」業務における、外部委託等について
 - ③「市税徴収(滞納整理)」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録 票、個人情報外部提供登録票の変更及び外部委託等について

- ④「国民健康保険税徴収(滞納)」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供 登録票の変更及び目的外利用、外部提供、外部委託等について
- ⑤「市・都民税賦課」業務における個人情報外部提供登録票の変更について(財務部市民 税課)
- ⑥「固定資産税・都市計画税賦課」業務における個人情報外部提供登録票の変更及び外部 提供について(財務部資産税課)
- ⑦「市債権徴収一元化」業務における個人情報目的外利用登録票の変更及びコンピュータ 処理等について <財務部納税課>
- 14. 「基幹統計調査(国勢調査)」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供 登録票の変更及びコンピュータ処理等について <総務部市政情報課>
- 15. 「寄附受理」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及びコンピュータ処理等、外部委託等について

<財務部財政課>

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

1. 「成人式」業務における個人情報目的外利用登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部委託等登録票の廃止について

<文化スポーツ振興部文化振興課>

- 2.「認知症高齢者総合施策推進事業」業務における個人情報外部委託等登録票の廃止について くいきいき生活部高齢者福祉課>
- 3. 「交通安全啓発」業務における個人情報目的外利用登録票の廃止について

<防災安全部市民生活安全課>

4. 「寄附受理」業務における個人情報コンピュータ処理等登録票の廃止について

<財務部財政課>

○町田市情報公開条例の規定に基づく報告について【非公開】

公文書公開請求に対する存否応答拒否について

<保健所保健予防課>

○個人情報外部委託等登録票における委託先について(2019年度実績の報告)

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

- 1. 「少量排出事業者の事業系一般廃棄物の収集」業務における個人情報業務登録票の変更及 びコンピュータ処理等について <環境資源部3R推進課>
- 2. 「医療」業務における個人情報外部委託等登録票の変更について

<市民病院事務部医事課>

3. 「総務」業務における外部提供について(町田市立小・中学校)

<学校教育部教育総務課>

- 4. ①「長期優良住宅認定」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用について
 - ②「違反建築物監察」業務における個人情報外部提供登録票の変更及び外部提供について
 - ③「建築等確認審査」業務における個人情報外部提供登録票の変更及び外部提供につい

7

<都市づくり部建築開発審査課>

- 5. ①「子ども・子育て情報配信」業務の業務登録について
 - ②「義務教育就学児医療費助成」業務における外部委託等について
 - ③「子どもセンター」業務における個人情報業務登録票の変更について(子ども生活部 児童青少年課)
 - ④「ひなた村講座・イベント事業」業務における個人情報業務登録票の変更について (子ども生活部児童青少年課) <子ども生活部子ども総務課>
- 6. 「在宅要介護者受入支援事業」業務の業務登録について

<いきいき生活部高齢者福祉課>

- 7. ①「文学館運営協議会」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票 の変更及びコンピュータ処理等について
 - ②「文学館学習事業」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び外部委託等について

<生涯学習部図書館>

- 8. ①「都市計画マスタープラン関連」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及びコンピュータ処理等、外部委託等について
 - ②「申請等受付代行」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更について(市民部市民課及び各市民センター)

<都市づくり部都市政策課>

- 9.「心身障害者福祉手当」、「重度心身障害者手当」、「特別障害者手当」業務における目的外利用について

 <地域福祉部障がい福祉課>
- 10.「犯歴」業務における外部提供について

<市民部市民課>

- 町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について
 - 1. 「建築等確認審査」業務における個人情報外部提供登録票の廃止について

<都市づくり部建築開発審査課>

- 町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例に基づく報告について
 - 1. 「犯歴」業務における外部提供先及び種類別件数について

<市民部市民課>

○町田市防犯カメラの設置及び管理に関する要綱の規定に基づく報告について

町田市における防犯カメラの設置及び管理状況について

<事務局>

- ○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について
 - 1. 「小・中学校適応指導教室」業務における外部委託等について

<学校教育部教育センター>

- 2. 「自由民権資料館施設管理」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供について <生涯学習部生涯学習総務課>
- 3. 「一般廃棄物処理業許可」業務における個人情報業務登録票の変更について

<環境資源部資源環境課>

- 4. ①「予防接種」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報 外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及びコンピュータ処理等、 外部委託等について
 - ②「感染症対策」業務におけるコンピュータ処理等について
 - ③「骨髄移植ドナー支援事業」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ 処理等、外部委託等について
 - ④「離乳食・幼児講習会」、「栄養指導」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等について
 - ⑤「特別用途及び栄養表示・飲食店指導」業務における個人情報業務登録票の変更につい て
 - ⑥「家族計画・乳児母性相談・産後ケア事業」業務における個人情報業務登録票の変更及 びコンピュータ処理等、外部委託等について
 - ⑦「母親学級」、「妊産婦・乳幼児健康診査及び相談支援」、「母子訪問指導」業務にお ける個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等について
 - ⑧「精神保健」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部委託等について

<保健所保健予防課>

5. 「市民病院職員人事」業務におけるコンピュータ処理等について

<市民病院事務部総務課>

- 6. ①「介護保険給付管理」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等について
 - ②「町田市介護相談員等派遣事業」業務におけるコンピュータ処理等について

<いきいき生活部介護保険課>

- 7. 「区画整理事業(市施行)実施」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等について <都市づくり部地区街づくり課>
- 8. 「居住支援協議会」業務の業務登録について

<都市づくり部住宅課>

- 9. 「医療費分析及びデータヘルス計画作成」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供について <いきいき生活部保険年金課>
- 10. 「総務」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部委託等について(町田市立小学校、町田市立中学校) <学校教育部施設課>
- 11. ①「高齢者住宅」業務における外部委託等について
 - ②「短期集中型サービス (サービスC)」、「地域介護予防活動支援事業」業務における 個人情報業務登録票の変更及び外部委託等について

<いきいき生活部高齢者福祉課>

- 12. ①「学童保育」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部委託等登録票の変更について
 - ②「子どもセンター」業務における個人情報外部委託等登録票の変更について
 - ③「子ども広場」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等について <子ども生活部児童青少年課>

- 14. ①「会計年度任用職員人事」業務の業務登録について
 - ②「人事」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更 について (町田市立小学校、町田市立中学校)
 - ③「学校人材支援」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等について
 - ④「総務」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更 について (町田市立小学校、町田市立中学校)
 - ⑤「学校への指導・助言」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用、外部 提供について <学校教育部指導課>
- 15. ①「商店街振興事業」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等、外部委託等について
 - ②「新商品・新サービス開発支援」、「産業交流展出展支援」、「事業継続・承継支援」 業務の業務登録について <経済観光部産業政策課>

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

1. 「相談学級」業務の廃止について

- <学校教育部教育センター>
- 2. 「特別用途及び栄養表示・飲食店指導」業務における個人情報外部委託等登録票の廃止に ついて <保健所保健予防課>
- 3. ①「土地区画整理審議会」、「土地区画整理評価員」、「区画整理事業(市施行)実施 【鶴川駅北土地区画整理事業】」、「区画整理事業(市施行)清算金」、「区画整理事 業清算金徴収(滞納整理)」業務の廃止について
- 4.「学童保育」業務における個人情報外部委託等登録票の軽易な変更について

<子ども生活部児童青少年課>

- 5. 「給与」業務における個人情報外部委託等登録票の廃止について <総務部職員課>
- 6. 「文化交流センター管理運営」業務における個人情報外部委託等登録票の軽易な変更について <経済観光部産業政策課>
- 7. 「少量排出事業者の事業系一般廃棄物の収集」業務における個人情報外部委託等登録票の 廃止について <環境資源部 3 R 推進課>
- 8. 「文化芸術ホール整備事業」業務における個人情報外部委託等登録票の廃止について <文化スポーツ振興部文化振興課>
- 9. 「広報紙誌配布」業務における個人情報外部委託等登録票の廃止について

<政策経営部広報課>

○町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例に基づく諮問について

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び特定個人情報保護評価に関する規則の規定に基づく特定個人情報保護評価(基礎項目評価書)について <保健所保健予防課>

○個人情報保護及び情報セキュリティに関する職場研修 (e - ラーニング) の実施について (報告)

(3) 個人情報の登録状況(2021年3月31日現在)

業	務	į	の	登	録		件	数	1,648件
目	的	外	利	用	の登	録	件	数	15,131件
外	部	提	供	0)	登	録	件	数	3,445件
コ	ンピ	ユ	ー タ	処耳	里等の	登	録 件	数	3,347件
外	部	結	合	0)	登	録	件	数	4件
外	部	委	託	等	の登	録	件	数	1,348件
合	計	•	の	登	録		件	数	24,923件

1 2020年度の経過

審議会等の会議の公開制度は、既にある情報公開制度に加え、市政に対する市民の参画を促進し、さらなる開かれた市政を実現するため、2000年4月から施行された制度です。市民、学識経験者を構成員として、市長その他の執行機関に設置されたすべての審議会、審査会等を対象としています。

これらの会議は、非公開となる会議も含め、「市政情報やまびこ(総務部市政情報課)」の窓口及び町田市ホームページにおいて開催予定を事前公表しています。

2020年度の会議の開催状況は、会議の種類において89種の会議が開催されました。会議の開催回数は延べ658回でした。

一方、新型コロナウィルス感染拡大防止のため、書面のみによる会議やリモート方式による会議に変更したものもあります。また、中止や延期を余儀なくされる会議も数多くありました。 その中でも、公開された会議に訪れた傍聴者の方も131人(延べ人数)いらっしゃいました。会議別では、「町田市立学校適正規模・適正配置等審議会」の32人を最高に、「町田市学校給食問題協議会」18人、「町田市立図書館協議会」12人と続いています。

なお、公開している会議で使用された資料及び議事録は、「市政情報やまびこ(総務部市政情報課)」で、閲覧や写しをとることができます。

2020年度の会議の公開状況は以下のとおりです。

区分	公開	一部公開	非公開	合計			
対象となる会議の数	68種	2種	22種	8 9 種			
開催回数	214回	4回	440回	658回			
傍聴者数	130人	1 人	_	131人			

2020年度審議会等の会議の公開状況

[※]対象となる会議の数は、一つの会議が複数の公開区分に該当することがあるため、合計欄と公開区分の合計は一致しません。

2 2020年度 審議会等会議の会議別開催状況

所管部	所管課	会議の名称	開催数計	公開	一部公開	非公開	傍聴者数	中止
政策	企画政策課	町田市長期計画審議会	5	5			1	
経営部	経営改革室	町田市行政経営監理委員会	2	2			0	
		町田市指定管理者管理運営状況評価委員会	3	3			8	
	総務課	町田市指定管理者候補者選考委員会	2			2	_	
総務部		町田市外郭団体監理委員会	1			1	_	
N○ 1分 百D		町田市行政不服審査会	12			12	_	
	市政情報課	町田市情報公開・個人情報保護運営審議会	9	7	2		0	1
	防災課	町田市防災会議	2	2			0	
防災 安全部		町田市交通安全行動計画策定及び推進委員会	1	1			0	
	市民生活安全課	町田市交通安全推進協議会	2	2			2	
	市民総務課	町田市市民センター等のあり方検討委員会	5	5			0	
市民部	113 12 110 137 114	町田市男女平等参画協議会	2	2			0	
יום גען ווו	市民協働推進課		1				0	
		町田市男女平等推進センター運営委員会	10	10			-	
	文化振興課	博物館運営委員会	3	3			0	
文化	20	博物館資料収集委員会	1			1		
スポーツ 振興部	スポーツ振興課	町田市スポーツ推進審議会	1	1			0	
1)X 34, 11)	国際版画美術館	町田市立国際版画美術館運営協議会	2	2			4	
	,	町田市立国際版画美術館美術資料収集委員会	1			1	_	
	福祉総務課	町田市福祉有償運送運営協議会	1	1			0	
		町田市民生委員推薦会	3			3	_	
		町田市地域福祉計画審議会	3	3			0	
		町田市福祉のまちづくり推進協議会	2	2			0	
	障がい福祉課	町田市障がい者施策推進協議会	5	5			1	
地域		町田市障がい者施策推進協議会 (就労・生活支援部会)	3	3			0	
福祉部		町田市障がい者施策推進協議会 (障がい者計画部会)	6	6			0	
		町田市障がい者施策推進協議会	_				_	
		(障がい者計画部会 作業部会)	3	3			0	
		町田市障がい者施策推進協議会 (相談支援部会)	3	3			0	
		町田市障害支援区分認定審査会	40			40	_	
		町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会	1	1			0	
		町田市地域密着型サービス運営委員会	3	3			3	
		町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会	4	4			7	
	いきいき総務課	町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会(重点事業検討部会)	1	1			2	
いきいき 生活部		町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会 (保険料算定検討部会)	1	1			2	
IH HI'	保険年金課	町田市国民健康保険運営協議会	2	2			2	
		町田市地域包括支援センター運営協議会	3	3			2	
	高齢者福祉課	町田市認知症施策推進協議会	1	1			0	
		町田市老人ホーム入所判定委員会	1			1	_	
	介護保険課	町田市介護認定審査会	320			320	_	263
	保健総務課	町田市医療安全推進協議会	1			1	_	
	健康推進課	町田市自殺対策推進協議会	1	1			0	1
保健所		町田市感染症の診査に関する協議会	23			23	_	1
	保健予防課	町田市食育推進計画策定及び推進委員会	2	2			1	
		町田市大気汚染障がい者認定審査会	12		 	12	_	

所管部	所管課	会議の名称	開催数計	公開	一部公開	非公開	傍聴者数	中止
	子ども総務課	町田市子ども・子育て会議	3	3			0	
		町田市こどもセンターただON運営委員会	2	2			0	1
		町田市子どもセンターつるっこ運営委員会	3	3			0	
	児童青少年課	町田市子どもセンターばあん運営委員会	3	3			1	
⇒ 18 3		町田市子どもセンターぱお運営委員会	3	3			0	
子ども 生活部		町田市子どもセンターまあち運営委員会	2	2			0	1
		町田市医療的ケア児・重症心身障がい児支援協議	1			1	_	
	子ども 発達支援課	会 町田市医療的ケア児・重症心身障がい児支援協議 会(重点事業検討部会)	2			2	_	
	大地沢 青少年センター	町田市大地沢青少年センター運営委員会	2	2			0	
	産業政策課	町田市産業振興計画推進委員会	2	2			0	
	在未 以	町田市トライアル発注認定制度選考懇談会	1			1		
	観光まちづくり課	町田市観光まちづくり推進委員会	1	1			0	
経済		町田市認定農業者・認定就農者認定検討会	2			2	_	
観光部		町田市認定農業者認定検討会	2			2	_	
	農業振興課	町田市人・農地プラン策定検討委員会	1			1	_	
		「町田市北部丘陵活性化計画アクションプラン」 検討委員会	2	2			0	
		町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会	2	2			0	
環境	環境政策課	町田市環境審議会	4	4			6	
資源部		町田市廃棄物減量等推進審議会	6	6			3	
	循環型 施設整備課	町田市ごみの資源化施設地区連絡会 (町田リサイクル文化センター周辺地区連絡会)	2	2		_	0	
		町田市建築審査会	10		2	8	1	
	land to all today or the	町田市都市計画審議会 「(仮称)町田市都市づくりのマスタープラン」	5	5			0	
	都市政策課	策定に関する特別委員会 「町田市土地利用に関する基本方針及び制度活用	6	6			0	
		の方策」改定に関する特別委員会	1	1			0	
都市	交通事業推進課	町田市地域公共交通会議	3	3			1	
づくり部	地区街づくり課	町田市街づくり審査会	2	2			0	
		町田市住みよい街づくり条例改定検討委員会 (町田市街づくり審査会専門部会)	5	5			0	
		町田市景観審議会	2	2			4	
		町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理審議会町田市南町田駅周辺地区都市再生整備計画事業評価委員会	1	1			0	
	住宅課	町田市特定空家等対策審議会	2			2	_	
下水道部	下水道経営総務課	町田市下水道事業審議会	4	4			0	
会計課		町田市会計基準委員会	1	1			0	
	教育総務課	町田市立学校適正規模・適正配置等審議会	13	13			32	
学校	保健給食課	町田市学校給食問題協議会	5	5			18	
教育部	华道	町田市教育委員会いじめ問題対策委員会	2	1		1	0	
	指導課	町田市立中学校教科用図書調査協議会	3			3	_	
		町田市国史跡高ヶ坂石器時代遺跡整備 検討委員会	2	2			0	
	生涯学習総務課	町田市生涯学習審議会	6	6			3	
生涯		町田市文化財保護審議会	4	4			5	
生涯 学習部	生涯学習 センター	町田市生涯学習センター運営協議会	8	8			9	
		町田市子ども読書活動推進計画推進会議	2	2			0	
	図書館	町田市立図書館協議会	6	6			12	
		町田市民文学館運営協議会	3	3			0	
市民病院	経営企画室	町田市病院事業運営評価委員会	2	2			0	
事務部	医事課	町田市民病院 地域医療に関する委員会	4	4			0	
		合計	658	214	4	440	131	268

第6章 市長の資産等公開の状況

第6章 市長の資産等公開の状況

1 2020年度の経過

「政治倫理の確立のための町田市長の資産等の公開に関する条例」は、1995年10月1日から施行されました。

これは、国会議員が行う資産等の公開に準じた措置として、次の3点を公開するものです。

- ①市長が所有する土地、建物、有価証券等の資産を資産の区分に応じ記載した資産等報告書及び資産等補充報告書
- ②市長の前年中の総所得金額等及び贈与により取得した財産にかかる課税価格を記載した 所得等報告書
- ③市長が報酬を得て会社等の役員等に就いている場合の当該会社名等を記載した関連会社 等報告書

これらの報告書は「市政情報やまびこ(総務部市政情報課)」に備えてあり、情報公開制度と同様、何人もその閲覧を請求することができます。

2020年度は、請求がありませんでした。

第7章 情報提供の状況

第7章 情報提供の状況

市政情報やまびこ(市政情報課)は、1989年10月に情報提供施設として開設され、市政を 身近なものとしていただくために、市政資料を網羅的に収集・提供し、また市の刊行物を販売する 場としての機能を果たしてきました。

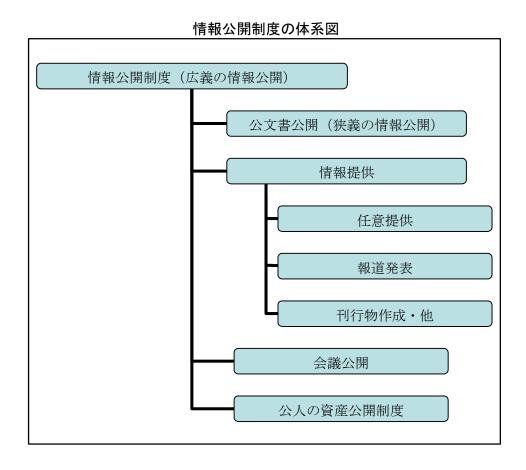
2020年度は、資料の閲覧や複写サービス、市の刊行物の購入、庁内の案内などで延べ約3,500人の方々にご利用いただきました。

なお、2012年7月に行われた市役所の庁舎移転により、事務スペースを現在の市庁舎へ移したことに伴い、庁舎移転前の開架型資料提供から閉架型へと提供方法を変更しました。「市政資料を手に取って見る」というご要望には充分応えられない状況が続いておりますが、今後も限られたスペースを活用し市民の皆様のご要望に沿うべく情報提供に努めてまいります。

1 情報公開と情報提供

「情報提供」では、形式的な手続きが不要であったり、提供のための新たな文書の作成も可能である等、「(狭義の)情報公開」に比べ、簡単かつより需要に見合った柔軟・迅速な対応が可能です。

町田市では「情報公開から情報提供へ」をスローガンとして、市民から情報の公開を求められた場合には、一義的に「公文書公開請求」として受け付けるよりも、出来る限り積極的に「情報提供」を行うことで、積極的な情報の公開と提供に努めています。開かれた市政の実現のため、「情報提供」は市政情報やまびこのみならず、市役所各課においても積極的に行っています。



2 刊行物の販売

2020年度は、市政情報やまびこで市の刊行物294冊を販売しました。実績は以下のとおりです。

(1) 一般会計

課名	刊行物の名称	単価 (円)	冊数	金額 (円)
	ふたたびくりかえすまい	1, 000	3	3, 000
	あのころ	1, 500	1	1, 500
	戦争時代の体験記 平和ブック 1	100	2	200
	戦争時代の体験記 平和ブック 2	200	7	1, 400
	戦争時代の体験記 平和ブック3	200	1	200
	戦争時代の体験記 平和ブック4	200	1	200
	戦争時代の体験記 平和ブック5	200	2	400
企画政策課	戦争時代の体験記 平和ブック 6	200	6	1, 200
	昭和 39 年米軍機墜落事故災害誌(復刻版)	100	15	1, 500
	町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」	800	5	4, 000
	町田市 5 ヵ年計画 17-21	400	7	2, 800
	町田市まち・ひと・しごと創生総合戦略	100	1	100
	町田市人口ビジョン	300	1	300
	2017 年度 町田市市民意識調査報告書	900	1	900
	2019 年度 町田市市民意識調査報告書	1, 000	2	2, 000
±+12=111	ひっそり生きる町田の自然	1, 200	6	7, 200
広報課	町田市勢要覧 2014	900	2	1, 800
市政情報課	町田市統計書 第 53 号	1, 200	1	1, 200
	令和2年度(2020年度)予算書	1, 300	1	1, 300
	令和2年度(2020年度)予算概要説明書	3, 100	2	6, 200
	令和2年度(2020年度)予算の概要	500	3	1, 500
	令和2年度(2020年度)補正予算書<5月補正>一	100	1	100
	般会計 国民健康保険事業会計	100	1	100
財政課	令和2年度(2020年度)補正予算書<5月補正>一	100	1	100
	般会計		'	100
	令和元年度(2019年度)町田市課別・事業別行政評	2 900	1	2, 800
	価シート(主な施策の成果に関する説明書)	2, 800	1	2, 800
	令和3年度(2021年度)予算書	1, 300	1	1, 300
	令和3年度(2021年度)予算概要説明書	1, 800	1	1, 800
	町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準マニ	1, 600	6	9, 600
 福祉総務課	ュアルー建築物・共同住宅等一	1, 000	U	9, 000
T田T工作心 1分 1木	町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準マニ	1, 600	1	1, 600
	ュアルー道路・公園・公共交通施設・路外駐車場一	1, 000	I	1, 000
障がい福祉課	第5次町田市障がい者計画	100	3	300
P子ル・0・1田工正本	町田市障がい福祉事業計画(第5期計画)	200	2	400
	町田市高齢者福祉計画(2012 年度~2021 年度)	500	1	500
 いきいき総務課	町田市高齢者福祉計画(2012 年度~2021 年度)の一	100	1	100
□ ひ・○ ひ・○ 小心が流木	部修正			100
	第7期町田市介護保険事業計画(2018年度~2020年度)	500	1	500
保健総務課	第5次町田市保健医療計画	400	1	400

課名	刊行物の名称	単価 (円)	冊数	金額 (円)
保健予防課	第2次町田市食育推進計画	600	1	600
子ども総務課	新・町田市子どもマスタープラン(後期)~子どもに やさしいまちづくり計画~2020-2024	1, 400	5	7, 000
児童青少年課	童話の木(2018年度)	300	1	300
, 近里月少午床 	童話の木(2019年度)	300	19	5, 700
子ども家庭支援セ ンター	町田市子育て支援ネットワーク連絡会レポート (子) 育て世帯の自立応援プロジェクト実施計画)	300	1	300
子ども発達支援課	町田市子ども発達支援計画(第一期障害児福祉計画)	1, 000	1	1, 000
農業振興課	第 4 次町田市農業振興計画	300	1	300
	町田市環境白書 2019 (データ集)	300	1	300
	町田市環境白書 2020 (データ集)	300	1	300
環境政策課	後期アクションプラン (第2次町田市環境マスタープラン推進計画 2017~2021)	1, 000	2	2, 000
	ごみ減量アクションプラン	1, 900	1	1, 900
	熱回収施設等の周辺施設整備基本構想	1, 100	2	2, 200
環境・自然共生課	町田生きもの共生プラン	2, 100	4	8, 400
循環型施設整備課	町田市資源循環型施設整備基本計画	100	2	200
3 R推進課	3 Rかるた	1, 000	5	5, 000
道路政策課	土木工事標準構造図集(2019.10)	1, 400	2	2, 800
	町田市まちづくり50年史	1, 200	2	2, 400
 都市政策課	町田市都市計画マスタープラン(CD)	500	1	500
10川以欠床	町田市都市計画マスタープラン(書籍)	1, 800	1	1, 800
	町田市都市計画マスタープラン(実施方針編)	600	3	1, 800
	地形図 全図(2万分の1)	200	6	1, 200
	地形図 北部(1万分の1)	200	11	2, 200
 土地利用調整課	地形図 南部(1万分の1)	200	10	2, 000
工地们加州走床	地形図 西部(1万分の1)	200	5	1, 000
	住宅団地分布図	1, 000	1	1, 000
	町田市都市計画図(参考図)	700	39	27, 300
	町田市景観色彩ガイドライン	500	6	3, 000
地区街づくり課	町田市公共事業景観形成指針(景観指南書)	900	1	900
	町田市屋外広告物ガイドライン(景観編)	300	3	900
住宅課	町田市団地再生基本方針	1, 700	1	1, 700
公園緑地課	名木百選	3, 000	1	3, 000
	まちだエコプラン	1,000	1	1,000
会計課	平成 30 年度 一般会計・特別会計歳入歳出決算書	1, 500	1	1, 500
	令和元年度 一般会計・特別会計歳入歳出決算書	1, 500	1	1, 500
教育総務課	町田市教育プラン 2019-2023	1, 100	2	2, 200
	町田の民話と伝承 第1集	500	7	3, 500
	町田の民話と伝承 第2集	500	6	3, 000
生涯学習総務課	町田の伝承 町田の方言と俗信・俗謡	500	I	500
	町田の伝承の年時の大学は	300	4 5	1, 200
	発掘された町田の遺跡	700	2	3, 500
上 连母羽 <u></u>	町田市文化財調査報告書 町田市の石造物	2, 600	1	5, 200
生涯学習総務課 (白中民族资料館)	町田市史下巻(上巻は完売です)	4, 500 500	15	4, 500
(自由民権資料館)	町田の歴史をたどる	500	15	7, 500

課名	刊行物の名称	単価 (円)	冊数	金額 (円)
	自由民権 32	500	2	1, 000
	自由民権 33	500	3	1, 500
	民権ブックス 26 武相自由民権運動関係年表	500	2	1, 000
生涯学習総務課	民権ブックス 32 幕末・維新期の町田	500	1	500
(自由民権資料館)	民権ブックス 33 町田の近代と青年	500	2	1, 000
	町田市史料集 小嶋隆蔵「御進発御供日記」 一	800	1	800
	町田市史料集 小嶋隆蔵「御進発御供日記」 二	800	1	800
	町田市史料集 小嶋隆蔵「御進発御供日記」 三	900	1	900
図書館(文学館)	八木重吉 -さいわいの詩人-展	1, 000	2	2, 000
	合 計		292	192, 000

(2) 下水道事業会計

課名	刊行物の名称	単価 (円)	冊数	金額 (円)
下水道経営総務課	令和2年度(2020年度)町田市下水道事業会計予算書	200	2	400
	合 計		2	400

市の刊行物の郵送購入を希望される方へ

市の刊行物は、郵送でもお求めになることができます。

書籍代に相当する現金またはゆうちょ銀行発行の普通為替(定額小為替を推奨しています)と送料分の切手をご用意いただき、下記住所までお送りください(詳細は町田市ホームページに掲載しております。複数お求めになる場合の送料は冊数等により変わってくるため、こちらでお調べいたします。そのほか、ご不明な点がございましたらお気軽にご連絡ください)。なお、お名前・ご住所・お電話番号・希望される書籍名を記載したメモを同封してください。

〒194-8520 町田市森野2-2-22 市政情報やまびこ 電話:042-724-8407

3 インターネットによる案内

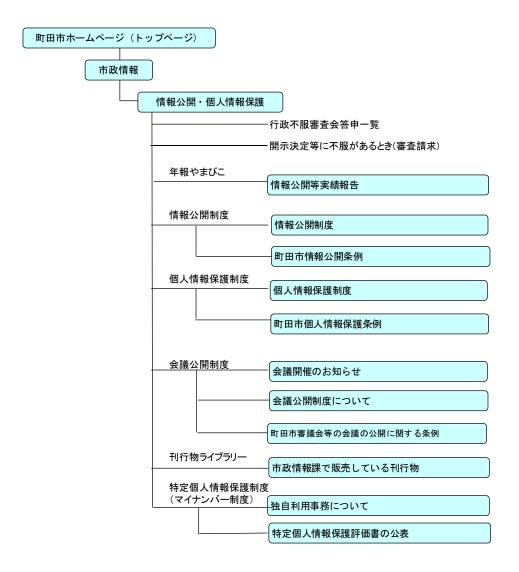
町田市ホームページの共通表示メニュー (グローバルナビゲーション) 中に「情報公開・個人情報保護」をメインページとして、「情報公開制度」「個人情報保護制度」「会議公開制度」「年報やまびこ」「刊行物ライブラリー」「特定個人情報保護制度(マイナンバー制度)」「開示決定等に不服があるとき(審査請求)」「行政不服審査会答申一覧」のページを設け情報提供を行っています。

このうち、「情報公開制度」「個人情報保護制度」にはそれぞれの制度の概要と条例を掲載しており、こちらから請求書をダウンロードいただくことが可能です。「会議公開制度」には制度の概要と条例に加え、「会議開催のお知らせ」のページを設けて、市が開催する直近の会議予定をご案内しています。

また、「刊行物ライブラリー」のうち、「市政情報課で販売している刊行物」についても随時新着図書情報を加えて更新し、町田市で刊行・販売している資料をご紹介しています。

ホームページアドレス : http://www.city.machida.tokyo.jp/

町田市ホームページ (トップページ) からのアクセス・イメージ



4 複写サービス

市政情報やまびこに開架してある資料や、情報公開された公文書は1 枚につき 1 0円(白黒コピー/A 3 まで)または 2 0円(カラーコピー/A 3 まで)で複写できます。

また、コンピュータ等に電磁的に記録されている資料等については、フロッピーディスクなどの磁気媒体、及びコンパクトディスクなどの光学記録媒体等による複写サービスも行っております。

第8章 情報公開・個人情報保護制度の充実を目指して

第8章 情報公開・個人情報保護制度の充実を目指して

条例の趣旨に則り、制度運用の一層の充実を目指した取り組みを行いました。

1 市政情報やまびこの予算執行状況

前年度に引き続いて、制度の趣旨の徹底と内容の充実を図るための予算を執行しました。執行状況の概要は以下のとおりです。

単位:千円

		ı			1	,
		2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
	歳入	790	7 8 1	1, 082	5 3 7	4 3 2
	歳出	4, 388	4, 992	4, 709	4, 625	5, 185

<2020年度歳入内訳>

市政情報写し交付実費等	240千円(前年度	2 4 2 千円)
市有償刊行物頒布代	192千円(前年度	295千円)
原稿執筆料	0 千円(前年度	0千円)

<2020年度歳出内訳>

単位: 千円

区分	用途	執 行 額(前年度)	
報酬	審議会・審査会委員報酬	3, 1 1 3 (3, 206)	
旅費	事務打合せ、研修	8 (23)	
消耗品費	図書、事務用品	4 6 9 (443)	
印刷製本費	製本等	4 4 (43)	
通信運搬費	刊行物保管場所の移転	7 3 3	
筆耕翻訳料	審議会速記	3 2 9 (364)	
保険料	個人情報賠償責任保険料	3 9 0 (390)	
使 用 料	コピー機借上、情報検索システム使用料	8 4 (88)	
負担金	職員研修	1 5 (28)	

2 「個人情報の漏洩事故ゼロ」を目指して

「個人情報の漏洩事故ゼロ」を目指して事業を進めていましたが、残念なことに個人情報の流出事故が発生しました。

No.	発生時期	概 要
1	2020年5月	保育の利用保留通知書の発送に際し、対象者が支援措置申 出者(DV避難者)であったにも関わらず、配偶者(DV 実施者)へ誤送付してしまった。

個人情報漏えいにより想定される危険性や範囲を庁内関係部署で共有し、被害が発生しないよう、安全確保に向けた対応を行いました。また、実施機関(担当部署)から町田市情報公開・個人情報保護運営審議会へ事故の状況、発生後の対応、再発防止に向けた対策を報告するとともに、人為的な確認におけるミスが重複した上での情報漏えいであることから、必要とする個人情報をシステム上で判定するしくみ等を含めたチェック機能を構築するとともに、個人情報保護の管理について、職員への指導を徹底しました。

3 職員等を対象とした研修会・説明会等の開催

2020年度も、市政情報課が開催した研修会をはじめ、各課の会議や研修会の機会をとらえて市政情報課職員を派遣し、制度の理解を深めました。さらに、個人情報の業務登録に係わる打合せなどを通じて職員の理解を求めました。

研修会等の実施状況は以下のとおりです。

2020年度研修会,説明会等実施一覧

実施年月日	内容	受講者数
2020. 4. 1	新規採用職員研修(市民病院医療職) (情報公開制度と個人情報保護制度について)	3 5 名
2020. 4. 2	新規採用職員研修(行政職) (情報公開制度と個人情報保護制度について)	61名
2020. 7.10	会計年度任用職員等個人情報保護研修(定期) (個人情報保護制度について)	5 2 名
2020. 8.11	会計年度任用職員等個人情報保護研修(定期) (個人情報保護制度について)	3 7名
2020. 9. 3	会計年度任用職員等個人情報保護研修(定期) (個人情報保護制度について)	16名
2020. 9.29	新任民生委員・児童委員個人情報保護研修 (個人情報保護制度について)	4名
2020. 10. 1	新規採用職員研修(行政職) (情報公開制度と個人情報保護制度について)	3名
2020. 10. 6	会計年度任用職員等個人情報保護研修(定期) (個人情報保護制度について)	11名
2020. 10. 30	ころころ児童館に勤務する学童保育指導員研修 (個人情報保護制度について)	17名
2020. 11. 4	新規採用内定職員研修(就労体験) (個人情報保護制度について)	16名
2020. 11. 10	市政情報課 委託・派遣職員研修	5名

	(個人情報保護制度について)	
2020. 11. 13	会計年度任用職員等個人情報保護研修(定期) (個人情報保護制度について)	15名
2020. 11. 16	新規採用内定職員研修(就労体験) (個人情報保護制度について)	6名
2020. 12. 3	会計年度任用職員等個人情報保護研修(定期) (個人情報保護制度について)	10名
2020. 12. 16	新規採用内定職員研修(就労体験) (個人情報保護制度について)	8名
2021. 1.8	会計年度任用職員等個人情報保護研修(定期) (個人情報保護制度について)	6名
2021. 1.8	市民税課 委託・派遣職員研修 (個人情報保護制度について)	6名
2021. 1.19	市民税課 委託・派遣職員研修 (個人情報保護制度について)	40名
2021. 2. 4	会計年度任用職員等個人情報保護研修(定期) (個人情報保護制度について)	9名
2021. 2. 4	市民税課 委託・派遣職員研修 (個人情報保護制度について)	6名
2021. 3. 2	市民税課 委託・派遣職員研修 (個人情報保護制度について)	6名
2021. 3.31	新任民生委員・児童委員個人情報保護研修 (個人情報保護制度について)	1名

その他、2021年1月に個人情報保護及び情報セキュリティに関する職場研修(e - ラーニング)を各職場において全職員を対象に実施し、95課3,070名が受講しました。

4 PIニュースの発行

情報公開制度・個人情報保護制度・会議公開制度、また情報提供に関連するタイムリーな話題を掲載した職員向けの啓発紙「PIニュース」をやまびこ開設時から発行しています。 2020年度は1回発行し、庁内に配布・配信しました。

176 号(2020 年 12 月) ○電子メールでの回答の際の注意事項について

5 出資等団体の情報公開・個人情報保護制度化の取り組み状況

町田市では1999年度から市の出資等団体をはじめとする関係団体に対して、情報公開・個人情報保護の制度化の要請を行い、多くの団体で制度化が図られてきました。

また、2002年度からは町田市情報公開条例において、さらに2005年度からは個人情報保護条例においてもこれらの取り組みが明文化され、①対象となる出資等団体を規定上明らかにし、②当該団体は、両条例の趣旨にのっとり情報公開を行うための措置及び個人情報保護に関する措置を講ずるよう努めるものとし、③市は、これらの団体に対して必要な措置を講ずるよう指導を行うものとされています。

町田市の出資等団体の情報公開・個人情報保護制度施行状況

(2021年3月31日現在)

	(2021 07) 0 1 1 90 127
名 称 (設立年)	各団体の情報公開・個人情報保護制度(施行年月日)
社会福祉法人 町田市社会福祉協議会 (1958 年)	社会福祉法人町田市社会福祉協議会情報公開規程(2000年6月1日) 社会福祉法人町田市社会福祉協議会個人情報保護規程 (2000年6月1日)
町田市土地開発公社 (1974 年)	町田市土地開発公社情報公開規程(2000年4月1日) 町田市土地開発公社個人情報保護規程(2000年4月1日)
一般財団法人 町田市勤労者福祉サービ スセンター (1993年)	一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター情報公開規程 (1999 年 12 月 1 日) 一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター個人情報保護規程 (1999 年 12 月 1 日)
株式会社 町田まちづくり公社 (1999年)	株式会社町田まちづくり公社情報公開規程(2004年5月28日) 株式会社町田まちづくり公社個人情報保護規程(2004年5月28日)
社会福祉法人 町田市福祉サービス協会 (2002 年)	社会福祉法人町田市福祉サービス協会情報公開規程(2002年4月1日) 社会福祉法人町田市福祉サービス協会個人情報保護規程 (2002年4月1日)
一般財団法人 町田市文化・国際交流財団 (2004年)	一般財団法人町田市文化・国際交流財団情報公開規程 (2004年4月1日) 一般財団法人町田市文化・国際交流財団個人情報保護規程 (2004年4月1日)
一般社団法人 町田市観光コンベンショ ン協会 (2010年)	一般社団法人町田市観光コンベンション協会情報公開規程(2010年8月1日) 一般社団法人町田市観光コンベンション協会個人情報保護規程 (2010年12月21日)
一般財団法人 まちだエコライフ推進公 社(2012年)	一般財団法人まちだエコライフ推進公社情報公開規程(2012年4月2日) 一般財団法人まちだエコライフ推進公社個人情報保護規程 (2012年4月2日)
株式会社 町田新産業創造センター (2013 年)	株式会社町田新産業創造センター情報公開規程(2013年1月30日) 株式会社町田新産業創造センター個人情報保護規程(2013年1月30日)
一般財団法人 町田市地域活動サポート オフィス (2019年)	一般社団法人町田市地域活動サポートオフィス情報公開規程 (2019年4月18日) 一般社団法人町田市地域活動サポートオフィス個人情報保護規程 (2019年4月18日)

6 他の自治体等からの視察

2020年度は、他の自治体等からの視察はありませんでした。

年報 やまびこ 3 1 --- 2020年度情報公開・個人情報保護・会議公開制度運用実績報告書 ----2021年12月発行

刊行物番号 21-

編集・発行 町田市総務部市政情報課(市政情報やまびこ)

〒194-8520 町田市森野2-2-22

電話 042-724-8407 (直通)

印 刷 庁内印刷